

平成24年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 4 年 1 2 月 3 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 陳情の委員会付託

第 5 議案第 1 号～議案第 11 号

提案～審議

第 6 議案第 1 号

討論～採決

第 7 議案第 8 号

討論～採決

第 8 議案第 10 号

討論～採決

出席議員（10名）

1番	久保村	義輝	6番	丸山	豊
2番	百瀬	輝和	7番	山口	守夫
3番	山崎	文直	8番	都志	今朝一
4番	小坂	泰夫	9番	唐澤	由江
5番	加藤	泰久	10番	原	悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木	一直	子育て支援課長	有賀	由起子
副村長	加藤	久樹	産業課長	原	茂樹
教育長	征矢	鑑	建設水道課長	藤田	貞文
総務課長	松澤	伸夫	教育次長	田中	聡
会計管理者	中尾	由美子	代表監査委員	有賀	松雄
財務課長	山崎	久雄	教育委員長	清水	篤彦
住民福祉課長	清水	麻男			

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀	正弘
議会事務局次長	松澤	厚子

会議のてんまつ

平成24年12月 3日 午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。早いもので師走となりました。ことしは春先から秋にかけて天候の不安定等もあり農作物のできを心配いたしました。米等は平年並みのことであります。

御承知のとおり、衆議院議員選挙もあす公示、16日投票で議会期日と重なり、何かと多忙のことと思います。先月20日には議会と語る会を多くの村民を迎え開催できました。初めての会でしたが、それぞれ成果があったものと思います。これからもさらに議会改革に取り組んでいくことをお願いし、ただいまから平成24年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいま出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、3番、山崎文直議員、4番、小坂泰夫議員を指名いたします。

会期決定の件を議題といたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） おはようございます。議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成24年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定いたしましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案11件であります。請願・陳情は、陳情3件が提出されております。

会期は、本日12月3日から12月14日までの12日間とし、この間で4日から11日までを休会といたします。なお、議案審議の関係で、議案第1号、第8号及び第10号を即決とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成24年第4回議会定例会を招集をいたしましたところ、全議員の御出席をいただき開会

できますことにお礼を申し上げます。

ことしも残すところ20日余りとなってまいりました。時の過ぎる早さを実感をしているところでもあります。ことしは春先の天候不順、夏の猛暑と自然災害を大変心配したところがありますが、おかげさまで災害もなく、比較的穏やかな年となり、長野県南信地区の水稲作況指数も100と発表され、他の農産物も総じて豊作の年であり、価格の問題はありますが、大変ありがたいことでありました。今後も雪害など自然災害には十分注意を払ってまいりたいと思います。

今、大変気にかかる経済状況であります。内閣府の最新の月例経済報告では、景気は世界景気の減速等を背景とし、このところ弱い動きとなっていると発表されております。先行きにつきましても、ヨーロッパや中国等の対外経済環境をめぐる不確実性が高く、世界景気のさらなる下振れや、金融資本市場の変動等が日本の景気を下押しするリスクとなっているとしております。また、地元金融機関の伊那谷経済動向でも上伊那地区の状況を総合的に判断し、好転企業から悪化した企業の割合を差し引いた数値では前期より7.1ポイント悪化し、その要因といたしまして円高の影響や中国との関係悪化を予想しております。特に伊那公共職業安定所が10月30日に発表しました来春の高校新卒者の内定率も46.6%であり、近年では最低と報道されたところでもあります。その背景にはやはり円高や日中関係の悪化などを指摘しており、減速感が強まっている景気を下支えする本格的な経済対策を望むところでもあります。

しかし、御承知のとおり、先月16日に衆議院が解散され、あす公示、16日に衆議院選挙となります。この間与野党は衆議院選挙をめぐる攻防に終始しており、政治の空白、しいてはさらなる景気の後退を最も恐れるところでもあります。特に、今後の国政の日程等を考慮すれば、早期の景気対策や来年度の予算編成作業などがおくれることも予想され、さらなる景気の後退を危惧をしておるところでもあります。

こうした経済状況の中で、本村の財政でございますが、個人住民税では、税制改正による年少扶養控除の廃止により、約4,800万円の増と給与所得者が約130人の増加により400万円の増となりましたので、調定額では前年同期よりも約5,400万円の増を見込んだところでもあります。今議会で増額補正をお願いをしておるところでもあります。

一方で、法人住民税は、昨年の急激な円高などにより、各企業の決算状況が芳しくなく、前年同期よりも約2,300万円の減、また固定資産税も土地は評価額の下落により100万円の減、家屋は税制改正による約4,800万円の減、償却資産は企業が設備投資を控えたことにより約1,000万円の減となり、調定額では前年同期より約5,900万円と大幅な減額となっております。

したがいまして、村税全体では前年同期の調定額を約4,300万円ほど減額となると見込んでおるところであり、厳しい財政運営が続くものと認識をしており、財政フレームに基づく村3カ年実施事業をもとに、事業の推進に心がけてまいりたいと思っております。

さて、9月定例会以降主な行事が行われました。11月には村行政の推進並びに地域の活性化に向け活動をされてこられました5名の方々に表彰状、また2団体を含む23名の方に感謝状の交付をさせていただきました。改めまして感謝を申し上げます。今後も引き続き御指導をお願いするものであります。

また、各区では区民祭、文化祭が行われ、私もお招きをいただきましたが、それぞれの地区の特徴が出ており、活力と元気と地域の連帯を感じた1日となりました。

また、2年に一度となりますが、全地区を対象としまして、行政地区懇談会を開催しております。今回のテーマは人口増加に伴う景観とのバランスから、本村の良好な景観を守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的とし、景観行政団体への移行についての説明をさせていただきます。

また、村政のあらゆる事業の基盤となります財政状況につきまして報告をさせていただきました。参加者は前回より36人少ない280人でありました。123件の御意見、御提言をいただくことができました。これらの意見を内部で検討し、まとめましたら区長会等で報告をしてみたいと考えております。

平成24年度も4カ月を切りました。今年度の重点事業の概要につきまして、少し述べさせていただきます。

初めに、昨年10月から高齢者、障害者等交通弱者と言われる方々の移動手段の利便性を高めるために、まっくんバスを2台で運行しております。ことしの利用状況でございますが、平日の1日の平均利用者数は63人となっております。1日の利用者数は1台のときに比べ16人の増となっているところであります。

また、昨年10月から11月に試験的に実施しました土日運行では、1日の平均利用者が30人と少なかったため、再度小中学校が夏休みとなることしの7月から8月の土日8日間で試験運行を実施しました。その結果、1日の平均利用者が22.4人とさらに減少しており、この結果から判断し、来年夏の土日の運行は実施しない、こんな方向でいるところでございます。

続きまして、防災アドバイザーの状況であります。先ほど改正をさせていただきました地域防災計画では、減災の考え方を基本方針の1つとしておりますが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を少しでも最小化する、このことを基本としております。このため、10月31日には、防災アドバイザーといたしまして6名の方に委嘱し、専門的な立場から助言をお願いをしたところであります。

委嘱をお願いをいたしました方々は、地区自主防災会会長か消防団長の経験者であり、2人1組で4地区の自主防災会を担当をさせていただきます。当初は各地区の活動の根幹ともなります地域支え合いマップの作成等の指導をお願いをしたところであります。

また、各地区の災害時の実践的な指導者となります防災士におきましても、現在7名の方から申し込みをいただいております。来年2月ごろまでに開催される講習会及び試験等を経て正式にお願いすることとなります。

続きまして、療育施設たけのこ園の状況であります。たけのこ園は県の児童発達支援の事業者指定を受け、10月1日に開園いたしました。1歳から3歳までの12名の園児が母親とともに通園し、保育士や作業療法士、言語聴覚士や臨床心理士等の指導のもと、毎日いろいろな体験を通じ元気に通園しております。園児たちには親子で過ごす時間から徐々に単独で過ごす時間をふやし、家族以外の人や集団の中でも過ごせるようにしてまいります。今後は施設の受け入れ態勢の充実を図りながら、保育園とたけのこ園を相互に行き来する並行通園も実施をしていく予定でございます。

なお、たけのこ園以外の園児に支援が必要なお子様につきましては、専門職を保育園や未就園児のもとへ派遣し、指導や相談を行ってまいります。

保育園の入園予定の状況でございますが、先月の9日に平成25年度保育園入園説明会を開催をしたところであります。その時の入園希望調査の取りまとめ結果では、平成25年度当

初は630名となり、平成24年度当初と比べますと50名ほど増加をしています。増加の要因でございすが、人口増加によるものと、経済状況により子どもを出産してから早期に働く保護者がふえたため、特にゼロ歳児、1歳児の増加が目立っております。このため、南部保育園では、今年度中に園児室を1室増設してまいります。北部、西部保育園につきましては、園児室を工夫しながら対応をしていく予定であります。

しかし、南原保育園につきましては、平成21年度に新築をいたしました、その際に定員を90名から100名に増加させ、なおかつさらなる増加も考慮する中で、120名くらいまでは対応できる能力として建設をしております。しかし、その当時の予想よりはるかに超える園児数の増加が見込まれ、平成25年度中には140名、平成26年度中には160名を超えると予想をしております。今の保育園では対応できないものと判断したところであり、先月の議会全員協議会の折に御説明をさせていただきましたが、平成25年度におきまして、園児室を増築して対応する予定でございすが、今議会では南原保育園増築事業の設計費と仮園舎の費用につきまして追加補正をお願いをしたところでありま。

また、去る29日に保護者会との懇談会も開催をさせていただきました。さまざまな御意見をいただきました。この中でさらなる増築をしないようにという、こんな強い御要望もいただいたところでありまので、全協では2室というお話を申し上げましたが、今後さらに検討をしながら場合によっては3室の増築というようなことも考えていかなければならないというふうに思っております。

また同時に、いずれは人口減少というこんな状況も訪れてまいります。その折にはその施設を有効活用できるような子育て支援センター、あちらの地区にはありませんので、そんな振りかえもできるような考え方をもとに検討をしております。

続きまして、太陽光発電の状況であります。7月に再生エネルギー買い取り制度が施行されました。特に太陽光で発電した電力につきましては、1キロワット42円で電力会社が買い取り、買い取り期間は10年であります。その影響も見込む中で、新エネルギー補助につきましては、400万円の追加補正を行い対応しておりますが、さらに太陽光システムの設置件数が増加しておりますので、今議会に追加補正をお願いをしたところでありま。

また、11月7日現在の新エネルギー補助関連の申請状況でございすが、太陽光発電は70件で補助金額が932万8,000円、太陽熱利用は5件で18万8,000円、薪ストーブは8件で40万円。ペレットストーブは2件で20万円となり、合計で85件、1,011万6,000円の補助となっております。これは昨年度と比較いたしますと、38%の増となったところでありま。

申請内容では太陽光発電が大きな比重を占め、設置の割合は既設住宅6割、新築時設置4割といった状況であり、本年度の特徴といたしましては、例年余り申請のない太陽熱利用の申請も増加をしております。

続きまして、本年5月から始めました元気アップクラブの状況を報告させていただきます。当初の参加申込者数は409名となり予定者数を大幅に上回ることができました。その後も申し込みが続き、10月末の時点では申込者数が449名となっております。この元気アップクラブへの参加状況であります。5月に開催しました初回の参加数は291名となり全体の71%でありましたが、10月には216名と減少傾向にあります。ただ、1回でも参加した方は全体の74%に当たる333名となっており、また新規の参加者が加入されることにより、徐々に増加していくものと考えております。現在、申し込んでいないものの参加していない方の調査

を行っております。体調不良を理由に参加していない方につきましては、包括支援センター職員の訪問等によりフォローをしていきたいと考えております。なお、参加者からは「足が軽くなった」「スムーズに立てるようになった」「バランスがよくなった」との声が寄せられています。今後は定期的に体力測定を実施し、効果をわかりやすくするため、数値化していく予定であります。また、地区によっては会場準備等に地区社協の皆様のご協力をいただいております。参加者が自主的に手伝ってくれるなど、徐々に住民間の交流が生まれ、地域コミュニティの形成にも効果があらわれております。

続きまして、中学校3年生への予防接種でございます。今年度から高校受験を控えた中学校3年生全員を対象にいたしまして、インフルエンザ予防接種の1回分の費用につきまして村で全額を補助するよう予算化しております。該当者全員に予防接種の通知を行い、11月1日から補助を開始しておりますので、12月中旬までが接種のピークになるものと思われまます。そんなことで今取りまとめをしておるところでございます。

続きまして、国民健康保険の医療状況でございます。国保被保険者数は前年と比較しましてほぼ横ばい状態で推移をしております。その内訳でございますが、一般被保険者数が若干減少傾向にあり、逆に退職被保険者は増加傾向であります。本村の国民健康保険の医療費給付の状況でございますが、本年度上半期は前年度上半期と比較しまして一般が5%、退職が14%増となっており、合計では6%の増加となっております。このうち11月までの支払い状況と比較いたしますと、一般が月平均600万円の増、退職が月平均60万円の増となっており、合計では月平均で660万円の増となっております。このまま推移しますと、昨年度より年間では8,000万円程度増加するものと予想されます。

この増加の要因でございますが、入院が前年同期比18%の増、外来も5%ほど増加しており、入院が増加することにより高額医療費の支払いも増加しております。ことしの3月から8月までの間で、医療費が月に100万円を超える病気といたしましては、がんが16件、脳疾患が11件と、昨年度より大きく増加をしております。また、人工透析患者も今年度に入り3人増加し14人となっております。

特定健診、特定保健指導が始まってことしで5年目を迎え、取り組みを強化をし、受診者数も増加をしてきております。まず、特定健診を受診していただき、特定保健指導の対象となった方々は保健師が長期間にわたりかかわったことで重症化を防いだり、防ぐことは困難でも悪化を数年おくらせることより、本人の生活の安定や医療費の削減に一定の効果上げるよう取り組んでおります。結果が出るのは5年、10年先とかなり先になりますが、このことは国民健康保険の問題のみならず、後期高齢や介護保険にもかかわる村全体の問題として捉えていかなければならないと思っております。今後も引き続き受診率向上に努力し、他の検診との組み合わせで発症予防、重症化予防に力を入れていきたいと考えております。元気な人、忙しい人ほどまず健診を受けていただきたいと思っております。これから年明けにかけてまして、健康部の皆さんの御協力をいただきながら、来年度の健診の取りまとめを行います。また、子どものころから食育、運動を中心とした生活習慣など、健康に対する意識も持てるような取り組みもしつつ、忙しい現役世代も限られた時間でもできる限り運動など、それぞれの年代で健康に関心を持っていただけるよう、これからも事業を拡充をしていきたいと考えております。

続きまして、中央病院の増築関係でございます。伊那中央病院がことし4月1日から救命

救急センターの指定を受け、第3次医療の拠点病院としての整備が進められており、上伊那地域の中核病院としての整備が進められております。このため、地域医療再生計画による補助を受け、手狭になってきました救命救急センターの新築と、医師の確保を目的としまして、現病院の南側に医療研修センターを建設中であり、来年9月の完成を目指しております。このほかにも既存施設の外来通院棟の改修も平成26年3月までに行う予定でございます。

新しく建設されます救命救急センター及び研修センターでございますが、地上2階建ての免震構造となり、1階は救命救急センターとして救急病室10床を備え、救急外来と外科診療室3室を備えた一般外来を備えております。2階は医師の確保と研修を目的とした内視鏡シミュレーションセンターや図書室等を備えた研修センターを建設をいたします。工事費は総額14億2,200万円余となり、うち地域医療再生事業補助金といたしまして約3億9,000万円が充当される見込みであります。なお、センター建設に伴い、高性能CTなどの救急医療機器やシミュレーション機器購入には約5億4,600万円ほど予算化をしております。これらの機器の購入につきましても、地域医療再生事業補助金といたしまして、1億8,200万円が充当される見込みであります。

続きまして、住宅リフォームの状況であります。昨年度は初年度の効果もあり98件、980万円の補助をさせていただいたところであります。しかし、今年度は長引く景気の低迷により、10月末現在の申請は32件、320万円と大幅な減額となっておりますが、今後は消費税増税も予定されているため、需要も期待をするところであります。さらに周知に心がけてまいります。なお、申請内容では、下水道の接続工事に伴う住宅のリフォームが多く、下水道の水洗化率の向上にも一躍を担っているものと考えております。

松くい虫の状況であります。平成22年度に田畑、神子柴地区で確認しました松くい虫の被害も今年度になりまして中込、南殿、久保地区と拡大しております。この状況はある程度予想をしておりましたが、被害を未然に防ぐことは難しく、今後もさらに拡大していくものと判断をしております。今は救急措置といたしまして、松くい虫の被害となったアカマツの間伐作業を実施しておりますが、今後の拡大次第では先進地と同様に、間伐もできない状況になっていくものと考えております。しかし、大芝高原や殿村八幡宮のアカマツは樹幹注入によりできる限り守るように努力をしております。

平成22年度に創設をいたしました空き工場等の今の状況につきまして申し上げます。この事業は村内の空き工場等の活用を促進するとともに、企業進出に当たり空き工場等を賃貸により利用する場合の賃借料に対し予算の範囲内で補助金を交付するものであります。補助率は賃貸料の2分の1以内とし、月額で5万円を限度としております。この補助事業の平成22年度から24年度9月までの実績であります。3年間で12件、640万7,000円の補助金を交付しております。経済状況が大変厳しい中、企業進出をいただいている状況から、補助事業の効果があらわれているものと判断をしております。この2年半で12件の企業の皆さんに入っていただきました。この効果は大きいというふうに村は考えておるところであります。

続きまして、下水道事業の統合状況でございます。昨年農業集落排水事業と公共下水道事業の統合に向け事業認可をいただきました。この事業計画では、既に敷設済みの公共下水道事業の管渠能力を考慮し、農業集落排水エリアの汚水を1カ所で接続することを避け、均等に流入するよう5カ所に分散して接続することとしております。今年度はこの5カ所の接続工事を実施しており、今年度末には接続工事が完了する見込みであります。来年度は公共下

水道事業の南箕輪浄化センターで全ての汚水処理をしていくこととなりますので、維持管理費の軽減が図られるものと期待をしておるところであります。なお、農業集落排水事業で汚水処理をしておりましたいずみ苑が来年度防災備蓄倉庫、郷土資料保管室、防火水槽等に改修をていく計画となっております。

続きまして、南箕輪中学校体育館並びに音楽教室等の改修状況であります。中学校体育館、音楽教室棟は築24年以上が経過し、屋根及び外壁等に老朽化が目立ち始めたため、改修工事を実施しております。若竹祭も改装した体育館で実施をすることができました。

同じくトイレの改修状況でございます。今年度から3カ年の実施計画に基づき、小中学校3校のトイレの改修を行う予定であります。今年度につきましては、中学校トイレの1カ所に1基を洋式に改修する予定であり、今月に発注し、遅くとも3月末には完成するよう事業を進めていく計画であります。

さて、現在来年度予算の編成作業を行っております。来年度は4月早々に村長選挙が執行されますので、当初は経常経費のみの骨格予算となります。事業等の政策的な経費につきましては、新しい村長の考え方で予算編成となりますので、その点は御理解をお願いいたします。

また、国政でも衆議院議員選挙の真っ最中となっており、どの政党が政権を担うかにより国の方針も異なってまいりますので、これらの点を踏まえまして肉づけ予算の中で対応をしていただきたいと思います。ただ、どの政党が政権を担っても、しばらくの間は大変厳しい状況が続くものと思われますので、国の方針を注視しながら予算編成作業を行っていく必要があるかと思っております。

したがって、本村の来年度の予算編成作業もかなり厳しいものになることと思っておりますので、効率的な行政運営、経費の節減に努めながら、前例に捉われることなく、ゼロベースから考えた予算となるよう指示をしたところでありまして、また、これからも指示をしてまいります。基本的には第4次総合計画後期基本計画に基づき、3カ年実施計画に沿って組み立ててまいります。

歳入面では、村税は約4,000万円の減額を、逆に地方交付税では3,200万円ほどの増額を見込んでおり、全体では前年対比で約4,800万円の減額を見込んでおるところであります。

一方、歳出では、先ほど申し上げましたとおり、骨格予算となりますので御理解をいただきたいと思っておりますが、ただ、田畑公民館新築事業につきましては、地域コミュニティーの活動の拠点として、また地元からの強い要望もございますので、村3カ年実施計画の中でも約束してきた経過もございます。骨格予算の中に組み込んでまいります。また、南原保育園の増築も同様に考えておりますので、その点はぜひ御理解をお願いをしたいと思います。

さて、私の任期も4カ月となりました。今この4年間を反省しながら振り返っているところでございます。多くの方々から子育てを初め、住民福祉に手厚い行政とのお声もいただき、このことが転入者数や出生者数の増加にもつながってきているものと推察をしているところでもあります。

一方で、国政が混迷する中で、地方自治のあり方、とりわけ直接住民の皆様と接する村の果たす役割は重要となってきております。この地方行政の考え方が力強い村づくりとなるのか否か、その責任の重さは重大だと感じております。そのためにも計画に沿った素早い決断が要求されるものと考えているところでもあります。このことを踏まえ、残された私の任期で

行政に課せられた課題を1つでも解決しながら、村民生活重視の村政運営を継続をしてまいります。今までの政策が今後もさらに住民福祉等の向上、教育の充実、安心・安全な村づくり、環境に優しい村づくりが続いていくものと期待をしているところであります。今後とも各議員の御協力をお願いをいたします。

また、来年4月2日告示、4月7日投票の村長選挙につきましては、今議会中に態度を明らかにさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いをいたします。

本定例会には職員定数条例の一部改正を含め、4件の条例改正をお願いしております。中でも南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部改正では、給付者の対象年齢を中学校3年生までを高校3年生までに引き上げ、また障害者の精神福祉手帳1・2級所持者につきましても、入院も対象とし、医療費の無料化を実施したいとするものであります。そんな点もぜひ御理解をいただきたいと思います。

本定例会をお願いを申し上げた議案は11件であります。全議案お認めをいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年8月分から平成24年10月分までの例月出納検査報告がありました。また、地方自治法第199条第4項及び南箕輪村監査委員条例第3条の規定により、定期監査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情3件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月20日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項により議会の承認をお願いするものであります。

内容につきましては、12月16日投票の衆議院議員選挙にかかわる経費の補正となります。歳入が歳出を上回る額は予備費で調整し、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ653万3,000円を増額し、総額を52億1,388万1,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） それでは、補正第4号の細部説明を申し上げます。6ページを

お聞きいただきたいと思います。

ただいま村長から提案理由の説明ございましたように、この補正につきましては、既にありますが衆議院議員選挙の公示ということで既に準備に入っておりますので、これに間に合わせるために補正を組んだものでございますので、よろしく願いをいたします。

まず、歳入からであります。県支出金の委託金、総務費委託金でございます。653万3,000円の増額補正でございますが、衆議院議員選挙の委託費ということで県から入ってくるものでございます。

次のページの歳出につきましては、総務費、選挙費で0271の衆議院議員選挙事務で656万3,000円を追加補正お願いをしております。報酬から使用料及び賃借料まで、それぞれ衆議院議員選挙にかかわる費用を計上をさせていただいておりますので、詳細についてはごらんいただきたいと思います。

8ページ、14款の予備費につきましては、いわゆる県費と各科目ごとに予算計上してございますので、その差額分、若干一般財源がございます。3万円を予備費から財源調整をさせていただいたものでございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） これから、議案第1号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 国政選挙ですので、基本的には委託費で全てが賄えるはずだという原則だと私は思うんですが、この不足する額、いってみれば委託された金額との差異はどのような状況から起こるのか、ちょっと御説明お願いします。

議長（原 悟郎） 加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） ただいま申し上げましたように、各科目ごとに予算をとっております。いわゆる県費からの委託金、ぴったりという形でいけばいいわけなんです。どうしても端数等がございまして、若干それを下回らないように各科目の予算をとっていきますので、その分の端数分が予算上では少し出ていると、こういう状況でございますが、できるだけ歳出に当たっては経費の範囲内でおさまるようにと、こういう形で努力をしていきますけれども、そんなことで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 議案第2号について提案理由の説明を申し上げます。

この件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法が削除されたため、南箕輪村議会委員会条例で規定するものです。

それでは、資料2枚目にあります新旧対照表をごらんください。

第5条の委員の選任に、第1項として、常任委員会への所属について、また第2項として、常任委員及び議会運営委員の選任について、さらに第3項として、特別委員会委員の選任等についての規定を加え、これまでの「第1項」これを「第4項」に、「第2項」を「第5項」とする。このように変更するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから、議案第2号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

本案は、現在実施しております公共下水道事業の統合にも見通しがつき、また南部小学校では産休中の栄養士も職場復帰することから、それぞれの部局から1名ずつを村長部局で産休となる職員への補充と、村の栄養管理の強化を図るため異動を行うものであります。なお、職員定数条例に規定する職員定数141人はそのままとし、各事務部局間の職員定数の見直しを行うものであります。

細部につきましては、担当課長及から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第3号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま、理事者の提案説明でも申し上げたとおり、農業集落排水事業と公共下水道事業の統合事業にも一定の見通しがつき、今後しばらくの間は維持管理が主体となるため、職員定数1名を削減し、村長部局での産休となる職員の補充とするものであります。また、南部小学校では産休中の栄養士1名が復職することに伴い、南部小学校の栄養士が2名となりますので、そのうち1名を村の栄養管理の強化を図るため、村長の事務部局へ異動させるものであります。なお、職員定数141名はそのままとしまして、部局内の職員定数を改めるものであります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条でございますが、職員の定数を定めております。議会全員協議会の折に説明をさせていただきましたが、村長部局及び企業職員の定数に誤りがありましたので訂正をさせていただきますが、第1号では企業職員、栄養士の異動に伴い、村長部局の職員「73人」を「75人」に、また第2号の企業職員では「8人」を「7人」に、第7号では「11人」を「10人」とするものであります。

それでは、2枚目をごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、福祉医療制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、福祉医療費の受給者の方に一部御負担をいただいております受益者負担分を200円引き上げ500円に引き上げる改正と、助成対象の児童医療費を現行中学生から高校生までの対象範囲の引き上げ及び精神保健福祉手帳1級、2級所持者の福祉医療費給付について、現行の支給対象医療費を見直し、入院、通院にも支給範囲を拡大するため、福祉医療費給付金条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第4号の細部説明をさせていただきます。

この改正趣旨については、村長の挨拶等で既におわかりだと思っておりますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条については、「乳幼児等」の名称を「児童等」に改めるものであります。

第2条につきましては、現行「乳幼児等」医療の対象を「満15歳」から「満18歳」までに引き上げ名称を「児童等」に改正するものであります。

第3条第2項第5号及び第6号につきましては、字句の改めと所得要件について、現行精神1級が特別障害者手当準拠、2級については、所得税非課税者となっていましたが、1・2級とも特別障害者手当準拠と改正するものでございます。

第7条第1項は、精神1級は通院のみ、2級は精神に係る通院のみという縛りを外すものでございます。

第8号は、受益者負担金1レセプト当たり「300円」を「500円」に改めるものでございます。改正は以上であります。

最初の改め文に戻っていただきまして、この附則といたしまして、この改正条例は平成25年4月1日からの診療分から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） ただいま説明のあった中で、第7条の8号であります。これは既に県等では前から500円に引き上げられたわけですが、村の姿勢として、診療を受ける皆さんに対して負担を軽減するというので300円ということをやってきたわけでありまして。今持続可能な方策のためということで、片方では無料化する年齢を上げるという1つの新しい施策ですが、片やこの今まで引き上げずにきた、この初期の村長としての立場、考え方が今新しい条件で変わったのかどうか。そこら辺はどうなのかお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御説明を申し上げましたとおり、初期の考え方としては、県が500円に引き上げるときに本村は300円で据え置いてまいりました。これ何年か続けさせていただいたところであります。そういった気持ちの問題としては変わっておりませんが、そうはいつても扶助費、さまざまな扶助費が伸びてきております。そういった中で制度の拡大、このことも必要だろうというこんな思いがあったところであります。特に私は精神障害者の医療費が他の市町村と比べて若干手薄になっているなというこんな思いでございました。その部分を1・2級ともに入院、通院とも医療費の無料化を図ってまいりたい。同時に高校3年生まで既にかなりの市町村が実施をしている面もありますので、その拡大も図ってまいりたいと、こういうことで当初の精神が変わったという、こういう部分では気持ち的ではありませんけれど、そういった支給拡大に伴いまして、先を見越してのいわゆる生活支援という、というものを見据えて今回提案をさせていただいたものでございますので、その点はぜひ御理解をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、村営水道加入金の納入につきまして、現行の規定に分割納入ができることをつけ加えたものであります。現行の規定では、加入金は給水工事の申し込みと同時に全額を納入することとされておりますが、大規模なマンション建設等における加入金につきましては、部屋ごとの加入となるため高額となり、一括での納入が困難となる場合があります。昨今の経済情勢からも資金の確保が難しい中、一括の加入金の納入は事業経営に影響を及ぼす可能性があります。このようなことから新規の加入につきまして、申込者の一時的な大きな負担の軽減を図ることを目的とし、大規模な事業で加入金の額が高額となる場合に、分割納入ができると定めるものでございます。条例の一部改正ということでお願いをいたします。

下水道の部分につきましては、既にそういった規定がなされております。この村営水道条

例の一部改正につきましても、一定の条件をつける中でお願いをしていきたいということでございますのでよろしくお願いいいたします。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」の細部説明を申し上げます。

この改正につきましては、ただいま村長から申し上げましたとおり、高額となる水道加入金の分割納入につきまして、加入金の納入を規定をしております条文にただし書きとしてつけ加えるものであります。

それでは、最後のページの新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。

第30条の加入金であります。現行は給水工事の申し込みと同時に納入をするものとされております。その後ろにアンダーラインのとおり、ただし書きとしまして、「給水装置の新設工事で、加入者が特別の事由があると認めるときは、別に定めるところにより加入金を分割納入することができる」との条文をつけ加えるものであります。

また、ただし書き中「別に定める」につきましては、規則におきまして、分割納付にかかわる取り扱いを定めるものであります。

それでは、2枚目をごらんをいただきたいと思います。

附則でございますが、公布の日から施行をするものであります。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。改造工事といいますか、新設の工事はどのくらいの実績が、実態はどのようになっていますか。何件ぐらいでしょうか。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） 昨年までの実績であります。年間一、二件という状況であります。五、六年前は5件ほどという状況でございました。

以上であります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

今の唐澤議員の質問と関連はしてはしますが、口径がふえるということは事業が拡大をするということでも喜ばしいことだというように思いますが、現状の中で、お金が高いために口径をふやす工事をためらっているということが現実には幾つもあるのかどうかというのをお聞きしたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） 実は過去にもこのような大規模マンションの建設というようなことがありまして、そういったケースの相談もあったところがございます。現行の規定に基づきまして一括納入をお願いをしてきたところでもあります。先ほど村長の説明もござい

ましたが、資金運用ということからマンション経営を行う方がおりまして、この場合に建築費用は全額経営者の負担となります。同様に加入金の負担は申込者が全額負担と、経営者が負担をするということになりまして、そういった中で個人において一度に大きな負担が生じて、その資金確保が困難であるというようなことが実際にございましたので、それに基づきまして今回条例改正をお願いをするというものでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第6号「南箕輪村暴力団排除条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村暴力団排除条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、ことしの10月30日に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係する村の暴力団排除条例におきましても、項ずれにより所用の改正を行う必要が生じたため議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第6号に係ります細部説明を申し上げます。新旧対照表によりまして説明を申し上げたいと思います。

条例の第2条では、暴力団の排除について基本理念を定めております。この第2号では法律により長野県の公安委員会から暴力追放運動推進センターを指定することができるしておりますけれども、この指定を規定しております法律第32条の2が第32条の3に繰り下がったため、村の暴力団排除条例にも項ずれが生じたので、「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改めるものであります。

それでは、2枚目をごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、公布の日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第7号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 議案第7号について提案理由の説明を申し上げます。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、条ずれが生じたためそれを訂正するものと、本会議においても、委員会同様公聴会の開催や、参考人の招致ができることと規定されたため、議会会議規則の改正を行うものです。

資料4ページをお開きください。

新旧対照表で、まず第16条及び第70条については、これは自治法の条ずれの訂正をするものであります。

次に、新たに第14章として、公聴会についての規定、それから5ページに移りまして、第15章として、参考人に関する規定を追加するものです。これ以下はこの2つの章を追加したことによる章及び7つの条が追加されておりますので、この条番号の訂正となります。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、村税の歳入見込額の調整と、歳出では平成25年度南原保育園増築工事に伴う設計委託費と仮園舎設置工事費、臨時保育士の賃金及び障害者自立支援給付費の補正が主なものであります。歳入が歳出を上回る額は予備費で調整し、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,319万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を52億6,707万7,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） それでは、第5号の補正につきまして、歳出のほうから説明を申し上げますので、13ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の議会費であります。0101議会事務で30万円の増額補正でございますが、これは9月の議会の録画放送の試行、これに続きまして12月、3月議会につきましてもケーブルによる録画放送を実施するための委託料でございます。

次のページへ参りまして総務費になりますが、総務管理費の0201一般管理事務であります。385万4,000円の増額をお願いするものでございます。職員手当では260万円、一般職の時間外手当でございます。業務量の増大等によりまして時間外が不足しておりますのでお願いを

するものでございます。共済費で22万9,000円でございますが、これは地方公務員の災害補償基金への特別負担金ということで、東日本大震災による給付費がふえたために、これに基づく増額でございます。賃金で49万5,000円でございますが、産休職員が生まれて、この職員の補充を臨時職員をお願いするものでございます。需用費で53万円でございますが、庁内の事務費では印刷用の用紙代と若干不足が年度末まで見込まれるということで30万円。それから貸与被服につきましては、臨時職員、特にこの保育士の関係でございますが、園児数増に伴って臨時的保育士の皆さんをお願いしております。この被服でございます。次に、0202の庁舎管理事務では、19万8,000円をお願いするものでございます。需用費でございますが、これは庁舎の消火栓用のホース、これが傷んでまいりまして、本年度防災訓練の際、筒先でのホース圧と水压等を点検した結果、いわゆる穴等ができて水漏れ等があるということで、圧不足になっているホースがあると、こういうことでこれを購入するものであります。次に、文書広報費でございますが、0210の文書広報事務で20万円をお願いをするものでございます。これは村専用チャンネルで今主として文字放送を流しているわけでございますけれども、ここにいわゆる村の広報番組、これを入れていくと、こんなことで既に始めておりますが、そんな関係に要する費用でございます。続きまして、財産管理費であります。0241財産管理事務で11万9,000円をお願いをするものでございますが、秋に議員さん方の村境視察を一緒に行いましたけれど、その中で村境の標識、こういったものが傷んでいるものがございまして、その復元をするものでございます。次のページへ参りまして、防犯対策費、0251の防犯対策事務で6万1,000円の増額補正でございますが、こちら防犯灯の電気料、これが大分ふえてまいりました。22基分をお願いするものでございます。次の0252の防犯灯施設の整備事業でございますが50万円。こちら防犯灯の修繕料、当初予算で40基を既に済ませておりますが、さらに20基ほど修繕が必要になってきていると。こういうことで50万円をお願いするものでございます。徴税費でございますが、0260の税務総務事務で9万円の減となっております。これは報酬、旅費、それから負担金、補助及び交付金で、不用額の減額をするものでございますが、燃料費、需用費で1万円燃料費が不足ということで増額をお願いしております。差し引きで9万円の減ということでございます。次に、賦課徴収費で0261の賦課徴収事務でございますが、3万3,000円の増加をお願いするものでございます。こちら償却資産の申告書の用紙、これが不足をしておりますので印刷するものでございます。続きまして、選挙費であります。村長選挙費0275の村長選挙事務、51万6,000円でございます。これは既に当初でも計上を一部してございますが、さらに年度内に準備をしなければならないというものが明らかになってまいりましたので、需用費、役務費、委託料でそれぞれをお願いをするものでございます。次に、西部土地改良区の総代選挙でございますが、0280総代選挙事務で7万7,000円をお願いするものでございます。こちらは来年3月19日が任期満了ということで、2月中の選挙を一応予定をしていると。こんなことで報酬、需用費についてをお願いをするものでございます。

次のページへ参りまして民生費であります。社会福祉費の0301社会福祉総務事務で55万3,000円の減額補正となっております。給料、職員手当、共済費の関係、これは課内での係間の異動がございまして、そのページの一番下に0315国民年金事務がありますが、こちらへいわゆる職員の異動により持っていったというものでございますので、全体としては変わりません。28の繰出金で100万3,000円でございますが、こちらは国民健康保険基盤安定負担金の繰出金でございます。0302の福祉医療費給付金事業では814万1,000円の増額をお願いする

ものでございます。県単の乳幼児、村単乳幼児、重度心身障害者医療、村単低所得老人、それぞれ扶助費の増でございます。0306の障害者福祉事業では、2,800万円の増額でございますが、自立支援給付費の増額でございます。国民年金費で0315国民年金事務155万8000円ありますが、そのうち給料、職員手当、共済費につきましては、先ほど申し上げた社会福祉総務事務からの職員の内部の異動によるものでございます。需用費では公用車の修繕料、当初計上してございますが、車検の修理によりまして若干不足が出ておりますので、2,000円追加をお願いするものでございます。児童福祉費で0340の保育園運営事業であります、2,725万3,000円をお願いするものでございます。そのうち賃金で1,284万3,000円ということでございますが、園児数増によりまして、保育士あるいは調理員、こういった皆さんを大幅にお願いをしております。この人件費不足分でございます。委託料で475万円でございますが、こちらにつきましては、冒頭村長の開会挨拶でもございましたように、南原の保育園、この増築をするための設計を本年度中をお願いをしていくということで計上をするものでございます。15の工事請負費、966万円につきましては、南原保育園の改築の工事を行うために、この仮設の園舎を建てる必要がございます、4月の当初から受け入れをしていくためには本年度中にこの仮設園舎を設置しなければならないということからお願いをするものでございます。次に、0342の児童発達支援事業であります。70万円増額をお願いをするものでございます。療育施設が10月からスタートをいたしました。いろいろ消耗品等も用意をいたしました、まだ十分でないということから30万円お願いをいたします。さらに修繕料という形でございます。これはスタートしたばかりでございますが、トイレが一番小さい便器が3歳児用に対応するためのものをつけてあるわけでございますが、さらに小さなお子さんも利用があるということで、3歳児未満の小さなお子様用の便器に一部分取りかえをするという必要が出てまいりましたので、修繕料として40万円をお願いするものでございます。

次に、衛生費の関係であります。保健衛生費の0401予防事業であります、265万7,000円の増額補正であります。需用費で194万6,000円あります。これはワクチンであります、11月から3種混合が4種混合にかわりました。ポリオ不活化ワクチンがプラスになったわけでございますけれども、それに関係する分の増額でございます。委託料の71万1,000円につきましては、11月からのこのポリオ不活化ワクチンの以前、9月から10月にポリオ不活化ワクチンの集団接種、これができなかった方、この方たちに対する予防接種をしていくための委託料でございます。次に、環境衛生費0407の環境衛生事業であります、200万円あります。これは冒頭村長の挨拶の中でも申し上げました住宅用新エネルギー施設ということで太陽光発電等がふえてきております。200万円、約16戸分を想定しております。0408の墓地公園事業でございますが、20万円、墓地公園の返還が出てまいりましたのでお願いをするものでございます。

続きまして、農林水産業費であります。農業費の0605農業振興事業であります、14万5,000円の増額であります。これは環境保全型農業ということで掲載してございますが、具体的には有機農業に取り組んでいる皆さん方、村内4戸の農家の方がいらっしゃるようですが、これに対する新しい補助制度ができましたので、その補助を行うもので計上をしております。次に、畜産業費であります、0620畜産振興事業で5万円、こちらはへい獣処理の事業補助金でございます。林業費の0651林業振興事業、682万円のこちらは減額補正となります。需用費で600万円、委託料で100万円、これはアカマツの樹幹注入費、本年度大芝

の村有林の注入を予定したわけでございますけれども、薬の効く期間、薬効の期間が1年延びましたので、本年度実施をしなくていいと、こういう形になりましたので減額をするものでございます。備品購入費はみんなの森の維持管理用の備品18万円をお願いするものであります。

続きまして、商工費であります。観光費の0703の観光振興事業で50万円増額補正であります。大芝高原の着地型商品ということで、誘客のための具体的な商品づくり、これをコンサルに委託をする費用でございます。

続きまして、土木費であります。道路橋梁費の0803道路維持事業であります。160万円の増額補正をお願いいたします。委託料で導水路維持管理作業委託料ということになっておりますが、側溝のしゅんせつ等の委託をお願いするものでございます。続きまして、道路新設改良の0806国庫補助道路改良事業でございますが、こちらにつきましては、財源組み替えのみでございます。次の、0808村単道路改良で1,000万円の増額をお願いするものでございますが、地区計画事業の工事費、こちらをお願いをして工事の拡充をしていくものでございます。河川費であります。0812の村単河川改良事業であります。1,000万円減額であります。こちらは大泉ダムの配水管、このバルブが傷んでおまして修理の必要が出ているわけでございますけれども、さらに細部調査をすることによって工法の変更ができるかもしれないと、こんな形になりましたので、本年度については減額補正をすると、こういう形でございます。

次の消防費になりますが、0930防災対策事業で7万5,000円をお願いをするものでございます。報償費5万1,000円は防災士の会議の報償でございます。旅費及び役務費につきましては、防災アドバイザーの研修のための旅費、それから自主防災アドバイザーの保険料、こういった部分でございます。

10款の教育費であります。小学校費の1010南箕輪小学校管理事務で73万5,000円をお願いをするものでございます。賃金で補充教諭の賃金32万3,000円、役務費では教職員用のパソコンの保守点検料41万2,000円となっております。1017の南部小学校の管理事務で15万5,000円、役務費でございますが教員用のパソコンの保守点検費であります。教育振興費で1009小学校教育振興事務では16万5,000円、扶助費であります。要保護及び準要保護児童の就学援助費の増でございます。学校給食費の関係になります。1013の給食センター事業で91万円でございますが備品購入費であります。配膳コンテナを買うということですが、来年度学級数がふえてくることによりまして、本年度中にこれを買って配備をすると、こういうものでございます。1019の南部小学校給食事業で3万7,000円の増額でございますが、こちらは普通旅費でございます。次に中学校費であります。1020の中学校管理事務で275万6,000円をお願いをするものでございます。賃金で7万8,000円、日本語指導員の賃金。役務費では53万円、パソコンの保守点検料。委託料で16万8,000円、これは学校の教室の間仕切り。平成25年から特別支援学級が現在2クラスがこれが3クラスになりまして、間仕切りの必要が出てまいりましたので、この工事を本年度中に行うものでございます。その設計監理料でございます。その下の168万円がその間仕切り工事ということでございます。次に、備品購入費で30万円でございます。こちらにつきましても教室がふえると、こういうことから机、椅子等の備品が必要になりまして、これが30万円をお願いをするものでございます。それから、教育振興費であります。1022の中学校教育振興事務で59万3,000円あります。要保護、準

要保護の生徒援助費でございます。次に、予備費につきましては、2,342万9,000円、財源調整とするものでございます。

続きまして、歳入のほうを御説明申し上げます。7ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入で、まず村税でございます。村民税の個人分につきましては、1,667万円の増額をするものでございます。当初現年度分につきましては、6億5,495万5,000円計上をしておりますけれども、平成23年分の所得が確定をいたしましたので、これに調定見込額、収納率を掛けまして、現年度分について6億7,162万5,000円とすると、それによる増が1,667万円となるものでございます。

次に、固定資産税であります。955万円の増であります。こちらにつきましても当初予算に対しまして既に平成24年度調定額が出ております。これに収納率を掛けましてその増額分ということで955万円を計上するものでございます。

次に、村たばこ税でございますが、こちらにつきましては、たばこの売り上げ、喫煙者の減によりまして売り上げが減ってきております。したがって、村たばこ税につきましても500万円減額を見込むところでございます。

入湯税の関係になりますけれども、こちらにつきましては100万円の減額でございます。本年6月に約2週間休業をいたしまして、改築工事を行ったことが主な原因でございます。当初予算では約30万人分を見込んでいるわけでございますけれども、約6,600人ほどの減ということを見込みまして、100万円減額とするものでございます。

次に、分担金及び負担金で総務費の負担金であります。7万6,000円の増額でございます。出のところで申し上げましたけれども、西部の土地改選が見込まれているということで、西部土地改良区から入を見込んでいるものでございます。

次のページになりますが、国庫支出金であります。民生費の国庫負担金1,447万6,000円の増額でございますが、保険基盤安定負担金で47万6,000円、それから障害者福祉費の負担金として1,400万円、これを見込んでおります。

県支出金になりますが、民生費の県負担金で727万8,000円あります。保険基盤安定負担金で28万円、障害者福祉負担金として、自立支援の関係になりますが700万円見込んでおります。

県補助金になりますが、民生費の県補助金で255万2,000円増額であります。福祉医療費の関係、県単乳幼児、それから重度障害者と扶助費に対応するものでございます。

農林水産業費県補助金、7万3,000円、これも出のところで申し上げました環境保全型ということで有機農業の関係の補助、これを見込んでおります。

委託金であります。総務費委託金100万円、県民税の徴収事務委託金、県からの入を増額するものでございます。

続きまして、財産収入であります。財産貸付収入で452万1,000円、こちらにつきましてはゴルフ場の用地の契約更改を本年5月に実施をいたしました。従来年度単位でこの貸付料を見込んでおりましたけれども、契約が5月22日からの契約になっておりますので、この契約期間に合わせた使用料の入と、こういう形にかえましたので、それによるその間のずれ分を増額として見たと、こういう形でございます。

諸収入でございますが、雑入で300万円、こちらにつきましては、昨日の中央道、山梨県

内のトンネルで大変大きな事故がございました。現在この中央道に架かる南箕輪村では中の原橋が村管理の橋となっております。一部コンクリートが剥落しておりまして、この剥落防止の工事を本年度することになっておりまして、既に発注をしております。この工事に対する補助金がJHのほうから300万円いただけることになりましたので、これを入として計上するものでございます。なお、この中の原橋については、この工事と並行をいたしまして、いわゆるその強度の関係でありますとか、そういった関係についても現在調査を既に委託をして、安全性を図るようしております。

歳入については以上でございます。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 2点お願いします。

17ページの障害者福祉事業、扶助費の自立支援給付費なんですが、何人分で、最近の増か減かの状況をお願いします。それから、21ページの観光振興事業の委託料、大芝高原着地型商品造成業務委託料のちょっと内容を教えてください。

以上です。

議長（原 悟郎） 先に、清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 自立支援に係る扶助費でありますけれども、平成23年度と平成24年度の上期を比べてみますと、まず行動援護、これは障害程度区分が3以上の移動の支援ですけれども、2人ほどふえておりまして、金額的には500万円ほどふえております。それから、生活介護でありますけれども、5人ほど人数はふえておりまして、約500万円これもふえております。それから、施設入所支援でありますけれども、これも倍の5人から10人にふえておりまして、金額的には200万円弱ということになっております。一番多いのが就労継続支援で、昨年度上半期40人が今年度57人、17人ほどふえておりまして、金額的には1,300万円ほどふえてるとというのが主な増になっているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 着地型の商品造成業務の関係でございますが、こちらにつきましては、当初予算の中でも予算を頂戴をいたしまして、特に秋冬を中心とした対策ということで、商品造成を図ってきておるところでございます。今回お願いをしますのは、来年以降の夏春を含めてということで、さらに商品造成を進めていきたいということで考えておるところです。これまでの経過、またその成果ということでございますけれど、大阪に本社がございます会社に委託をしております。この会社はコンサルタント業務、それから旅行社等へのいわゆるエージェント的な業務ということでされているところでございますけれど、ここによりまして、幾つか商品ということでまとめていただきました。それからそのほかにもいろいろ提案ということで、大芝荘を初め、大芝の観光の中で商品化できるものということで検討を一緒にしてきておるところです。商品化されたものの中で大きなものは1つは合宿のプランということで、これは大芝荘を中心にそのほかにもコテージ等がございますので、その辺を活用して商品として誘客を図るということでやってきております。これはまだ仮予約とい

う段階でございますけど、来年の秋でございますけれど、関西方面の大学の野球部ということで聞いておりますけれど、仮予約が入っているという状況でございます。また、もう1つは冬場の客室、特には大芝荘の客室の関係でございますけれど、スキーということで周辺の伊那、あるいは木曾のスキー場を利用させていただきお客様を集客をするという形の商品をつくりまして、これも既に出しておるところですが、これもまだ数組ということでお聞きをしておりますけど、成果が出てきているということでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、よろしいですか。

ほかに、質問。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 丸山です。

2点ほどお願いしたいんですけども、今の21ページの大芝高原のこの続きの話で、いろいろ今具体的におっしゃられていただいたんですけど、その50万円という数字、この50万円で求めているものが大体出てきそうなのかどうなのかっていうのをちょっとそこら辺をお尋ねしたい。それと、あと24ページ、教育委員会のほうでパソコンの保守点検料、小学校と中学校それぞれ上がっておりますが、これ教職員用ということで、これ何を保守点検、何を何台くらいやるのかって、これちょっと意味がよくわからないんですけども。結構な金額であって、パソコンも先生たち使っても相当多いかなと。それから保守点検料にしては、その割には結構金額がのしているなというような感じがしますんで、ちょっとこの内容を教えていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） それでは、先に原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 50万円という金額が相当な金額なのかということの御質問かと思うんですが。このすぐにその単年度でそれじゃ50万円がはね返ってくるような結果が得られるかということ、そういうことには考えておりません。商品造成の中でどういう形のものがいいかということの御提案をさせていただいてそれを商品化しておりますので、これが初年度は当然こういった大きな金額がかかってしまいますけど、以降につきましてはその商品を使って営業をしていただく、あるいは村として誘致を図ったり誘客を図ると、こういうことで進めてまいりますので、少し長い期間でそういった成果が出て、さらにプラスといえますか、当然黒字を目指してやる事業でございますので、そういう成果を求めてやっていきたいというふうに考えております。

議長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） 先ほどの教職員用のパソコンの保守点検料の内容ですけれど、これについてはハードウェアの保守点検ということで、それぞれ学校の教職員用に導入しましたパソコン、南小では40台、南部小では15台、中学校では31台、それぞれのパソコンのハードウェアの保守点検ということで今回盛らせていただきました。

議長（原 悟郎） 丸山議員。

6番（丸山 豊） 21ページのその大芝高原のほうの今までやられてたっていう大阪の業者さんっていうこういうお話があったんですけども、その幾つかやられているプラン、提出されたプランの中でこちら側が契約した金額と大体こんな程度の妥当性というかなんか、そういうものっていうのは納得して成果品を受け取っているかっていう、それだけ1点ちょ

っとお聞きしたいっていうことと、それから保守点検で今ハードウェアっていうことなんだけど、ハードウェアの何なんですか。機械を保守点検するっていうのはどんなようなことを保守点検するかっていうことをちょっとお尋ねしたいんですけども。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 当然納得をした上で検収をしております。

議長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） ハードウェアの細かい点についてはちょっと後で御説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 山口です。

ちょっと2点ほどお聞きしたいんですが、20ページなんですけど、ここには環境保全型農業直接支払ってというような形で、いわゆる有機農業に対して4戸ほどに補助をするっていうような、こういうことは今後農業の差別化する意味では大事なんですけど、この辺のとももう少しちょっと具体的に説明をお願いします。

それから、収入の7ページなんですけど、たばこ税が500万円減というような形。それから当初の村長の挨拶の中で、今後法人税が2,300万円、あるいは固定資産税も100万円ぐらいの減が予想されているんですけど、今後3月のときにまたこの辺の補正の状況と税収見込みっていうのはどんなような形で見てるか。その辺をお願いします。

議長（原 悟郎） 先に原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 環境保全型農業直接支払支援対策の内容について御説明を申し上げます。

これは農業分野におきましても、地球温暖化防止、あるいは生物多様性の保全ということで積極的に貢献していくことが重要だというふうな農水省の考えのもとに、いわゆる環境保全効果の高い農業ということで、有機農業に対する推進という中で補助が行われているものでございます。

この補助の対象になります事業でございますけれども、ちょっと専門的な農業用語になっていってしまうかと思いますが、緑肥等の作付を行うカバークロープといわれるもの、あるいは麦類ですとか牧草をその作物の畝間に植えてまいりますリビングマルチというようなもの、あるいは園地におきまして麦類だとか牧草等を植えつける草生栽培といわれるもの、あるいは冬季に湛水の管理をするもの、そういったものといわゆる緩行の化学肥料、化学合成農薬、それらの緩行に比べて5割減にする取り組みを一緒にするもの、あるいは、いわゆる有機農業ということで国の基準に合った、有機のJASというようなものがございまして、そういう基準にあった農産物を生産するもの、そういうものが対象になってくるということでございます。これに対する助成でございますけど、国と市町村が1対1であわせて交付をするという内容になっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、村税の関係の御質問ですが、最初にたばこ税であります、これは昨年までは非常に本数は減っていましたが、税がふえたということで全体

的にはふえてきたわけでありますが、ここへ来て非常に本数が激減しているという部分であります。その部分で予算の確保が難しくなってきたというものであります。

それから、法人関係でありますけれど、ことしも先月ですか主だった企業を副村長と訪問させていただいた経過があります。そんなところでいろいろ企業が決算期がずれておりますので、現在幾らという増額になるとかそういうことがはっきりわかっていないのが現状であります。予想としましては3月期までには予算よりも多少は増額ができるだろうという予想はしております。したがって、今現在で今言ったように決算期がずれておりますので、済んでみないとわからないという部分がありますので、最終は3月補正ということになるかと思えます。言ったように、予算は確保はできて、若干上乘せができるという予定はしております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 有機農業、もう少しちょっとどういう形で今現在南箕輪は行われているか、その辺の具体的なことをちょっと知りたかったわけです。

それから今予算の問題なんですけど、当初今回500万円の減なんですけど、当初の予算に対して大体いけるといふ、そういう今判断でよろしいんですか。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 村の中では、先ほど副村長の説明の中でさせていただきましたが、4名の方がこれに該当するような農業をされているということでございます。

それで、内容につきましては、ちょっとカバークロップなのか、リビングマルチなのかっていうのはちょっと今手元に資料なくて申しわけございません。それでその方たちの位置づけということでございますけれど、やはりまだ人数的には少なくなっております。それからそのほかの有機農業以外の方、またその販売の経路とかそういうものが違ったりしますので、そういった方たちもこれから村の担い手として頑張っていっていただきたいという思いはございます。ちょうど今人・農地プランということで計画づくりをしていく段階にございますので、そういった方々も位置づけが必要かというふうには判断をしております。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） たばこ税の関係でありますけど、当初も若干は低く見たわけでありまして、さらに低くなっていくという結果であります。JTを初め2社から毎月報告があるわけでありまして、その積み重ねというところで本数が相当減ってきているということで、またここで減額をさせていただくという結果になります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

20ページの林業振興事業の中のみんなの森の備品購入費ということで18万円盛られてますが、備品ですのでどんなものかなということでお聞かせいただければと思いますが。

それから、22ページの村単河川改修事業の大泉ダムの配水管の修繕工事ということで、バルブがうまく動かないというような話がありました。再調査をされるというような副村長の説明だったかと思うんですが、不用額はそれはそれでいいんですけども、再調査の費用って

どうか、そういう部分は今年度内でやるのか、例えば来年とかいうこの辺のところの考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） それでは、先に、原産業課長。

産業課長（原 茂樹） こちらの備品でございますが、これまでも議会等でも御質問等いただいていたところですが、みんなの森のほうの利用者の数というようなことで、把握ができていないところがございます。これまで何かいい方法はないかということで検討をしてみました、そのいわゆるカウンターでございますけれど、適当なものが見つかったもので、これを購入して設置をしたいというものでございます。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） 大泉川砂防ダムの配水管のバルブの修繕の御質問でございますが、これにつきましては、今年度再調査をするということで、ダムの中の様子を潜水をして確認をしているところでもあります。この中で配水管が4本あるわけですが、そのうち2本はどうも埋まってしまっているというような状況の中で、2本だけをうまくダム内で水をとめることができれば安価に工事ができるのではないかということで、その検討を今現在しているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤です。

2点ほどお伺いしたいと思います、15ページの防犯灯修繕料ということで、どんな防犯灯の修繕を行うのかということと、18ページ療育施設の修繕料40万円というようなことで、たけのこ園開園したばかりなのに何か設計段階で見落としがあったのか、3歳未満そんなありきの想定はできていなかったのかと、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 最初に、松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 防犯灯の修繕でありますけれども、防犯灯につきましては、各区、区長さんたちをお願いをして維持管理を行っていただいております。その中で電球が切れた場合については各区で対応しておりますけれども、機械本体そのものが使用できなくなった場合、そういった場合に取替えになりますけれども、こういったものに対して私どものほうで修繕を行って取りかえていくという形をとっております。その場合につきましては、今の時期でありますので、LED化に対応していくというような形で修繕をさせていただいております。

以上です。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） たけのこ園でございますけれども、当初3歳のお子さんたちを中心にトイレの設計を行いましたけれども、入園してくるお子さんの状態ですね。3歳であっても体が小さいとか、先ほど言いましたように、1歳のお子さんも入園されておりますので、トイレのほう実際に入ってくるお子さんに合わせて改修ということで、このたびそれぞれ便器を小さいほうに取りかえたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ちょっと聞き取れない部分もあったんですが、設計段階ではそれなりきのことを想定してわけですか。設計をお願いする段階。そのときにはそんな子どもた

ちが入所するという事は想定した中で設計依頼はしてたわけですか。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 設計段階では3歳のお子さんを考えておりましたが、実際に入園されたお子さんは1歳4カ月からのお子さんから入園されています。それから、3歳のお子さんでも体が小さくてとか体が御不自由な方がいて、3歳のトイレでは使えないために改修ということをお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに。

4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂です。

先ほどみんなの森のその利用者数のカウンターということですけど、18万円のものですからもう少し具体的にちょっと教えてもらいたいんですけど。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） カウンターにつきましては、赤外線によりまして、設置場所につきましては、いわゆる第2駐車場、大芝湖の東側にあります駐車場からセラピーロードのほに入ってくる部分がございますが、そこが一番入ってくる方のカウントができるかなと思っておりますのでそこを想定しておりますけれど、そこを通ることによってその人数をカウントできるというものでございます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

ただいまから11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を行います。

先に、先ほどの質問の中で訂正と報告がございますので、お聞きをいただきたいと思いません。

原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 先ほどの山口議員からの御質問の中で、環境保全型農業直接支払交付金の補助の関係でございまして、国と市町村が1対1だということで申し上げましたが、間違えて申し上げてしまいました。これは正しくは国と地方が1対1ということで、地方のほうは県と市町村がまたそれを1対1で分けるということになっております。10アール当たり8,000円という補助になるわけですが、国が4,000円、これは直接国のほうから交付をされます。それから県と市町村がそれぞれ2,000円ずつということで、これを県の分と合わせて村のほうで交付をするというものでございます。

それから、4人の方ですけど、これは有機JASはとっておりませんが、県の指針に基づいた栽培を行っている有機農業の皆さんということで、4人とも有機農業ということですので。大変申しわけございませんでした。

議長（原 悟郎） 続いて、田中教育次長。

教育次長（田中 聡） 先ほどの丸山議員からの御質問の教職員用のパソコンの保守点検

料の関係ですが、これについてはハードウェアのふぐあいが生じた場合の対応。それと、2カ月に1度定期点検というか、各学校の方に出向いて業者の方が様子を見ていただく、それも含めての契約になっております。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは、議案第9号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

介護保険事業は、第5期介護保険事業計画に基づき実施をしておりますが、今年度の介護保険給付費は計画値より低目で推移をしておりますが、要支援認定者数が予定より増加していることに伴い、予防サービス等諸費と特定入所者介護サービスの利用者数の増に伴う増額補正と、要介護1から5に対する介護サービス等諸費を減額する補正をお願いするものであります。

なお、今回の補正は全体の介護保険給付費の中で調整するものでありますので、既定の歳入歳出予算の総額7億7,619万5,000円には変更ございません。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第9号、介護保険事業特別会計補正予算について細部説明を申し上げます。

予算書の4ページの歳出をごらんいただきたいと思います。今回の歳出につきましては、歳出のみとなっております。

02款の保険給付費であります。これは全体の給付費でありますけれども、先ほど村長がおっしゃったとおり、第5期介護保険計画で定めた保険給付費ですが、平成24年度の11月分までの全体の支払いについては、計画値、いわゆる予算額より低く推移をしております。しかし、要支援1、2に認定されました方が計画より増加しております。それに伴いまして、この4ページの中段の1322事業、介護予防サービス等費が月平均20万円ほど増加しておりますので、本年度支払いに対応するため、279万4,000円を増額補正し3,456万7,000円とするものであります。

次に、その下の06項1351事業、特定入所者介護サービス等費ですが、施設サービスの居住費と食費は原則保険給付の対象外となっております。しかし、所得の低い方は一定額以上の居住費と食費は保険給付の対象となりまして、特定入所者介護サービス費として支払いを行っています。近年この件数が増加しております。月平均40万円ほど増加しておりますので、本年度支払いに対応するために、591万3,000円を増額補正し4,091万3,000円とするものであります。しかし、要介護1から5までの方の介護サービス等諸費を中心といたしまして、介護保険給付費全体が計画より月に200万円から300万円ほど低く推移しておりますので、上段の一番上の01項、1321事業、介護サービス等諸費を870万7,000円減額し、全体の保険給付費

の額を動かさないように調整をするものでございます。したがって、今回の補正につきましては、歳入歳出の総額に変更はございません。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第10号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、医療給付費の大幅な伸びによる歳入歳出の補正が主なものであります。歳入では医療給付費の増に伴う県補助金療養給付費交付金及び国保財政調整基金繰入金の増額補正をお願いし、歳出では一般被保険者及び退職被保険者にかかわる療養給付費の増額補正をお願いするものであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,371万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,405万3,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第10号、国民健康保険特別会計補正予算について細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の6ページの歳入から御説明を行います。

03款国庫支出金、01項国庫負担金、05目特定健康診査等負担金に25万2,000円を追加いたしまして185万4,000円とするものであります。これは平成24年度の国庫負担の確定に伴うものであります。その下の02項国庫補助金、04目出産育児一時金補助金に4万円を追加するものであります。国庫補助の出産育児一時金の基準額については、平成21年10月から38万円を4万円引き上げ42万円となっております。引き上げ分4万円のうち1万円が国保会計に平成23年度までということで補助されてきましたが、今回の4万円については、3月に出産された4人分を平成24年度会計で支払った分になり、国からの追加支払いが確定いたしましたので補正をさせていただくものであります。

次に、7ページをごらんください。

04款県支出金、01項県負担金の03目特定健康診査等負担金であります。国の負担金同額の25万2,000円を追加いたしまして185万4,000円とするものであります。平成24年度県負担の確定に伴うものであります。その下の02項県補助金、01目県財政調整交付金に1,233万2,000円を追加し、5,002万2,000円とするものであります。国保の療養給付費の一定割合が交付されるものであります。平成24年度の概算交付が決定したことにより増額するもので、

今後医療費の増加によりさらにふえる可能性のある項目でございます。

その下の8ページの05款、01項、01目療養給付費交付金ですが、退職者医療に必要な財源として社会保障支払い基金から交付されるもので、退職者にかかる医療費の増に伴い、1,408万1,000円を追加し8,444万3,000円とするものであります。この項目につきましても、今後さらに増額になる可能性がございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

9ページの08款繰入金の01項、01目一般会計繰入金ですが、保険税軽減分と保険者支援分の保険基盤安定繰入金を100万4,000円追加し7,043万円とするものであります。なお、この補正額の4分の3に該当する75万4,000円については、国と県から一般会計のほうへ補填をされるものであります。

次に、02項、01目基金繰入金に6,575万5,000円を追加し7,575万5,000円とするものであります。歳出で説明いたします医療給付費の増額分と歳入の差額分を基金から補填するものであります。なお、現在の基金残高は平成23年度末1億800万円余となっており、当初に1,000万円予算化しておりますので、この補正後の残高については3,281万4,000円となります。

歳入については以上でございます。

その下の10ページの歳出をごらんいただきたいと思いますが、歳出の説明に入る前に、国保の上半期の医療費の給付状況を御説明いたします。

村長の冒頭の挨拶にもありまして、前年度上半期と比較いたしまして、一般療養費が5%の増、退職者医療費が14%の増となっており、合計で6%の増加しております。支払いで比較いたしますと一般が月平均600万円の増、退職者が月平均60万円の増、合計では月平均660万円増加しております。したがって、年間約8,000万円ほどの増加になるという見込みであります。

増加の傾向といたしましては、入院が前年同期比18%増、外来も5%増加、入院が増加することによりまして高額療養費の支払いも増加しておるという状況であります。3月から8月までの1月間に100万円を超える医療費がかかっている病気としては、がんによるものが16件であります。平成23年度は年間で18件でありましたので、約2倍弱のペースで増加をしているということになります。それから、脳疾患が11件であります。平成23年度は年間で13件でありましたので、こちらも大きく増加をしている状況であります。次に、医療費のかかるものとして人工透析がございます。今年度に入りまして3人増加いたしまして、村の国保加入者累計14人になっております。この人工透析については、年間医療費が1人500万円から600万円かかるというふうにいわれているものでございます。

以上が上半期の医療費の給付状況であります。今後の療養費の見込みについては、まだはっきりとした見通しは立ちませんが、11月末の支払い実績から年間推計医療費を算出いたしまして今回補正をさせていただきましたのでよろしくお願いをいたします。

それでは、10ページの歳出、02款保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業に7,010万4,000円追加し6億3,204万円とするものであります。医療費は依然増加傾向にありまして、11月までの支払い実績から月平均を割り出しまして、それに年間所要額を推計いたしまして、当初予算額との差額分7,010万4,000円を計上をさせていただいております。その下の1505退職被保険者等療養給付事業ですが、927万円追加いたしまして、7,272万6,000円とするものであります。退職者分の医療費も、これも依然増加傾向にありまして、これも先ほどの11月

までの支払い実績から年間所要額を割り出しまして、当初予算の差額分といたしまして927万円を計上をさせていただくものでございます。その下の1507退職被保険者等療養事業については、医師が認めましたはり灸マッサージ等の医療費ですが、当初予算額より若干ふえておりますので、10万5,000円追加いたしまして75万3,000円とするものでございます。次に、11ページの1509一般被保険者高額療養事業に1,027万7,000円追加し6,920万9,000円とするものであります。高額療養費については、依然増加傾向にこれもありまして、先ほどの11月までの支払い実績から算出いたしまして、当初予算額との差額分1,027万7,000円計上をさせていただいております。その下の1510退職被保険者等高額療養事業に395万5,000円追加いたしまして、1,150万3,000円とさせていただきました。11月までの実績から当初予算額との差額分395万5,000円を計上させていただいております。最後に、1542退職被保険者等高額介護合算療養事業ですが、今年度の不足分5,000円を追加いたしまして10万5,000円とするものでございます。

歳出については以上であります。

このことによりまして、歳入歳出の総額に9,371万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,405万3,000円とするものでございます。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第11号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案の補正内容は、今年度実施を予定しておりました大芝公園内の管渠工事整備につきまして、公園内の詳細設計の見直しが必要となり、現在見直しの委託業務を実施しているところでありますが、この詳細設計をもとに管渠整備を行うため、年度内の工事発注が間に合わない状況となりました。つきましては、管渠整備費にかかわる工事請負費を減額し、あわせてその財源として充当を予定しておりました国庫補助金及び企業債につきまして減額をするものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第11号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について細部説明を申し上げます。

まず初めに、5ページのほうをごらんをいただきたいと思います。予算実施計画明細書に

よりまして御説明を申し上げます。

収入の資本的収入でございますが、01款の下水道事業資本的収入で5,180万円を減額し、2億1,707万3,000円とするものであります。その内訳でございますが、01項、01目の企業債で2,980万円の減額、05項、01目の国庫補助金で2,200万円の減額をするものであります。この減額につきましては、いずれも資本的支出の管渠整備の工事請負費に充当を予定をしていたものであります。充当先の工事費の減額に伴い減額とするものであります。

次に6ページのほうをごらんをいただきたいと思えます。

支出であります。01款の下水道事業資本的支出で5,600万円を減額し4億2,239万6,000円とするものであります。その内容でございますが、01項、01目、9430事業、施設建設事業の工事請負費で5,600万円の減額をお願いをするものであります。この減額につきましては、村長からの説明にもありましたように、大芝公園内の管渠整備につきまして、詳細設計の進捗状況に合わせ、工事の発注を見合わせていたところでありまして、この設計に時間を要しまして、年度内の工事発注が間に合わない判断がされましたので、この整備にかかわる補助管渠工事分と、その他単独工事分にかかわる工事請負費を減額をするものであります。

それでは、2ページのほうをごらんをいただきたいと思えます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、下水道事業資本的収入を2億1,707万3,000円としまして、また下水道事業資本的支出を4億2,239万6,000円とするものであります。したがって、不足する額及び過年度分損益勘定留保資金がそれぞれ420万円の減額となるものであります。

以上、議案第11号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第8号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第10号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前11時36分

議 事 日 程 (第2号)

平成24年12月12日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(受付順位第1番から)

6番	丸山	豊
8番	都志	今朝一
2番	久保村	義輝
7番	山口	守夫
3番	山崎	文直
5番	加藤	泰久
4番	小坂	泰夫

○出席議員（10名）

1番	久保村	義輝	6番	丸山	豊
2番	百瀬	輝和	7番	山口	守夫
3番	山崎	文直	8番	都志	今朝一
4番	小坂	泰夫	9番	唐澤	由江
5番	加藤	泰久	10番	原	悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木	一直	子育て支援課長	有賀	由起子
副村長	加藤	久樹	産業課長	原	茂樹
教育長	征矢	鑑	建設水道課長	藤田	貞文
総務課長	松澤	伸夫	教育次長	田中	聡
会計管理者	中尾	由美子	代表監査委員	有賀	松雄
財務課長	山崎	久雄	教育委員長	清水	篤彦
住民福祉課長	清水	麻男			

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀	正弘
議会事務局次長	松澤	厚子

会議のてんまつ

平成24年12月12日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日より一般質問を行います。なお、本定例会の一般質問は一問一答方式により行います。質問時間は答弁を含め1人50分といたします。なお、時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。前回に引き続きテレビ放映されますので、村民にもわかりやすい的確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、届け出順に発言を許可いたします。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） おはようございます。議席番号6番、丸山豊でございます。衆議院選挙まただ中でございますけど、埋没しないようにこちらのほうの議会も一生懸命やりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

さきに通告いたしました大きな2つの点について質問させていただきます。前回の9月議会において、私は昨年度の教科用図書採択の経過等をお尋ねしたところ、公表できない部分があるということで消化不良のままでありましたが、その後委員長、教育長のフォローもいただき、上伊那の採択地区関係の内容にあっては、伊那市の教育委員会へ情報公開請求し、また村の関係にあっては、教育委員会定例会の会議録をそれぞれ入手したところでございます。学校現場についても11月5日の懇談会には学校長さんも出席されるので議論しましょうという経過を経て、総じて理解はできる部分もありましたが、納得できるかといえば疑問を抱かざる得ない点もありまして、そこで前議会に続き教育にかかわる問題について、質問、意見を述べさせていただきます。

大きな1点目でございますけれども、教科書採択について9月議会での私の質問の趣旨は、まさに社会的な関心事項である領土問題に端を発した歴史教育の必要性ということで、中学校社会科の歴史、公民の教科書について採択経過、このことは正確な歴史の事実をどの教科書がきちんと記しているかということを探る、これの選択はどうであったかでありましたが、検討経過、優劣項目、比較など公表できないとの答弁であり、本来の教科書云々の採択経過から採択決定より教科書採択にかかわる情報の開示がないことと、そのため採択決定の議論が本当に行われていたのかという疑問のほうを強く感じたところでございます。

そこで何点かまとめてお聞きいたします。

1点目でございますが、昨年教科書の採択がありました、次回はいつなのかお尋ねいたします。

2点目で、教科書の最終決定権者は採択協議会なのか、各市町村の教育委員会なのか、誰なのか伺います。教科書決定の責任の所在はどこなのかということでございます。

3点目であります、わかりやすくするために、上伊那採択協議会の議論と村との議論を分けてお聞きします。前は答えにくい質問で恐縮しましたが、今回は答えやすい質問にしましたのでお願いいたします。最初に協議会についてお願いします。2時間で12教科の研究委員会からの説明報告まで、真剣な議論がされたということは前回の委員長の答弁にもありましたのでそうであると思います。しかし、実際は社会は3教科に分かれ音楽も2つに分かれるとその数は15教科ということでもありますし、ほかの議題もありましたので説明報告、選定議論は2時間よりかなり少ないと思われます。委員長、教育長の協議会メンバーは調査研究委員長から説明報告を受け、それに対しどれだけ真剣な議論であったのだろうか。あるいは形式的で済まされてしまっているのではと失礼ながら勘ぐってしまいました。私も県下の状況を調べたところ、全県下ではそれぞれの地域の各市町村ホームページで入手できるものもあり、かなり活発な議論が行われていたことが資料からはうかがえました。当然お手元に配付させていただきましたが、資料1の県の通知文書7項にもあるように、「採択協議会での教科用図書の選定は協議の上、理由を明確にして」の文言どおり二重丸丸方式であったり、適性などの言葉での説明であったり、資料が整理されるべきものであると思います。お手元に資料2として協議会からの選定のための資料である東京書籍と自由社、育鵬社の歴史教科書の写しを配付させていただいてあります。資料3として配付した上伊那地区教科用図書採択研究協議会設置要綱の5項に「その教科用図書を選定した理由を明示した資料を協議会に提出となっている」が、この資料2のこの配付図書のほかにどんな方法で適当と認める、認められないの選定をしたのか伺いたい。それが公表できない部分でしょうが、それならばその理由はなぜなのか合理的な理由で説明していただきたい。実際公表できない資料はあったのでしょうか、お願いいたします。

4点目として、資料1の県からの通知文書の留意事項には、「教科用図書採択事務については、市町村の情報公開条例等に基づき判断されるものであるが、採択事務終了後であっては積極的な公表に努める」と記されています。公表できな部分は本村の公開条例に照らしたとき、どの部分に該当するのでしょうかお伺いいたします。

最初の質問としては以上でございます。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 丸山議員さんからたくさんの御質問をいただき恐縮しております。

初めに、一般質問に記載されたこちらの内容ですね。それと後日送られてきた資料等々によりまして、その部分的に解釈の仕方等で多少のずれとか違いがあるかもしれません。またその点につきましてはよろしくお伺いいたします。

それでは、教科書採択についてということで、教科用図書採択の次回はいつかという御質問についてお答えを申し上げます。

義務教育諸学校の現行では、4年ごとに採択を行うということになっております。ですから、次回の教科用図書の採択は、小学校におきましては、平成26年度、使用するのは平成27年度からになります。中学校では平成27年度、使用は平成28年度という形になると思います。

しかし、世の社会情勢等々は刻々と変わってきております。特に、社会科の地理、歴史、公民等々につきましては、それが顕著にあらわれている教科だとそのように思います。せんだっても群馬県で人骨等が発見されたということがありました。ですから、教科担任がその

場その場に合う教材を研究して学習を進めているということでございます。

次に、教科用図書の最終決定者についてお答え申し上げます。

市町村立の小中学校で使用される教科用図書の採択権限は、地方教育行政法によりまして、その中で教科書発行に関する臨時訴訟というのがございます。それに基づきまして、学校設置者の教育委員会、ですから市町村教育委員会に採択権があるというふうにされております。

しかし、昭和38年に教科書無償措置法が施行されまして、採択に当たっては市もしくは郡の区域、またはこれらの区域をあわせた地域を採択地域と設定し、地区内の市町村が共同で、種目、これ教科になると思いますが、種目ごとに同一の教科書を採択するというようになっております。ここ上伊那地区におきましては、伊那市、駒ヶ根市と、それと上伊那郡、合計8市町村が採択地域という形で構成しております。

地方教育行政法等々に定められた市町村教育委員会の採択点と、無償措置法に定められた採択の手続はどちらが優先するののかという問題に対して、政府は国会答弁におきまして、八重山採択地区というのがありましたけども、それに対して教科書採択では、教科書採択に関して無償措置法は地方教育行政法の特別法となるので、特別法優先の原則によって無償措置法が優先するということになりました。したがって、本県の場合は、採択協議会の採択が最終の教科書採択となります。

しかし、改善意見といたしましていろいろ出てるものがありますけれども、将来的には学校単位での採択が行われるようにということなどが提案されております。

また、採択の時期につきましてですが、義務教育諸学校用教科用図書につきましては、使用年度の前年ですから8月31日までに行わなければならないという形になっております。

次に、採択協議会での選定方法につきまして、お答えを申し上げます。

種目ごと、教科ごとに同一の教科用図書を選択するためには、連絡調整を図る機関として地区ごとに協議会が設けられ、協議会長が委嘱した委員が組織されております。上伊那の教科用図書の選定資料の作成に当たっては、各教科の専門性を持つ研究調査員が公正の立場で見本本のその特徴とか長所を1冊ずつ吟味しております。特定の教科書を採択したり批判したりすることはありません。その調査結果を受け、採択研究協議会におきましては、それぞれの資料を参考として質疑、意見等を述べ合う、そういう形で協議を行って、その理由を明確にして教科用図書を選定し報告書を作成しております。したがって、子どもたちにすばらしい教科書が選ばれたとそう思うております。

先ほど議員さんの質問の中で教科についてありました。12教科ではなくて中学校では9教科でございます。それ以上の教科はございません。ですから、社会科も教科の中に入ります。それぞれの分野別に地理、歴史、公民というふうに3つに分かれておるということでございます。また、音楽は1つのみでございます。

もう1点、協議会では他の協議は全くしておりません。教科書選択会議のみで行っております。したがって、市町村ではこの報告に基づいて教科用図書を選択しております。なお、調査研究委員以外の者は調査、研究を行う教科用図書の評価の内容等につきましては触れてはならないということになっております。ただし、選定に際しまして、教科用図書展示会を行っておりますので、それを閲覧した一般教職員が学校長を経由して具申してきた意見とか、展示会を閲覧した地域、保護者の意見も参照するものと記しております。委員の調査、研究が侵されず、短期間で目的が達成されるよう、静ひつな選択環境が確保されること、外

部からの働きに左右されることなく採択権者がみずからの権限と責任において公正かつ適正な採択が行われるようにとされている、そういう配慮は当然のことと考えております。

今年度第3回定例会、9月の定例会におきまして、丸山議員さんの質問に対しまして、委員長答弁に一部不適切な答弁がございました。委員長の不勉強が原因でもあります。おわびを申し上げたいと思います。

次に、本村の情報公開条例との整合性でございますが、教科用図書選択にかかわる情報公開についてでございます。上伊那地区教科用図書採択研究協議会等によりますと、本村の教育委員会が開示できるものは採択時の教育委員会議事録であります。協議会の構成委員、研究調査委員の構成人数、採択資料、教科別調査報告書になりますけれども、それについての詳しい情報等は今回の場合には協議会の事務局である伊那市教育委員会が対応することになっておりますのでよろしく願いいたします。

今までのところの答弁は以上でございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 丸山です。

今のお話を聞きまして、地方教育行政法と無償措置法の優先順位云々は私もいろいろ調べたところそういうような判断はされたということは存じておりました。ただ、これ後の質問にもちょっと関係しますのでまたそのときにお尋ねいたしますけれどももう1点、報告書が。資料はお渡しした資料がこの東京書籍とその裏側に自由社、育鵬社の、たまたま前回私が教科書を持ってきたものですからこの2点を。これ伊那市の教育委員会からいただいた資料でございます。私が思っているのは、この資料だけでは、長野県がやっぱり似たような形でこれ全部出しているわけなんですね、長野県の教育委員会が。各それぞれの採択研究協議会のほうへ出しているものなんですから、内容はそれぞれみんな個別の考え方によって記されているわけなんです。この2つの東京書籍と自由社、育鵬社、このものを見ていただいてもわかるように、もういいとこしか並べてないわけなんです。特色として。何も否になるものは何もないんです。全てこういうところがすばらしい、こういうところが結構だって書いてあるだけの紹介なんです。これでは、私たちは全然わからないものですから、これでどうやって判断しているのかなっていうのが今回お聞きしているところなんです。だから、先ほど委員長さんは報告書を作成しているっていうお話がありました。協議会の中で協議もして、それを協議会のメンバーである皆さんたちのところでいろいろ質疑なんか交わして、それが報告書になってるっていう今お話があったものですから。それが本来本当にあるものであればそれは私はルールとして認めざるを得ないものですから、それは認めさせていただきますし。ただ、たまたまよその管内はみんなそれが出てるものですから。長野だったら二重丸だとか丸方式、松本だったらそれぞれ口答でやりとりした会議録が全て公になっているものですから。だから、そういうのが上伊那にはあるんですかっていうことを実は前回からそれを聞いているわけなんです。だから今報告書があるということ、作成しているっていうことであるということで、そこが公表できない部分なのかなっていうことを聞いているわけなんですけど、再度そのところをちょっとお尋ねいたします。

それから、静ひつなっていうお言葉の中に必ず出てくる言葉であって、研究委員さんの環境を害してはいけないっていうことでありまして、このことがよその管内では公表されているっていうことは、ある一定の時期を過ぎたら公表してますよっていうふうなことに変わ

ってくるわけなんです。上伊那ではこういうことっていうのはないわけなんですか。その点、2点でしたか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 初めの御質問についてですが、研究委員長さんのほうからそういう形を資料として提出されております。それにつきましては、これが悪いとかこの文句がちょっとまずいんじゃないかということについては、どの教科におきましてもそういう文句はございません。ですから、というのは、万一それが公表された場合のことを考えてのことだろうと、そのように思っております。おわかりでしょうか。

まずいという、この本がまずいという形のことが出ますと、例えば報告書がここにございましたけれども、それが一般に回った場合には、やはりいろいろな問題が生じるのではなからうかというような配慮からだと私の考えでございます。

それともう1点何でしたか。済みませんが。

〔「研究委員さんの…」と丸山議員が自席より発言〕

〔清水教育委員長が丸山議員の質問内容を議長等に確認〕

教育委員長（清水 篤彦） 2番目のことにつきましてはですね、協議会のほうから私のほうに来てるものの中につきましては、協議会が公表する情報以外は情報は存在しないというふううたってありましたのでそのように申させていただきます。よってなかなか非常に難しい問題が出てるといふふうに思っておりますが。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 上伊那だけでそんなに問題が出てくるのかどうなのかってちょっとよくわからないんですけども。たまたま長野とかですね、先ほども言ったんですけども、ここに今長野の資料がちょっとあります。これやっぱ二重丸丸とかですね、これのいい悪いっていうか、こういう評価の仕方をこういうところはしてるわけなんです。たまたま松塩筑っていうか松本の地域っていうのは、こういうところの文言がこういうことだからこっちの教科書のほうがいいっていう、そういうあれがあるわけなんです。だから上伊那だけなんかおくれてるんじゃないかっていうのは、実は私のこの再質問っていうか、そういうところ今ちょっとお尋ねしようかと思ったんですけども、よその地域にはそういうのがあるんですけども、上伊那はなぜそういうことを考えないのかなっていうか、公開基準が低いんじゃないのかなっていうところにちょっとお尋ねしたくなっちゃうわけなんです。そこら辺について御意見等があったらちょっとお聞かせください。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） どのようにしてそういうふうになっているのかについては、各教科の研究委員長さんのほうから報告があったものでございますので、それがどのように来て資料として作成されたのかにつきましては、ちょっと定かではございませんが、上伊那の場合には全ての教科におきまして、そういう形で出されておりました。私の手元のところにございますけれども、しかし、その中で最終的には教科としてですね、各教科のほうで最終的にこの本を推薦したいというお答えはございました。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。資料が報告書があるということで、今回ちょっと

自分も理解できたと思いますので、もう少しまた今度は教育長さんなり委員長さんなり、広域っていうか、採択協議会の中で、ぜひそれなりの発言っていうかをしていただければと思います。お二人ともまだこれは公表すべきものではないという考え方であれば、またちょっとそれは私の意見とも違ってしまいますけれども、ぜひよその管内はもうこうやって私たちが手に入れるような格好で出てるものですから、ぜひそういうところは進めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に行かさせていただきます。

村での教科用図書採択についてお願いいたします。村の教育委員会でのこれは平成23年の7月21日定例会があったということで、先ほども定例会の資料をいただいたということでございますけれども、協議会からの採択資料を持って教科書の決定権者である教育委員会、先ほどはちょっと優先順位が云々ということでありましたけれども、これは村へ返ってくるものですから村の中で決めなきゃいけないということであろうと思います。この件について、前議会でのお話では、教育委員さん5人で決定したという、そういうお話を委員長さんのほうからいただきました。どのような議論があったかっていうことを本当はお尋ねしたいんですけども、会議録を読ませていただくと、ちょっとそういうところには記述がなかったというものですから、もし答えられる範囲があったらお答えしていただきたいと思います。

資料として11月5日の懇談会がありました。この懇談会の席では、資料は提出していないというお話でありましたけれども、委員長、教育長のお言葉だけで内容等ほかの教育委員さんたちが本当に理解できちゃったのかどうなのかっていうのを再度確認させていただきます。南箕輪村の子どもたちにとっても最も大事で基本となる重要な教科書でもありますから、ぜひ議論がないのは残念でありますので、御見解を求めるところであります。

ちょっとですね、私、これも隣の地区の協議会の方のブログをちょっと紹介させていただきたいと思いますが、「平成24年度以降、主要中学校教科用図書の市町村広域採択協議会」先ほども議論したところなんですけども、「休憩5分挟んで3時間に及び、最後のほうは頭がぼうっとするぐらいだった。しかし、町の教育委員会の採択審議はもっと長く、午後1時半から始まって休憩抜きで終了したのは午後6時5分前。実に4時間30分を越える超長時間にわたる慎重審議であった」という、こういうようなブログが記されております。この文章を読んで、長い時間を費やせばいいとはとても思いませんが、この方はこの後で「議論は白熱したが本当にこの教科書で問題ないのか。現在の広域採択制度でよいのか」と心配をし、疑問を投げかけています。読んでいる私から見れば、教育委員さんを含め真剣に取り組まれている様子がうかがえますが、また、権限と責任を持っておられるから、ほかの関係者もみんなも子どものことを思うからこういうことになってるんだろうと思います。社会問題化している関連した部分というか、今の領土問題から端を発しちゃうっていう、この歴史の教育については、教科書を広げて議論してほしいもんだと考えますが、どのような御見解なのか教えていただければと思います。

議 長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 本村の、村の教科用図書採択のことについてでよろしいでしょうか。

昨年の7月の21日に定例教育委員会がありまして、そこでは教科用図書採択について議題として扱っておりますが資料の提出はしてございません。ちょっとあと長くなりますが、時

間的なものもあります、省かせていただきますが。さきに申しましたように、上伊那地区教科用図書採択研究協議会で慎重に審議され、また採択された教科用図書でございますので、口頭での説明で了解していただいたものと考えておりました。これにつきましても、委員長の不勉強が原因であります。以下、委員が次回以降、十分な検討をしてみたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ぜひお願いいたします。ほかにちょっとつけ加えさせていただきますので、私の現役時代、公共事業の見える化っていうのをやっておりまして、結構推進したつもりです。また、今、議会でも同僚議員は議会の見える化っていうことを一生懸命訴えております。ぜひ教育委員会もそういうようなことを、ぜひ見える化を推進していただけるようお願いいたします、次の質問に移らせていただきます。

たまたま協議会から村に提出された教科書について、村のほうで異論があった場合、今の話を聞いてれば異論は全然なくて、採択協議会が決めてしまえばもうそれまでだっていうことであるものですから、異論があった場合のその後の取り扱いがどう行われるかっていうのが私の質問にあったんですけども、これはないということでもよろしいわけですね。ちょっと確認いたします。

〔「村のことですか」と教育委員長が自席より発言〕

6番（丸山 豊） 村の教育委員会で異論があった場合のその手続とかです。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 今申しましたように、法律に準拠した経緯を経て決定してきた教科書用図書であります。今申しましたように、広報、選定、答申等々についての教科用図書選択の流れがございましたので、その手順を経ていくことで異論は生じていないと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ちょっとつけ加えさせていただきます。私も近所にかつて教育委員をなされた方がおられまして、私この質問についてちょっといろいろ疑問があったものですからちょっとお尋ねしたことがございます。理由を必ず明確にしてっていう、そういうことでやってるはずだからっていうことを盛んに言うておりましたので、つけ加えさせていただきます。

次の4点目について、これ本当に簡単で結構ですけども、正確な歴史の事実を教える必要性についてっていうことで、村長に委員長に教育長にという、本当に大変失礼ですけども、必要があるかないかだけでも結構ですので、ちょっと教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 先に答弁を求めます。唐木村長。

村長（唐木 一直） 今御承知のとおり、日本は中国や韓国、ロシアとの領土問題を抱えております。特に尖閣諸島や竹島の問題ということで外交上ぎくしゃくをしておる。また、そのことは経済にも影響を及ぼしており、心配な面でございます。領土問題というのはやはりこれは国家の基本であります。そういったところから正確な歴史の事実を教える必要はあると、そして正しい認識に基づいた正確な歴史というのは教育の一環であるというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 村長が申しましたように、正確な歴史の事実を教えることは必要かというふうに思っておりますけれども、どこをどのようにして正確と言えるのかどうかということも私自身今考えているところでございます。子どもたちの知的発達に合わせて段階的に教え、やがては社会人、そして日本人として当然身につけていかなければならない重要な歴史認識であると考えております。いずれにいたしましても、生徒たちには学習指導要領に基づいた学習を進めていくことが大事であると考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 実は、私も歴史教育というか、歴史畑のところを通ってきましたので少し私の意見を述べさせていただきます。

正確な歴史事実を教えることはこれ当然のことです。しかも、日本の領土に関する問題ですから、はっきりとした見解を持ってなきゃいけないと思うわけですが。子どもの発達段階、今委員長も申しましたが、子どもの発達段階に応じて教えていくということも大事なことです。

私、恩師にこんなことをよく言われました。50年だ、100年だということは、近現代においては歴史として1つの理念に基づいて、書いたりものを言ったりすることはどうかと。つまり、1つの事実を歴史認識として共有するには50年、100年という時間もかかるんだと、そういうこともぜひ委員のところでも受けとめていただきたいし、それから原始時代から近現代まで2000年に及ぶ、あるいは1万年に及ぶという長い歴史を筋を通して順に教えていく、あるいは認識をしていくってことは大事なことでと私は思っております。

したがって、領土の問題だけで授業の半分を費やすというような、そういうこともまたこれ問題であろうと。それから、さらにはですね、日本は東アジアのこの地域の中で歴史を形成してきているわけでありまして、当然のことながら歴史の中の日本と、あるいは東アジアの中の日本と、そういう位置づけを持った、グローバルな視点を持ったそういう歴史っていうのも大事でございますので、そんなところもあわせて御理解をいただければありがたいと、こんなふうに思います。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。また、いろんな席のところでそんな話をまた一緒にさせていただければと思います。

次の大きな2点目の学校教育の現状についてのほうへお願いいたします。

1点目でございますけれども、いじめ、不登校、不安定なクラスなどのその後の状況はということで、9月議会では大津市の問題もありまして、いじめ、不登校などについての教育現場の質問が多く出されておりました。また、つい最近の報道では、いじめなどに対する定義の捉え方や取り組みの違いで問題意識の高まりがありまして、報告件数が増加している状況のようでございます。本村の小中学校の状況について、9月議会以降の状況など、変化が生じているかお伺いいたします。簡潔でお願いします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 今、お話しいただきました学校教育の現状1から4につきました

ては、教育長よりお答え申し上げます。お願いいたします。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教 育 長（征矢 鑑） それでは、私のほうからいじめや不登校についてお答えを申し上げます。

まず、いじめの問題でございしますが、小中ともに冷やかし、あるいはからかい、あるいは陰口、無視をする、遊ぶ振りをしてたたいたりけったりする等のトラブルは日常茶飯事であると、こういう認識を持っていただきたいと思います。そのことが目に余るような状態になったり、日常的になったり、あるいはグループ化がなされて重大な人権侵害と認められるようなことが起こらないように、常に細かいところまで目を行き届かせて、そして早期にトラブルをキャッチし、小さいうちに芽をつまんでいくと。いずれも認識された時点で当該生徒から事情を聴取したり、あるいは保護者を交えて和解の会を持つと、こういうようなことをしてきているわけでありませぬ。

御承知のように、ここのところいじめの問題から自殺に追い込まれるというような悲しむべき事件が全国で起こっております。長野県でも教育委員会がいじめの調査を再調査しております。平成24年度県教委に上げた事案、継続をして指導している事案、新たに認知されたものは中学校で3件であります、そのうち2件は解決済みであると。これは1、2年生の女子による言葉の暴力であったと、こんなふうには報告が上がっております。それから、現在指導継続中のものにつきましては1年の女子、これは言葉や態度でこんなことでございませぬ。小学校のほうでは2件ございまして、1件プラスで県教委のほうへ上げてありますが、1件は男子の暴力で解決済みでございませぬ。もう1件が6年生の女子の問題でございまして現在指導中と。それから南部小のほうでは特にいじめについてはその後変化がないと。

不登校の数ですが、11月末現在で中学校で6人の不登校がございませぬ。1年生2人、2年生2人、3年生2人というようなことになっております。南小のほうでは2人の不登校の生徒がございまして、6年生の男子が1名、この子は村の中間教室で今授業を受けております。それから4年生の女子1名ですが、2学期大きく改善しまして、現在のところ2学期だけでいきますと4日だけの休みで済んでいると。多分3学期には欠席皆無で卒業できるのではないかとこんな見通しを持っております。南部小のほうではぎりぎりのところで1人もございませぬと、こんなことでございませぬ。いずれにしても、教育相談室、あるいは中間教室も含めましてトラブルの後始末、あるいは起こらないようにと早期発見に努めておるところであります。

ちょっとつけ加えさせていただきます。中学校ではごく最近であります、11月に人権教育旬間というのがございました。生徒会が自発的にいじめアンケートをとりまして、さらに学年をばらしまして縦割りの小集団をつくりまして、そこで話し合いの場を設けております。最後は全校の生徒が体育館に集まりまして、その小さな小集団での話し合いの中で話し合われたこと、そんなことが次々に報告されまして、最終的には生徒会でいじめ撲滅宣言をつくらうとこんな提案もありまして、これは物すごいことだなど。中学の校長、教頭に聞きまして、これ自発的に生徒会が行ってきているんだと。中学生のエネルギーに圧倒される報告であったわけでありませぬ。校長以下先生方はもちろんのこと、教育委員会といたしましても、生徒会のこうした動きに大きな期待を寄せているところではございませぬ。

以上で1番の答えにさせていただきます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 9月以降の変わったところだけで結構だったんですけど、ありがとうございました。

ちょっと時間のこともありますので、ちょっと次の公開授業参観のところへ移らせていただきます。

委員長を初め教育委員の皆さんは小中学校の授業を年間どのぐらい参観されておられるかちょっとお伺いいたします。私も11月17日の公開授業参観には、総務文教の委員ということもあったり、保護者の方の要請もあったりしたものですから参観させていただきました。6年生の3つのクラスの2時限目、3時限目を見たわけなんですけれども、それぞれのクラスの授業風景が違って見えました。それぞれにいろんな事情もあったりするところなんですけれども、教育委員長さんは9月の議会では子どもの状態をよく観察し、問題があれば早目に指導するっていう、これ同僚議員の質問に答えておられますもんですから、教育委員会と現場っていうものが連携し、努めていっていただきたいということでもありますけれども。このクラスのギャップを生まないような、こういうことっていうのは望むところなんですけれども、この2点目のほうの質問になりますが、クラスの学力差があるのかどうなのか。もしあれば、どのような対処方法をされているか。実践していればその成果が上がっているのかっていうのを2点目としてちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。時間が少ないので的確な、端的な答弁をお願いします。

教育長（征矢 鑑） はい。済みません。それでは、的確な答えにします。

中学、小学校ともに年間5回の公開授業を、どなたが参加してくれてもいいという形で行っておりますが。教育委員としての授業参観ですが、主幹指導主事が毎年1回授業の中身やら学校の安全性を見ながら学校へ来てるわけでございますが、その折に全員教育委員集まりまして授業参観をしております。そのほかですね、若竹祭や音楽祭や運動会や、いろいろな形でトータルとしての教育がうまくなされているのかどうかということを私たちも注意をして見ているところでございます。

クラスによる学力差があるのかという御質問ですが、残念ながら学力差があるとうまくなるを得ないわけでありまして。というのはですね、担任の先生方それぞれ個性を持っております。得意な分野もございまして。そういうところで少しずつ差が出ているのではないかと。なお、ベテランの教師もいれば新卒の教師もいると。中にはですね、県のほうで正規の職員を派遣してよささないということになりますと、教育委員会や学校独自で先生を探してこなくちゃいけないという、そういう現実もございまして。そんなところから学力差が生まれてくるとこんなふうに考えておりますが。

進路の調整を必ず学年でやっております。それから、定期的に教科会も開いております。全国学力テストの分析研修を南信教育事務所でやっておりまして、そこに各校から各学年から先生方を派遣をして、そしてそこで出た結果を持ち帰って、また再び学校の中で先生方の学習会、研修会を持って、なるだけ差が出ないように、ベテランは若手を助けて、若手の元気のいいところはベテランの足りないところを補っていくと、そんな形で授業は進められております。特に最近忙しい中で、わずか10分15分ではありますが、毎日ドリルも取り入れて標準化を図っているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 原因はいろいろもうおっしゃるとおりの、そのとおりだと思います。保護者の方に見れば、いろんなそういうことを受けまして非常に心配もしているところもあり、次の質問にも関係してくるわけなんですけれども、仮に中学へ上がったときに大きな影響を受けてしまうんじゃないかっていう、こんなようなこともあるものですから、ぜひ早いうちにそれなりの対処のほう、できることは一生懸命やっていただきたいという、こういうことをございますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目になります。小学校、中学校の連携の進捗状況はということをございますけれども、昨年私どもの総務文教委員会と教育委員会の懇談会で、小中連携のお話を聞いたことがあります。昨年始めたばかりだっていう、こういう中学校の先生のお話であったんですけども、ことしちょっとお尋ねしようと思ったらちょっと別のことを私も聞いたりいたしまして聞くことができませんでした。昨年からの経過をお願いしますということでもありますけれども、たくさん課題はあると思います。新しい学習内容や生活リズムへのストレスなどでの不登校防止、それからけさの報道にもありましたが、学習意欲の分析が必要だっていうこの記事もありまして、学習意欲が中学に進むとぐんと下がってしまうっていう、こういう記事がけさ書かれておりました。それなりの中1ギャップを生まない効果があるとも言われておりますので、小学校高学年の教科担任制や教員相互派遣授業などが考えられるが、進捗状況っていうのを教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 今の御質問についてですが、特に教育委員会で私が就任してから小学校、中学校の校長を呼びまして、こんなに近場に学校があるんだから乗り入れをしたらどうかと、小中のもう少し授業をスムーズに上げるための努力をしたらどうかということをお願いしてきたわけですが。当然今までもそういう小中連携についてはやっていたわけですが、具体的に研修会を7月に開きまして、同一方向を向いた形の研修会を持っておりますし、それから、中学の先生が小学校へ行きまして出前授業をやると、こんなことも去年やったところでもあります。ことしはですね、特に6年生が中学3年生の理科の授業を参観して、そして中学校へ上がったときにはこんな授業だよと、こんなことをはっきりさせるようなそういう計画もあり、実際に実施したところでもあります。小中連携についてはいろいろ問題がございまして、1つは教員免許上の問題もありましたり、中学生が進学をこれからしていく進路の書き入れどきに当たってもいるわけでありまして、できればもう少しまた考えを進めて、そんな問題をクリアできるように努力をしていきたいと思っております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） この課題が多くあるっていう中で、懇談会のときにもちょっとお尋ねしたのは、超勤が非常に中学の先生が多いっていうお話を聞きました。また小中連携のこのプロジェクトにかかわれば、より多くの時間またかかってしまうんじゃないかなっていう、そういうような心配もあるんですけども、そういうことについてのどんな対応ができますでしょうか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） できるだけ対応できるように努力をしないと、こんなふうになっております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

議長（原 悟郎） いいですか。

6番（丸山 豊） 以上で私の質問は終わります。

議長（原 悟郎） これで、6番、丸山豊議員の質問は終わります。

それでは、続いて8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 議席番号8番、都志今朝一でございます。私はさきに通告いたしました4項目について村長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお伺いいたします。

まず、1項目めの2013年度予算編成についてをお伺いいたします。

昨年12月の定例議会でも同じ質問をさせていただきましたが、2013年度の予算編成が始まりました。本年度の予算編成は来春に村長選挙があり、骨格予算の編成になると思いますが、南原保育園の増改築、庁舎の増改築及び田畑公民館の新築など大型事業の計画が予定されております。ここ数年の経済状況を見ると、リーマンショック以降、極めて不透明な経済状況が続いております。この状況は国内はもちろん、郡下及び村内の雇用形態にも大きな影響が出ています。村財政運営にも厳しい状況が続いていると思われまます。

新年度の予算編成であります。極めて不透明な経済状況の長期化も懸念される中、事業の効率化を進めながら事業選択で歳出削減努力を進め、第4次総合計画を基本とした事業実施で、村民の命と暮らしを守り、安心安全な村づくりのできる骨格予算編成を指示、職員には英知を結集し、住民に優しい予算編成でスピード感を持って対応するように指示し、行政の無駄を省き効率化を追求、職員が目的意識を持って事業を進め、これまで進めてきた施策に自信を持って事業を推進し、村民の生活をしっかり守る予算にしているが、では、お伺いしますが、1件目の予算規模についてのお伺いをいたします。本格的な予算編成は5月連休明けになると思われまますが、予算規模は本年に比べどのくらいであるかをお伺いし、1件目の予算規模についての質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 8番、都志今朝一議員の御質問にお答えをいたします。

2013年度予算編成についての予算規模についてでございます。来年度の予算規模につきましての御質問であります。現在新年度予算編成の作業中であり、来月には総額が決まってくるというふうに考えております。議員が言われますとおり、来年度は骨格予算を編成することとなり、村長選挙後に肉づけ予算を編成し通常予算となつてまいります。したがって、骨格予算でありますので、一般的には政策的な経費を抑え、義務的経費や継続的な事業を中心に編成される、こういうこととなります。

今議会、冒頭の挨拶の中でも申し上げましたが、入所児童数の増加による南原保育園の増築と、地元要望であります田畑公民館の建設につきましては、どうしても年度内の完成が必要であり、工期等から考えると年度当初からの準備が必要となるため、骨格予算に計上させていただきたいというお話を申し上げました。そんな点はぜひ御理解をお願いをいたします。

予算規模であります。主要歳入であります村税につきましては、議員御指摘のとおり、

景気後退、このことの影響や国の法人税率の改正などで落ち込んでまいります。全体では前年度より2%減ということで見込んでおります。また、もう一方の主要財源であります地方交付税につきましては、総務省の概算要求が前年度より1.6%の減となっております。そんなことをごさいますので、かなり歳入につきましては厳しいというふうに思っております。先ほど申し上げましたが、骨格予算ではありますけれども、南原保育園や田畑公民館の建築費用を計上することになりますので、骨格予算でも今年度並みの48億円程度になるんではないかと予想しておるところでございます。その後肉づけ予算が行われますが、51億円から52億円程度、こんな規模を想定しておるところであります。平成25年度、骨格予算にせよ、肉づけ予算にせよ、ここ何年か経験したことのない厳しい予算となるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 歳入は厳しい状況が続くと思われまます。より一層の緊縮骨格予算になることをお願いし、続いて2件目の予算編成の基本方針についてお伺いいたします。

予算編成については、厳しい財政状況の中、南箕輪村第4次総合計画後期基本計画に基づき事業選択され、また村3カ年実施計画を基本とし予算編成も行われていると思ひます。村長も冒頭の挨拶の中、ゼロベースからのスタートとも言われており、この不況時の予算編成で大変なことと思ひますが、村民への還元、住民へのサービスが求められていると思ひます。子育て福祉教育、村民が健康で元気な村づくり、安心安全な活力のある村づくりなど、高齢者や弱者を含む村民全体に対しての日の当たる村づくりをお願いし、2件目の質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 予算編成の基本方針でございます。基本的には南箕輪村第4次総合計画の後期基本計画に基づいての事業選択を行い、村3カ年実施計画に基づいて予算編成が行われます。特に限られた財源の中では、歳出につきましては前年度踏襲こういうことではなくて、制度的な見直しまで立ち入った徹底した見直しを行い、この事業は本当に村民のためになっているのかどうか、そのことを検証をし、村民生活を守り、村民に優しい予算編成を目指していくように指示をしております。そんなことを基本としております。また、行政評価委員会の答申も尊重をしまひたいというふうに思っております。

さらに、この人口増加とともに課題も多くなつてきております。その課題を一步一步解決しながら前進させ、産業振興、これを図っていかねばなりません。そんな中で村民の皆さんが本当に住んでよかったと言われるような村づくりが着実に進められるような、そんな予算としてまひりたいというふうに考えております。そのためにも、職員には今まで進めてきた施策には自信を持って、目的意識を持つこと、本当にこの事業が何のためにやっているのかというそういった意識を持つこと、そしてスピード感を持って事業を進めること、このことを特に指示をしたところでありまます。そういった予算編成になるように努力してまひります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 3カ年実施計画がより村民のためになり、実施がスムーズに進む

ことをお願いします。

続いて、3件目の2012年度の事業及び予算執行の状況についてお伺いいたします。本年度もあと3カ月半を残すのみとなり、事業など順調に進捗していることと思われます。中学校の体育館の外装工事、音楽室の床修繕工事、また南部保育園の給食室の増築など、多くの事業が行われております。ほかに、北殿の屯所、バイパス関連の1009号線拡幅工事、また南部保育園の増築工事がまだ完了しておりません。これから冬季に向けてコンクリート工事には適さない時期になると思われます。早い完成をお願いいたします。

それでは、お伺いいたします。3件目の2012年度事業及び予算執行の状況についてをお伺いし、3件目の質問といたします。工事完了までの工期が短く感じますので、なるべく早く仕上がることをお願いして、3件目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 2012年度事業の執行状況であります。11月末までの状況で回答させていただきたいというふうに思います。

一般会計の歳入全体の執行率は71%で、昨年より10%高くなっております。歳出全体では執行率は50%で、昨年と比べますと5%ほど高くなっておりますので、ほぼ順調な執行状況であるというふうに考えております。本年度の主な事業につきましてもほぼ順調な進捗状況となっておりますけれども、特に北殿屯所建設事業、村道1009号線の工事発注がおくれております。これは地元調整に時間がかかったという、このことであります。同時にまた導水路等につきましては、農繁期を避けなければならないという、こういう事情がありますので、そんな点は御理解をお願いしたいというふうに思います。平成23年度繰越明許となった14事業につきましては、現時点で全て事業が完了となっております。今年度も残すところあと3カ月余りとなってまいりましたが、今後残された事業につきまして早目の完了を目指してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 続いて、2項目めの村政運営についてお伺いいたします。

村長就任以来間もなく2期目の任期も3カ月半を残すのみとなり、月日の早さを改めて感じているところであります。平成21年4月の村長選挙時に2期目の村政運営に対する6項目にわたる公約を掲げ、この実現のために努力してきたことと思います。南原保育園の新築、このほか保育園の耐震化や役場庁舎、村民体育館などの耐震化、デジタル防災無線の整備の完了など防災面の充実、また福祉面については親子通園療育施設のたけのこ園の建設や介護サービス利用者への負担軽減事業も充実し、子育て、福祉教育などともに産業振興、健全財政の推進が行われてきたと思われます。南箕輪村は人口が増加し、県下一若い村として発展してきております。新しい命の誕生も多く、村に住み続けたい定住志向の人も多く、人口の増加とともに意見も多様化し、大変難しい村政運営であると思っております。

では、お伺いいたします。1件目の村政運営、2期目の村長公約の自己評価についての質問といたします。答弁をよろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村政運営につきましての村長公約の自己評価についての御質問でございます。

平成21年4月から2期目の村政を担当させていただいてから任期も4カ月となりました。月日の過ぎる早さを痛感しております。常に初心を忘れずに、村のため、村民のためにどうすればよいのか、このことを考えながら村政運営をしてまいりました。しかし、人間でありますので、時には気の緩みもあったことと思います。また、忙しさの余り時間に流されたこともあったとは思いますが。今4年間を振り返ってみますと、1期目よりかなり忙しくなってきた、そんな気がしておるところであります。また、これでよいのかという自問自答を繰り返しての毎日であったような気がしております。

私は2期目の選挙に当たりまして、議員御指摘のとおり、子育て、福祉、教育に優しい、生活優先の村政を目指してを基本としながら、6項目の公約を掲げさせていただきました。その中で、療育施設の建設、デジタル防災無線の整備、南原保育園の建設、村民体育館ほか公共施設の耐震化、またソフト事業といたしましては高齢者、障害者の福祉輸送サービスの実施、介護サービス負担軽減事業の実施、太陽光発電の補助制度、あるいは住宅リフォームの補助制度の創設、空き工場等活用事業補助制度の創設等々も実施をさせていただきました。また、さらに森の交流施設の建設や元気アップクラブの事業の実施、農集、公共下水道の統合、まっくんファームの法人化及び支援、景観行政団体への移行への着手等々、目的達成のために数多くの事業を実施をしてまいりました。また、地区要望でいただいております南原区や北殿区の消防屯所の建設にも手をつけることができました。不十分な面もあろうかと思いますが、おおむね手をつけることができたのではないかと考えております。財政につきましても、財政指標も健全で推移し、健全財政が維持できております。そして、伊那消防署の建設等々、将来に向けての蓄えもでき、自立に向け力強く歩むことができたと思っております。前々から申し上げておりますように、評価というのは自分でするのはどうなのかなという思いがあります。住民の皆さんに評価をしていただきたいと思っておるところでありますので、自己評価につきましては控えさせていただきたいというふうに思います。

今、南箕輪村は人口が増加する中で県下一若い村として発展をしてきております。子育てに優しい村であり、家を建てるなら南箕輪村へというお声もお聞きします。また、以前と比べて平穏な村になったとお声もお聞きをいたします。そうした声を聞くたびに、実施してきた施策につきましては間違っていなかった、こんな思いを強くしておるところでございます。人口増加に伴う課題や高齢化社会へ向けての課題、不況下の中の経済対策等々へのさまざまな課題も出てきておりますが、多くの市町村で人口減少という大きな悩みがある中、本村としては人口が増加してきていることは大変ありがたいことであり、そのことが村の活力と元気のもとになっているというふうに思っております。そんなことで自己評価は住民の皆さんにさせていただきたいということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） あと3カ月余り気を抜くことなく誠心誠意取り組むことをお願いし、2件目の職員の意識の変化についてお伺いいたします。

3月定例議会でも問題になった補助金の交付決定取り消し後の職員の意識改革であります。現在でも職員を対象とした研修会や職責また専門的な研修会など行われていることと思えます。当時は2日間に分けて公務員の倫理、コンプライアンス研修会を実施されました。また村長も村政責任者として監督責任を深く受けとめ、職員に職務遂行に全力で専念し、職務上

の注意力を全て職務遂行のために用いるよう指揮監督し、庁議においてもその時々に応じたことを指示していくとの方針も出しております。このことは、職員の意識改革ができるまで続けていくとの方針であり、村民の立場に立って信用を取り戻していくよう職員一丸となり取り組んでいく、全ては村のため、村民のために仕事を遂行していき、この意義づけができるまで続けたいとの答弁がなされました。

それでは、お伺いいたしますが、現在行っている研修会など職員に意識の変化があったかなどをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 職員の意識変化の御質問でございます。ことしの第1回の定例議会におきましても、議員から同様な質問をいただいております。そのときには今議員が申されたように、職員の意識づけができるまで続けていくというような答弁をさせていただきました。特に、補助事業につきましては、実施マニュアルを策定をいたしまして、現在はそのマニュアルをチェックしながら事業の遂行を行っておるところでございます。そんな点は御理解をいただきたいと思っております。

また、職員の意識改革を常に促すために、理事者、管理職会で職員に徹底するように指示をしております。村政運営の基本は村民である、この大前提を忘れることのないように、そして役場の仕事全てが自分の仕事であり、それぞれ職務を分担しているだけだというようなそんなこと、あるいは仕事の取り組みが遅い、常に気を引き締めてというそんなことを常々指示をしておるところでありますし、また、研修につきましても、それぞれ実施をしておるところでございます。

特に、ことし特徴的なものにつきましては、社会福祉士だとか、防災士だとか職員の中からそういったものを取得したいというそういう意識が芽生えてきたことであります。社会福祉士につきましては、今2名の方が研修や実習をしながら挑戦をしております。この資格につきましても、2年間かかります。そして合格率が30%という極めて厳しい国家資格であります。その資格に2名の職員が挑戦をしておりますし、また、防災士にも何人かの職員が意欲を示し研修に行くということになっております。そんな点では職員の意識も大分高まってきたのではないかなというふうに考えておるところでございます。

また、小規模自治体では、1人の職員が幾つもの仕事をしていかなければなりません。常に課内や係内で目的を共有しながらするように心がけるように指示をしておるところでございます。そんな点は御理解もいただきたいというふうに思いますし、これからも村政の責任者として、職員には厳しくそういったことを申し上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 時がたつと薄れてしまいがちなことです。職員一人一人が公務員であることを自覚し、また理事者も職員教育をより一層進め、職員の全てが村民の立場に立って仕事ができ、よりよい村づくりができるようお願いし、2件目の質問を終わります。

続いて、3件目の来春の4月改選の村長選に出馬の意欲があるかについてお伺いいたします。11月29日付の報道によると、28日夜後援会の役員支部長会を開催し、全員の総意で唐木氏に村長選挙に立候補を要請。この要請に対して前向きに検討するとの発言であり、役員50

人の決定を重く受けとめ、12月議会一般質問の中で態度を明らかにするとコメントであります。平成17年より村政を担当し、健全財政を推進させ、子育て、福祉、教育など唐木村政への評価もされてきております。南箕輪村は人口が増加し、県下一若い村として発展してきております。人口1万5,000人の村づくり、地域づくりをより一層推進しなければならないと思います。また、人口増加での多くの課題の解決も必要と思われま。バランスのとれた住みよい村づくりの発展のため、より一層の努力も必要かと思われま。

では、お伺いいたしますが、来年4月改選の村長選挙に出馬の意欲があるかをお伺いし、3件目の質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 来年4月の村長選挙に出馬の意欲はという御質問でございます。開会の挨拶の中で次期村長選への態度は今議会中に明らかにすると申し上げました。一般質問をいただきましたので、一般質問の中で明らかにさせていただきたいと思われま。9月議会で小坂議員から同様の質問をいただきましたが、そのときはまだ誰にも相談をしておらず、お答えができませんでした。12月議会に向けて地元後援会、また村全体の後援会に相談をいたしました。その中で今までの政策や今の村政の状況に自信を持ち、さらに安心安全な住みよい村にするために、また人口1万人の村づくり、地域づくりをしっかりと進め、自立に向けて力強い村にするために、時期村長選挙に出馬をするよう全会一致で要請を受けました。要請を受け、悩みながら考え、自分の意思決定ができましたので、この場をおかりしてその決意を申し上げます。

先ほども申し上げましたが、子育て、福祉、教育に優しい安心安全な村づくり、元気な村づくり、生活優先の村づくり、環境に優しい共生の村づくり等々多くの施策を実施をしております。その不十分な面をさらに充実させるために、また人口増加に対応したさまざまな課題、問題を解決し、人口1万5,000人の村づくり、地域づくりをしっかりと進めるために、さらには伊那消防署庁舎の建設、伊那中央病院の医療再生計画を初めとした施設の増改築への対応、南原住宅団地の焼却灰の除去工事、景観行政団体への移行を終わらせていく、このことが私の責任であると考えております。また、今世界的な経済不況の中、どの産業をとりましても大変厳しい状況となっており、この先も不透明感が拭えま。村の財政もその影響によりかなり厳しくなってくるものと予想をしております。厳しい時代になればなるほど基礎的自治体としての村の責任は重く、その役割は大きくなっております。住民生活をしっかりと守り、村民の皆さんが安心して暮らせる村、子どもから高齢者、障害者の皆さんが地域の中で心豊かに暮らせる村、そして村民が健康で元気な村を目指し、産業振興を図りながら力強い村をつくっていくために、次期村長選挙への出馬を決意をいたしました。残された4カ月間、本年度の事務事業の推進を図り、この8年間をしっかりと反省をしながら来期に臨みたいと思っております。

3期目の重点施策につきましては、決意したのが最近でありますので、基本的にはこれからであります。現状と課題を分析をしながら、来春方針をお示しをしてみたいと思っております。今考えられることといたしましては、知的障害者等の生活拠点の確保としての生活介護事業所の開設、グループホームも検討していかねばなりません。さらなる高齢者や障害者の足の確保の利便性、また高齢者や障害者を地域として支える組織の構築、産業振興への対応、自然環境を守り秩序ある土地利用の確立、防災福祉を含めてでございます。全

てに通ずるこの地域力の向上等々を考えておるところであります。厳しい時代の中、健全財政を維持しながら、村として自立できる力強い村を目指してまいりたいと思っております。また、子どもたちに明るい未来をつくるために、平和を基本に環境に優しい村を目指してまいりたいと思っております。具体的にはこれからでありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。表明の時期にはさまざまな考え方があると思います。今村政を担当する者として、早目に態度を明らかにすることは選挙への選択肢を広げていくという、こういうことになると考えており、今議会で判断をさせていただきました。そんなことでよろしく願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） ただいまの力強い出馬表明を受け、来期4年間1万5,000人の村民のために、厳しい財政だとは思われますが、自信を持って事業を推進し、村民の生活をしっかり守っていけるよう、来期に向けてますますの活躍を期待し、2項目めの質問を終わります。

では、続いて3項目めの通学路など危険箇所の改善についてをお伺いいたします。

1件目の9月定例会補正予算以後の改善についてをお伺いいたします。議会日より、6月定例議会一般質問のその後の経過の記載の中にもあり、通学路の充実と安全を確保、8月2日に関係者で通学路の合同点検会議を開き、危険箇所対策を検討し、今後関係機関と協議し、できることから安全対策に着手していくとの回答がありました。9月定例議会に2,200万円の補正予算づけができたことと思います。平成24年度の点検では、南箕輪小学校通学区では45カ所、南部小学校区では18カ所を危険箇所として認定している。ほとんどの通学道路が生活道路であり、規制も難しいと思われます。道路上にカラー舗装なども行われているようです。

では、お伺いいたします。補正予算で実施できる危険箇所の改善の割合はどのくらいであるかをお伺いいたします。また、多額の費用がかかる場所もあろうかと思われます。算定は難しいと思われますが、今後改善を行うにはどのくらいの予算が必要であるかをお伺いし、3項目めの質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 3項目めの通学路等危険箇所の改善の御質問でございます。

9月補正で2,200万円予算を計上させていただき、今事業を実施をしておるところでございます。危険箇所の改善の割合でありますけれども、PTAから出されました村内全域で63カ所の危険箇所がありました。緊急点検の対象となった箇所は約半分の30カ所です。その内訳といたしましては、南箕輪小学校区で25カ所、南部小学校区で5カ所です。そのうち補正予算におきまして実施できるのが24カ所の8割です。

その内容であります。横断歩道手前や交差点内のカラー舗装、歩行帯のグリーンベルト化、スピード抑制のドットライン引きや、路面表示、交差点付近のスクールゾーン看板の設置等々です。残りの未実施6カ所につきましては、村道への歩道や横断歩道の整備、県道に関する横断歩道の整備に関するもので、県関係との協議、あるいは歩道設置には多額な費用を要しますので、そんな点は条件整備もしてまいらなければならないということですので御理解をお願いいたします。

今後の通学路の安全対策に必要となる予算であります。まだ先となり財政状況にもよりますが、村3カ年計画の中で、平成26年度から平成28年度にわたり、歩道整備にかかわる費用といたしまして7,500万円ほど見込んでおります。しかし、歩道の整備につきましては財政状況により変わってまいりますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

当面は来年度から学校周辺の通学路の歩行帯をグリーンベルト化する費用といたしまして、毎年650万円ほどを計上し、学校側からその延長を延ばしてまいりたいと、こんな計画であります。今後も新たな安全対策が必要な箇所が発生すれば、可能な限り対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。通学路の整備につきましては、児童生徒の安全な通学、これを確保していくということが村の責任でありますので、できる限り早急に対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 改善箇所が多く、予算も期間も必要になると思います。児童生徒には大切な道路です。安全な通学路になるようお願いし、続いて4項目めの国道153号伊那バイパス関連事業についての質問に入ります。

現在でも1009号線は昨年度に続き工事が継続されております。伊那土地改良区の排水路を利用しての道路拡幅の工事です。本年度は村道1221線交差点より中川原公園までの残りの工事です。この工区には住宅が隣接しており、工事の際は安全に十分配慮をしていただきたいと思っております。また、国道153号伊那バイパス関連整備は地元の住民の方々の要望で行われている条件整備であります。そのほか、村道1007号線の道路拡幅工事、また集会所の改修工事などが要望として出されております。

それでは、お伺いいたします。1件目の関連事業、全体の完了はいつごろになるかをお伺いし、1件目の質問といたします。よろしく答弁をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 国道153バイパス関連事業についての御質問の全体工事の完成はということでございます。

国道153号伊那バイパス関連の条件整備事業についてであります。村道1009号線の拡幅工事ですが、農閑期となる10月に発注となり、来年3月下旬に計画区間全線が完了となる予定となっております。住宅地内での工事ですので、御指摘のとおり安全には配慮をしてまいります。

あと残りの事業といたしましては、村道1007号線と集会所の改築、公園の整備が残されております。1007号線につきましては、平成25年度、平成26年度2カ年で完成をさせてまいります。また、集会所、公園につきましては、現在の場所ということで考えております。平成26年度から平成27年度にかけて計画をしているところであります。集会所、公園の整備につきましては、地元の検討委員会の皆様と協議をしながら進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。今の計画でいきますと平成27年度までには条件整備全て完了できるのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 広範囲にわたる整備になると思われませんが、1年でも早い工事の

完成をお願いし、続いて2件目のバイパスの維持管理についてお伺いいたします。

一昨日の全協でも申し上げましたが、管理については伊那建設事務所の管理であると思います。昨年はバイパスののり面の草刈りなども行われ維持管理が行われておりましたが、ことしはのり面、中央分離帯などの草刈りが行われておりません。立ち枯れになり見た目もよくなり、たばこの火など火災などにも危険とされます。バイパス関連については当時話し合いの中でも責任を持って管理することになっております。伊那建設事務所に要請をお願いいたします。また地下歩道の管理も適正なる管理をお願いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） バイパスの維持管理にかかわる問題、御質問でございます。この維持管理につきましては、伊那建設事務所であります。村からも対応を要望をしておるところであります。県もこの直営から業者委託への切りかえによりまして、維持管理費がふえ予算の都合から実施できなかったとのことであります。ことしは他の市町村でも同様の箇所があったようですが、地域住民の皆様の生活環境、あるいは安心安全面から考えても問題でありますので、適切な時期の草刈りを強く要望したところであります。これからも要望はしてまいります。

同時に、地元地域の対策組合の皆様方からの直接の提言も効果的であると思っておりますので、またその都度関係者の皆様方にも御協力をいただければというふうに思っております。

地下歩道につきましては、施設のふぐあい等がありましたら、村のほうへ連絡をいただきたい。これも県の事業でありますので、県に適切な措置をしてもらえるように要望をしております。

以上でございます。

議 長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 構造物には維持管理がついて回ります。適切な管理をお願いいたします。

続いて、3件目、4件目の質問については、案内標識設置についてでありますので、一括の質問とさせていただきます。よろしいですかね。

議 長（原 悟郎） はい。どうぞ。

8 番（都志今朝一） それでは、3件目の案内標識は県道伊那北殿線よりバイパス天竜橋西の交差点に、また村道1221号線より同じ信号機の交差点に入るための案内標識がないため、高齢者の方などが道に迷っている姿が見受けられます。標識などの設置をお願いいたします。

続いて、4件目のバイパスに大芝高原の案内標識の設置をお願いするものであります。本村では観光の目玉として大芝高原をPRしております。大型農道、春日街道、アクセス道路、国道153号線などには案内標識の設置が見られております。バイパスにはまだ設置がされておられません。村道1号線とバイパスの交差点北側には、県設置の案内標識がありますが大芝高原の文字がありません。バイパスより大芝高原までの案内標識の設置をお願いし、質問を終わります。答弁をよろしくをお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 案内標識等の質問でございます。

まず、県道伊那北殿線と村道1221号線からバイパスの天竜橋西の交差点へ誘導する案内標識の設置であります。県道伊那北殿線からバイパス取付道路への村道につきましては、道なりにセンターラインのある方向に進んでいただければ自然とバイパスに出る、乗り入れることができる状況となっております。村道1221号線、住宅地内からの進入となり、利用される方は限られておりますので、なれるということでそんなことで御判断をいただければというふうに思います。交通量の多い県道側への案内標識の設置につきましては、道路管理者の伊那建設事務所とその必要性等々を協議してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

バイパスに大芝高原の案内標識の設置とのことでありますけれども、現状ではバイパスから大芝高原や村内の中心部に誘導する案内標識というのは設置されていないという状況であります。議員御指摘のように、バイパスの塩ノ井東交差点北側の箕輪町側から見る案内標識がありますが、交差点を右折し、国道153号塩ノ井交差点に向かう矢印は示されていますが、先行きの名称が示されておりません。ここを通り過ぎてしまいますと、大芝高原や村内中心部に向かうのにはわかりにくい道路状況となってまいります。そんなことで既存の案内標識に大芝高原等へ誘導する名称を表示いただけるよう設置者であります県に要望をしてまいります。

案内標識の表示規定に基づいての表示となるために、標識の大きさによって表示できる名称や文字数にも制限があります。そんなことで要望どおりの表示となるということはわかりませんが、表示していただけるように設置者に要望してまいります。そんなことで御理解をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 案内標識なども村のPRの一部になると思います。設置をお願いします、以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、8番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまより11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 議席2番、久保村義輝です。私は2つの問題について村長に質問します。

1つは災害を防ぐために既設の構築物、この老朽化も含めた安全点検を実施し、必要な対策を行うべきではないか、こういう点で質問します。これは今月の初めに笹子トンネル中央道ですね、トンネルの中の天井が落下するということで大勢の死傷者が出た。誰もが危険だということを感じないで中央道を高速走行している。そこに重いコンクリート板が落ちてくると。こんな考えられないことが起こったわけです。これについてはその点検を国が何らかの基準を持ち、指導をするということなく、会社任せ、それぞれそういうことで点検の基準、そういう点も甘く、目でみただけで安全という確認をしたというようなことが長く続いて三十数年たった。老朽化こういうことが原因だという問題になってるわけでありまして。

こういう点、村の中で考えますと、村道に関する橋もありますし、川のいろいろの大小ありますが、全て村民が通る、あるいは村外の人も通る、ここは通行どめがしてあれば危険だなということを感じるんですが、そうでない限り安全だということ的前提に走っているわけでありまして。そういう点で考えますと、これは村として管理責任のあるところを本当に徹底的にチェックをしていく必要があるというふうに思うわけでありまして。そして、県道であったり国道である中央道も含めて前回は質問したわけでありまして、橋の点検はそれぞれしているということですが、本当にその村内の各構築物が安全なのかということをもう一度やっぱり原点に戻って考える必要があるのではないか、こう考えるわけでありまして。

その点で人工構築物、これはまさに人間がつくったものであります。これが誰もが5年、10年ということは安全だと思いますが、30年、50年という経過をしますと、やはり耐久性がどうなのか、安全性はどうなのか、これはやっぱり見る必要がある、こういうふうに考えるわけでありまして。そして、それと同時にここにも書いてありますのは、傾斜地本体、傾斜地自体ですね、これ非常に危険地帯となっているところも幾つか指摘されておりますが、やはり村の中全体を見回して、そういう自然の危険地帯、そしてそういう崩落を防ぐために人工物をつくった、それ自体がどうなのか。ここら辺まで含めて見直す必要があるのではないか。こういう観点であります。

それで、道路、水路、橋など、さらに傾斜地自体、本体とそこにつくられた人工構築物、こういう点についての点検が必要ではないか。こういうふうに考える、この点について村長の考えを聞くわけでありまして。さらに、これを公的に検査をする。こういう基準だとか、そういう組織があって、国、県、村というものがそれぞれ連携した何らかのそういう点検体制がとれているのか、この点についても含めてお聞きをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えを申し上げます。災害関連の質問でございます。

災害防止にかかわる既設建築物等についての安全点検及び必要な対策についてということでありまして。御承知のとおり、12月2日に中央道笹子トンネルでまさかと思われる天井板の崩落事故が発生し、多面にわたり大きな被害が及んでおります。また、犠牲者も出てしまいました。事故の原因につきましては調査中ということでありましてけれども、天井板をつるす金具の経年劣化、これが原因ではないかといわれております。この事故を受け、つり下げ式の天井板があるトンネルの緊急点検が行われたということでありまして。トンネルに限らず多くのインフラが老朽化しており、危険性を抱え、その維持管理の重要性が問われております。これからはさらにこの維持管理に力を入れていかなければならないというふうに感じておるところであります。

村内には道路、水路、橋等の構築物や急傾斜地土砂災害防止法に基づく警戒区域が指定され、またがけ崩れ、土石流、地すべりなどさまざまな危険箇所とその一部に施された災害防止のための構築物、これがあります。この中で村におきまして維持管理を行っております構築物のうち、橋梁につきましては昨年全ての橋梁を点検し、橋梁長寿命化計画に基づき、重要度の高い17の橋梁に優先順位をつけ、逐次修繕を実施する計画となっております。この橋

につきましては特に心配ということでもありますので、長寿命化計画に基づきまして整備をしてまいります。そんなことで御理解をお願いをしたいというふうに思います。

また、5年に1度の定期点検を行うとともに、職員による日常的な維持管理として毎年1回の巡視を行っておるところであります。また、道路に付随する擁壁等につきましては、周囲に影響を及ぼすとされる高さ3メートル以上の規模の構築物等を対象に、平成9年度に専門業者への委託によりまして、防災総点検を行い、その時点では安全性というのは確認ができたところでもあります。それ以降の専門的な点検は行っておりませんが、職員が道路パトロールの際に目視による点検を実施しております。その折に異常が確認され、また近隣住民の皆様や区役員の皆様からの破損箇所などの通報を受けた場合には、必要な対応をしているところでもあります。

水路の構築物につきましては、10本の準用河川は職員による目視の点検を行い、破損箇所があれば道路構造物と同様の対応はしておりますが、専門的な点検までには至っていないというのが実態であります。そのほか国県道や急傾斜地の構築物は県の管理となりますので、久保地区から北殿地区にかけての河岸段丘の擁壁等は伊那建設事務所、田畑地区から神子柴地区にかけての保安林での治山事業による構築物は地方事務所の林務課におきまして、毎年目視の点検が実施されている状況であります。また、中央自動車道やJR関係の構築物は、それぞれを管理する会社により定期的な点検が行われておると聞いておるところであります。以上の状況を踏まえ、村の維持管理の対象となる構築物につきましては、高速道路のような緊急性は低いものと考えられますが、専門的な点検の必要性という、このことは感じておるところであります。

点検の実施に当たりましては、公的な専門の検査機関というのはありません。したがって、総合建設コンサルタント等の専門的な業者への委託となり、予算措置が必要となってまいります。また、点検の実施により必要性があれば改修等の措置を講じることになりますが、改修規模によっては橋梁の長寿命化計画と同様の予算措置が必要となってまいります。このような状況は本村に限らず全国的な動きにもつながってくるものと考えております。今後の国の動向等状況を見きわめ、関係機関の意見を聞きながら重要度の高い構築物を選定し、点検を実施する方向で検討をしてまいります。この間は職員による点検の徹底と住民の皆様からの情報提供等の御協力をいただきながら、適切な維持管理を行ってまいります。

また、御指摘もありましたけれども、土砂災害防止法に基づく警戒区域等に指定された箇所につきましては、平成18年度に現地調査が行われ、がけ崩れ等の危険性がある区域として、関係住民の皆様はその影響の範囲をお示しをしてあります。この指定につきましては、がけ崩れ等の防止をするということではなくて、危険箇所であるということを確認をしていただく。大雨等により異常が確認された際には避難をしていただく。このことが目的となっております。大雨の際には各地区の自主防災組織での点検や警戒をお願いしているところでもあります。機会あるごとに危険箇所の周知や有事における避難等の啓発を行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

既に土砂災害の防止区域につきましても年数が過ぎております。認識が薄れてきておる、このことも考えられますので、再度そういった地域につきましても周知をしてまいりたいというふうに考えております。今、お話を申し上げましたとおり、特に本村の場合には、この橋これが心配でありますので、これは計画的に整備をしてまいります。特に中央道の上にか

かっております中野原橋、これにつきましては、既に計画に入っておるところでありますので、そんな点も御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 大きな構築物は点検をされている、こういう話でありましたが、平成9年よかったと。もうそれから十数年、このおよその耐久性ですね。いってみれば老朽化して何とかしなければならぬという1つの基準としてはどの程度のものを、このコンクリート構築物が主体だと思いますが、大泉ダムも含めてそういう構築物についてのそれぞれの基準というのはどのようになっており、国や県も含めて統一したこの安全点検、改修が必要というようなこの統一見解というものがあるのかどうか。これについてお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） 構築物のそれぞれの老朽化してからの耐用年数的なものでございます。

コンクリート製品につきましては50年くらいと、コンクリートの劣化につきましては言われております。ただし、そのコンクリートの中にあります鉄筋等につきましては、そこに水がしみ込んだりしたとかした場合にはさび等によって劣化をしていくという状況によって異なっております。また、この中央道の笹子トンネルの天井崩落という事故を受けまして、国のほうでもそのほかのインフラにかかわる点検基準の見直しをこれから行っていくということで、きょうの新聞のほうにも報道がなされております。そんな中で基準がかなり高いものになってくるのではないかというように思われます。その点で各市町村の技術力的な部分もそこまで及ばないというような状況にある中でありますが、そこにつきましては、また国、県のほうからも支援がされるというようなこともございます。また、財政的な部分での支援もあるというようなところもありますが、まだそこら辺はこれから具体的になるということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） そういう国から見て大きな構築物は支援もあるということですが、村としてみれば、比較的小さいものでも村民がふだん接するところ、これは目視で安全点検ということですが。ある時期としてはきちっとハンマーでたたくということがどうなのか知りませんが、実際の点検をきちっとしてみるってということ、道路の縁石やなんかでも結構しっかりとしていると思えば崩壊しているようなね。やっぱりこれ組成、水やいろいろな化学物質などを含めてばらばらになるようなこともあるので、標準的な耐用年数が全てそのとおりだというふうにはならないと思うので、その点についてはしっかりとやるべきだと思います。

いずれにしても業者任せ、どうしても国や県がきちっとしたその1つの定めをつくって、それに照らしてやっていくってということが必要だということが今回本当にはっきりしたと思うんです。そういう点で業者にただ頼むということじゃなく、本当に安全基準に従ってやるというね、この点が必要だと思いますので、その点をしっかりとやっていただきたい。そして、その結果についても村民にお知らせするというのをきちっとやるべきだというふうに思います。

目視で安全点検したというあたりは、果たしてその後一定の期間を経てるんですが、それを再度ここでやるということなのか。今、国の出した今後の見直し策でいくということが中心になると思うんですが、やはり目で見ただけではだめだったというのが今回の教訓だと思うんでね。そのことについて、再度必要な手だてをきちっとやるということについて村長にお聞きをします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 構築物等については耐用年数があるわけでありましてけれども、それだけで判断はできないという、こういうことだろうというふうに思います。国のこの基準の見直しを受けて村がどう対応するか、これから検討していかなければならないというふうに思います。

同時に、小さなものにつきましても総点検をというようなお話でございます。小さなものを含めてそういった点検という必要性は感じておるところでございますので、どういう方法でどうやってやるのかという、このことが問題といたしますか、重要となってまいりますので、その辺も検討をしながら、安全性の確認はしてまいりたいというふうに思います。

ただ目視による点検というのは、これは常にやっていく必要があるというふうに思いますので、この点につきましては、国の安全基準の見直しといたしますか、そういったものが出るということでもありますけど、それに捉われず常に実施をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） そういう万全の体制をとっていただくということで、1番終わります。

2として福祉施策の問題であります。村は以前から子育て、教育、非常に手厚く、過去の歴代の理事者、また議員の皆さん、村民の皆さんの大きな考え方の中で進めてきて、今非常に村は上伊那郡内でもいいねと言われる村になってきたというふうに思います。本当に教育、福祉、保育等について変わらぬ方向で充実をされてきたと、こういうふうに思います。そういう点で福祉施策の充実をするということは、一つ一つを積み上げて着実に向上させていく、こういうことでなし遂げられるというふうに私は思います。

そういう点です、今回議案でも提案されておりますが、医療費の無料化の年齢引き上げ、これは我々前からそういう方向へ進むべきだということで、だんだんよその町村に先んじて村は取り組んできた。今度高校生まで無料化するというような方向が出されて、これは大いにこれで結構なことだと私は思います。ただ、その中でですね、この財源がかかるということの中で、福祉医療の中での負担を今まで県が上げたものを村は上げないということで、上伊那の町村、そういう点ですと続けてきたわけでありまして。それに対して今回引き上げることが出されました。全協でお聞きしたときに、そういうふうに村長が取り組んできた背景として、福祉の医療としてこれは村としてはやってきた。これからも、要因は今もまだあると、やっていくべき課題であるという立場だけれども、今回それを上げて、それを高校生のほうに回すという考え方が示されました。これはやはり前々代の理事者もそういうことをやったことがあります。老人への福祉金を削ると。よくバーターというような言葉で言われましたけども。やはり一つ一つ必要な施策を充実させる。そして、過去にも補助金要綱やなんかで、もうこの補助要綱が必要でなくなった、そういう要望がなくなったも

のはなくしていくというようなことは当然必要なんです。かつては必要だった補助金がもう要望がなくなって、これはもう廃止してもいいなというものは見直して廃止していく。これは結構だと思います。今回それで村長としてもまだこの福祉医療としては、取り組んできたことが課題としては残っているけれども引き上げるという。こういう点についてはやはり私はそうすべきではないなと思うんですが、この福祉施策の向上策としてどうであるか。この点について村長の考えを聞きたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 福祉施策の福祉医療関係の御質問でございます。まず、実態等につきまして若干お話をさせていただきたいというふうに思います。

福祉医療につきましては、乳幼児、児童、障害者、母子・父子家庭及び低所得者老人を対象に、福祉の増進を図るべく医療費の自己負担の一部を村が助成をしている制度であります。この福祉医療につきましては、平成23年度の決算で見ますと、福祉医療費補助金は全体で7,300万円余となっております。平成24年度も増加しておりますので、今議会に補正予算としてお認めをいただいたところであります。年々ふえてきておるといふ、こういう実態があるわけであります。また、長野県では、県の補助金交付要綱に基づきまして、市町村が行う医療費の自己負担への助成に要する経費に対して2分の1の補助金を市町村に交付をしております。

しかし、村もそうでありますけれども、多くの市町村で県の補助額を超えて独自の助成をしている福祉医療というのが数多くあるところであります。このことは福祉の幅を広げて現行制度の中でできる限りのことをしていこうという思いから、乳幼児医療費では、現在では中学校3年生まで。これは県の補助では、入通院は小学校入学前まで、入院は小学校3年生までとなっておりますけれども、本村の場合には入通院あわせまして中学校3年生までということであります。また、障害者のうちの知的障害者の方に対しては、全ての方が対象になるB2までこの医療費の補助をしております。県の補助はB1まであります。本村の場合はB2まで拡大をしておるところであります。

また、低所得者老人医療費というのを68歳以上の方に支給をしております。68歳以上の皆さんは住民税非課税世帯の方はこの福祉医療として助成をしておるところであります。この制度は本当に本村を含みまして県下見ましても数団体、ごく限られた団体しかやっておりません。そういったことで本村の場合にはかなり手厚い福祉医療となっておりますというふうに思っております。

そのような中で、障害者のうち精神保健福祉手帳保持者、精神障害者の皆さんであります。1級の方は通院のみ、同じく2級の方は自立支援医療費の精神通院のみという現状があり、著しくこれはバランスを欠いているんじゃないかという、このことに私自身は何とかしたいなという思いが強かったところであります。したがって、今回提案させていただいておりますのは、1・2級所持者の方も入院、通院まで幅を広げていくよう提案をさせていただいたところであります。また、子どもの医療につきましては、義務教育までという考え方から、現状では高校進学率が99%であることを考え、また子育ての視点から高校生まで対象にしていきたいというこんな考えであります。これらの支給対象範囲を広げることにより、平成23年度決算ベースでは約500万円余の支出増になるというふうに見込んでおるところで

ございます。

議員さんから御指摘を受けました受益者負担金を300円から500円に引き上げることにつきましては、村の国保会計でもおわかりのとおり、医療給付費の増大、介護保険会計及び後期高齢者医療会計への村負担分の増額等、村の扶助費というのは本当に年々増加しております。また、村独自の施策といたしまして、介護保険料利用者負担分の一部助成、福祉輸送サービスの提供、障害者に対する福祉手当、あるいは介護者に対する介護慰労金、また敬老祝い金など、他の市町村と比較して最も高い水準となっております。そういったサービス提供をしてきておるところであります。こういったサービスは今後も続けてまいりたいという、強い思いであります。そういった中、やはり支出に対する財源というのも考えていかなければなりません。冷え込む地域経済に伴いまして、今後税収の見込みや社会保障関係の支出の増大が続く中、現在77市町村中50市町村が受益者負担金を500円にしているという、こういう現状もあるわけでありまして。上伊那の場合は半数の市町村が500円でありまして。今回300円から500円にということは、本村と箕輪町と辰野町が考えておるところでございます。ただ、これを条例で規定しているのが本村だけでございますので、ほかの町村は議会へはかからないという、こういうこととなります。本村の場合、この条例規定、なぜ条例規定かという、こういうことはちょっとさかのぼって見ないとわかりませんが、たまたま条例規定ということになったところでございます。

支給年齢の引き上げを実施したり、支給事業の拡大をしたり、私は多くの皆さんに村の補助制度の適用を図り、生活の安心を享受していただきたい、こういう思いでございます。したがって、単に悪くするというのではなくて、より大勢の皆さんに福祉医療ほかいろんなサービスの提供をしてまいりたいという、こういう思いでございます。

そして、もう1点、本村の特徴といたしまして、人口が伸びておるところであります。人口減少の市町村と比べて年々この支給額というのが増加してきております。人口が減少しておる市町村につきましては、支給額は伸びていきません。しかし、本村の場合には急激な人口増ということでありまして、そういった支給額というのはふえております。今後の財政状況等を考えれば、単に給付年齢を引き上げたり、支給事業を拡大していくということは心配な面もあるところでありまして、事業幅を広げながら制度の存続を図っていく、こういうことも考えていく必要があるという判断をさせていただいたところでありまして。持続可能な福祉医療制度としていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

私は先ほども申し上げましたように、ほとんどの分野で南箕輪の福祉施策、福祉サービスというのは郡下でトップであります。こういったことはこれからも続けていきたいという、こういう強い思いでおるところであります。私自身が村政を担当させていただいてから、特にこの福祉サービスというのには力を入れてまいりました。介護保険の利用者に対する一部負担金の創設を初め、ほかの介護医療金等々につきましても、ほかの町村で下げる中、本村の場合には据え置いておるところでございます。そういった状況も御理解もいただきたいというふうに思います。したがって、人一倍私は福祉に対する思いは自分自身では強いと思っておりますので、そんな点はぜひ御理解もいただきたいというふうに思います。ぜひ、一部分を捉えることなく、全体を捉えていただければありがたいというふうに思いますし、質問の中にも着実な積み上げというような御質問であります。そのことも必

要であるというふうに思いますけれども、300円から500円の部分につきましては、大方の皆さんが市町村の皆さんがそういうことをしておるということでもあります。そのかわりということで、年齢を引き上げたり、あるいは対象事業を拡大したりと、このことはぜひ私はやっていきたいなと思っておりましたので、そんな提案も、条例改正の提案もさせていただいたところでもあります。これからまだまだ福祉というのは重要となつてまいりますので、そんな点は御質問のように捉えてはおりますけれども、いろんな考え方でそうさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 確かに理事者としてのいろんなバランス感覚、それはあると思います。ただ、今村長も言われたように、抜き出て南箕輪は上伊那の中でも一生懸命福祉施策を向上させてるよということを村長言うわけであります。ですから、どこでも横並びでなくていいわけです。そして、各市町村が少しずつそういう努力をして、すぐれた施策をすることが最終的には県や国の施策も向上させてきた、これが今までの歴史であります。ですから、今回特に伊北がみんな一緒だという話ですけども、やはり村長の今までの発想として、ここは新たな施策を少し進めると。しかし、今までやってきたことはもう少し据え置いて、まず新しい施策を少し進める。そしていよいよ全体のバランスも整って、ここはもうなくしていいのではないか。こういうときにそれは見直すことはあってもいいと思うんですね。ですから、今回のように、1つのことをやり、片方をそのまさに犠牲にするというようなことでなく、一つ一つを必要なことを積み上げていく。このことがいつでもやっぱり頭の中にあってほしい、私はそう思うわけであります。そのことがよその市町村に比べて南箕輪は施策がいいねということを積み上げてきた。これが今の実績なんですね。ですから、今よくこの子どもの医療費の無料化は競争だというようなことが新聞紙上でも出ました。どっかがやればどっかがやらなきゃならんということをやってきているわけですね。でもそれは誰が見てもこのことが望ましいということで向上させてきたわけであります。そうすると先進を切っているところがまず苦労しながらも実施をしてきた、これが歴史だと思います。

そういう点で村長の今述べられた財政上こういうふうにするという1つの方針ですが、やはり福祉施策を積み上げてきたら、その施策がもう要らなくなったというときになくすことは私は決して反対しませんが、今まさに同時に、片方は新しいことをやるけれどもこっちはなくすんだと。やはりこれはバーターという言い方がね、されるわけですけども、財政上のさっ引きはそういう話をされたわけですから、やはりそれをもう少し慎重に考えてほしかった、こう考えるわけであります。ですから、村長の今思いは私も受けとめました、私はこの高校生の医療費の無料化に向かって一歩前進だと、福祉医療のほうはまだ少しこれはもう少し上げないで頑張っていくと、こういう姿勢が欲しかったと私はそう思うわけあります。その点についてももう一回お聞きをして終わりたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 福祉施策につきまして、横並びという私はこういうことは毛頭考えておりません。抜き出ているところもあってもいいと。本村の場合にはほとんどの施策が抜き出ているところでもありますので、横並びという考え方は毛頭持っておらないところあります。私はこの8年近く村政を担当させていただきまして、私は一番力を入れてきたところでございます。医療費、福祉医療に対しましていち早く中学3年生までの無料化という、

こういうこともやらさせていただきました。保育料も郡下で一番低い水準まで下げさせていただきました。そういったことによってさまざまな若い世代が転入をしてきていただいている、人口増の一助にもなっておるといふふうに考えておるところでございます。

そういった中で発想としていろんな福祉施策が達成できて、なくすという、こういうことはそのときに見直すってというような話がありましたけれども、私は今の福祉施策を考えますとなくすという時代というのは恐らくないだろうというふうに思っております。本当にこれからまだまだ大変な皆さんが出てくるという、こういう状況が生まれてくると思っております。そういった中で、この全体的な財政状況も時の理事者、首長として考えていかなければならないというふうに思います。先ほども申し上げましたけれども、本村の場合には人口が増加しておりますので、それに伴いまして扶助費の増加率というのはかなり高くなってきております。そういった中で頑張れる部分は頑張りたいなというふうに思います。できるだけ福祉施策に優しい村にしていきたいというこの思いはそういうことであります。

したがって、そういう基本的な気持ちを持ちながら、より大勢の皆さんに福祉のサービスの提供をしてみたいという、こういう思いであります。一番気に病んでいたのは精神障害者の福祉医療であります。それが今回実現させていただきたいということで、精神障害者につきましては、この4月から住宅家賃の補助制度というのも創設をさせていただきました。幅広い私は捉え方が必要ではないかという考え方に立ったところでございます。福祉の気持ちというのは全く久保村議員と同じでありますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 理事者としての立場はお聞きをしました。私はそれでもなおかつ今回は頑張っただけだった。こういうことを申し添えて終わります。

議長（原 悟郎） これで、2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

時間の都合で午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 7番、山口でございます。私はさきに通告してあります7点についてお伺いをするものでございます。

まず最初は、唐木村長本人に対してであります。この質問は先を越された件がありまして、なかなか質問しづらい面があるわけですが、よろしく願いいたします。

今、衆議院選挙が始まり終盤を迎え、何かと色々な形の中でどのような結果になるか、あるいはその結果によってどのような枠組みになるか、注目をしているところでございます。私はそれ以上に注目するのが4カ月後に迫った村長選挙ではないかと思っております。現唐木村長がどのような形になるか、去就が注目をされているからでございます。先ほど同僚議員から質問がありまして、それなりの答弁がありましたので、私は改めて、くどいようですがもう一度村長が立候補するかどうかここで声を聞きたいところであります。先ほど表明はあった

ものですからイエスかノーぐらいの程度で結構です。よろしく願いをいたします。

それと、この件においても4年間の実績の評価ということで私も通告をしておったわけですが、この点についても先ほど答弁がありました。しかし、その中で自己評価は自分がするものではないというような答弁があったわけでありますが、私はその6項目の中の公約をやって、自分がどのぐらいやったかというような形の中で評価をし、またそれを村民が見ていただくことによって村民が評価をするものじゃないかなと、そんなことも考えております。また、いろんなことがあったというような形においては余り細かく言わなくても結構ですので、私もその後のちょっと質問がありますので、簡単に答弁をお願いします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 来年4月の村長選挙への態度表明と4年間の公約の自己評価の質問でございます。

さきの議員の質問にお答えをしまして、後援会の出馬要請を受けまして、さらに住みよい村にするために、また人口1万5,000人の村づくりをしっかりとするために、高齢化社会に向けた共助の地域づくりの構築や、産業を含めた元気な村にするために、来年4月の村長選挙に出馬する決意を固めました。8年間の村政運営に対する村民の皆様方の審判を受けたいと思っております。

この4年間は国政が大きく変わる中、また景気低迷の中、地方自治体の力量や行政の存在意義が問われた4年間であったと思います。私は村民の皆様方の暮らしを守ること、地域を元気にすることなど、大きく6項目の公約を掲げました。道半ばの項目やすぐに結果が出ない項目もありましたが、おおむね手をつけることができました。不十分な面や反省すべき面もありますが、自分では精いっぱい頑張ってきたつもりであります。その中で健全財政を維持できたこと、あるいは人口が増加したこと、そして6項目の公約の実現のためにさまざまな施策ができたことを本当にありがたく思っております。これから2期8年をしっかりと振り返り、課題や問題を分析し、足らざる面を補ってまいりたいと思っております。そして、基本であります行政は誰のためあるのか、このことをしっかりと捉え来期に備えてまいります。

自己評価につきましては、自分でするものではないというふうに申し上げたところであります。そのために住民の皆様方の審判を受けてまいりたいと思っております。掲げた公約のほとんど9割以上は手をつけることができましたというふうに思っております。その中で大きな問題といたしましては、景観形成の問題、景観行政団体への移行は着手をしたばかりであります。これはまさに道半ばということであります。そんな点でおおむねということで手をつけることができましたので、ほぼ9割以上ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 次に、私は生活弱者の実態及び対応についての質問をしたいと思います。

まず最初は、生活保護者家庭についてであります。今日本では生活保護受給者が210万人を突破し、今年度の受給総額は3兆7,000億円になると予想されております。そして、まだまだ増加の一途をたどり歯どめのかからない状態ではないかと思ひ、また社会問題にもなっ

ております。南箕輪村も若い村、元気のある村と言われておりますが、過去5年間の生活保護受給者の人数データを見せてもらいました。それを見ても年々増加をし、5年間で3倍の増加になり、今年度、平成24年度は53世帯82人の生活保護者がおるといふこととございます。その内訳を見たとき、注目をしておかなければならないのが20代以下の若い世代、そして働き盛りの生活を支えなければならない世代の人が増加をしているといふこととあります。何とか少しでもくいとめなければならないと考えるものであります。

そこで最初にお伺いしたいのは、生活保護を受けられた理由であります。これで働くこともできず、資産もない、あるいは無年金、また勤め先の事情により職を失った、あるいは体調不良だとか、あるいは母子家庭で収入が少ないとか、いろいろのケースがあると思えますが、村の実態はどのようになっているかお伺いをいたします。そして、生活保護者が受給を受けられるまで、どのような実態調査が行われ受給に至ったかについてお伺いをいたします。受給者が一日も早く自立できるような支援体制をしていくことが行政の仕事だと考えます。受給に対し、受給後どのような保護体制、支援体制が行われているかについてお伺いをいたします。

次に、不正受給が社会問題になっております。人気お笑い芸人の母親の生活保護受給があり、この報道を機に生活保護と扶養義務が問題になりました。不正受給は都市部に多いとか、あるいは地域により差があるようですが、長野県下でも不正受給が倍増してるといふことです。県内2011年度の数字で249件、1億2,500万円にアップし、過去最高を更新したといふことです。こうしたことは、故意かミスか判断しにくい部分もあるようですが、南箕輪村の不正受給状況はどのようになっているのでしょうか。あるかないのか、そして受給後、受給者に対してどのような調査を行っているかお伺いし、この項目の質問とします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 生活保護者の実態につきまして、3項目にわたり御質問をいただきました。生活保護世帯12月1日現在で53世帯82名となっております。これは本当にふえてきておるところであります。

生活保護の制度というのは憲法第25条によりまして、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」といふこの理念に基づき、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」、このことを目的としております。したがって、生活に困窮する全ての国民を保護する、そういうこととありますので、年齢だとか性別だとか世帯構成、居住地域などによって、厚生労働大臣が定める最低生活費がその者の収入だけでは満たないといふ、こういうふう判断されたときに支給対象となってまいります。また利用できる資産や能力、その他あらゆる最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていることから、資産の売却だとか、働くことができる方は働くといった能力の活用を行った上で、なお生活に困窮する場合に対象となるといふこととあります。

上伊那の町村におきましては、これは福祉事務所、県の福祉事務所であります。中央事務所長、福祉事務所長が決定をしておるところとございます。理由はさまざまな理由があるといふようなこととありますので、その辺は最低限度の生活が営められるかどうかといふことで判断をしておるところとございます。

さらに、実態調査の質問であります。まずは、村や福祉事務所に生活保護の相談があった

場合には、家族の状況や収入の状況、資産の状況は調査をいたします。そして、扶養義務者の援助が可能であるかどうか、生活保護でなく、その他の制度を活用することで生活保護を受けなくても生活できるかどうかといったことを総合的に調査をしておるところであります。生活保護が開始されますと、医療費や介護費というのは直接福祉事務所が医療機関に支払う、こんなことになっております。また受給者につきましては、収入だとか、支出だとか、家族状況に変化があった場合には必ず届け出を行うことや、適切な保護を行うための指導や支持に従う義務があるところでもあります。

生活保護制度にかわる村の支援制度というのは現状ではありません。生活保護制度というのは、先ほどから申し上げてますとおり、国民が最低限度の生活の生活を営むための最後のセーフティネットであるので、生活保護の相談を村が受けたときには、福祉事務所のケースワーカーや社会福祉協議会、その他関係する機関とケース検討は行っております。そして、利用可能な制度や機関を活用し、まず生活保護を受けなくても生活できるようにともに考えておるところでありますけれども、そうしたことによってもなおかつどうにもならないという、こういう場合に最後の制度としてあるのが生活保護でございます。

不正受給の御質問でありますけれども、件数は年々ふえております。平成20年度には22件、今年度は53件ということでもありますので、2.4倍と大幅に伸びております。本村におきましては、関係機関と連絡調整を密に行っておりますので、不正受給の事案というのは今まで発生はしておりません。また、保護費受給者は保護費を受給された後は、働いている方につきましては収入の状況、また仕事と探している方につきましては、その月の取り組み状況等を毎月福祉事務所に報告し、福祉事務所のケースワーカーの訪問等により状況を確認しながら、保護費受給が正当であるかどうかを調査を実施しておるところであります。

したがって、村の場合にはこの福祉事務所というのが主体でございますので、そんな点は御理解もいただきたいと思っております。福祉事務所に村や社協やそういったいろんな機関が協力しながら対応をしておるところでございます。

不正受給という問題も大きく社会問題化いたしました。本村の場合はそういった事例がないということで御理解をお願いをいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） いろいろその条件はですね、今言われたとおりのいろんな形でもってそういうあれになるかと思いますが。私がちょっとお聞きをしたかったのは、村としてその福祉事務所とかそういう形に任せているのか。村として調査方法を単独でどのようにやっているかとか、その辺がどうかということをちょっとお聞きしたかったんですが。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 生活保護の関係ですけれども、町村につきましては、これは県が国からの法定受託事務ということで県が決定をするという事務でありまして、基本的には村は相談に乗って県におつなぎをするというものでございますので、よろしくお聞きをしたいと思います。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 社会福祉事務所が中心になるということで、この場合ですね、一応県とか市は義務づけられとるんですね、社会福祉事務所。ほやけど各市町村は任意につく

ることできることになつとるんですね。ですから、その代行するような調査とか、そういうものがなければいかんと思うんですけど、その辺はどんな形になつとるんでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 村で相談を受けている関係ですが。まずですね、本人の状況、生活状況をこれは必ず相談をしながらよくお聞きしております。それから、それに基づきまして、生活保護になるいわゆる条件、就労とか財産、これらは本人とよくお話しまして、必要があればですね、通帳の写しとか、そういったものを出していただきます。ただし、本人の意思というものが最優先されますので、十分意思を尊重しまして、よくお話を聞きまして、県の福祉事務所に連絡をとりまして、最終的には生保の本人、それから県の福祉事務所、それから村の担当者、この3者交えまして、就労状況や健康状態、財産の状況等の調査をしながら、最終的には県が決定をするという仕組みになっております。

議長（原 悟郎） 山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） その生活保護というのは要するに貧困の連鎖ということが言われてまして、その生活保護を受けた4人に1人はまたその次の世代で生活保護を受けると、こういう状態があるそうです。そういうことで、その中の主なところが母子家庭がそういうことが多いと、こういうデータがあるようです。それはですね、やっぱりその育児がそれなりの生活、本人が生活のほうへ回るということでなかなか育児が手が回らない。そうすると、その家庭では、家庭の中に閉じこもる。そのうちに、先ほど南箕輪でも6人かの不登校というようなことがあって、不登校にもなるとかそういうケースがあって、教育がはっきりできていかないのが1つの原因ではないかとかこんなことを言われております。そういう形の中で、南箕輪としたら学校の不登校がどういう状態になってるかちょっとわかりませんが、そういう傾向があるそうです。その辺のところの、要するに母子家庭に対しての要するに生活保護等のような手当をされておるんでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 今の山口さんがおっしゃいました母子家庭の関係ですけれども、まず村の生活保護の世帯類型から御説明をしたいと思います。

今現在53世帯が生活保護受給者ということになっておりますけれども、これはまだ年度末になっておりませんので、平成23年度、平成24年の3月31日現在の世帯類型でありますけれども、生活保護世帯が49世帯でございます。そのうち高齢者の世帯が9世帯、母子世帯が1世帯、障害や病気のある世帯が26世帯、その他が13世帯というふうになっておりまして、村では病気や障害のある世帯が一番多いという状況でございます。極端に母子世帯は少ないわけではありますが、これといった手当等は保健師の訪問等によるものということで、あとについては特段していないという状況でございます。あとは県のほうでかかわりを持つてるといって状況でございます。

議長（原 悟郎） 山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） それとですね、保護者世帯が、先ほどちょっとあれしたんですけど、要するに生活がですね、自分で収入を得て支えなきゃいかんというような形で、結構そこら辺の働き盛りの人の保護世帯がふえてきてるということで、この辺のところですね、一日も早く自立できるような支援をしていくことが大事じゃないかと思っております。そういう形においては村はどのような仕事の支援とか、どのようにされてるんでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 先ほど村長のほうから話があったと思いますけれども、毎月のその仕事の探してる状況とか収入の状況を県の福祉事務所のほうに毎月報告する義務が受給者の世帯はあるということで、その中で県の福祉事務所のケースワーカーが訪問等によりまして状況を確認しながら必要なアドバイスをその世帯に行っているというのが実態でございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 今の話だとある程度そちらへ仕事を任しちゃってると思いますか、村としたらただおつなぎするというような状況の話しかないなという感じを受けるんですけど。村がどこまでその支援体制ができるか、それによって少しでも減らしていけるっていう、そういうことが言えるんじゃないかなと思います。

実際、今の母子家庭も1件ぐらいということで、それなりによかったなと思うんですけど。結局そういうような子どもが家へ帰ったときにその居場所を提供するというようなことも1つの防げる方法であると思うし、それからやっぱり失業した、された方、こうした人がそのを求めたときに、どこまで村が支援できるか。要するに一緒にハローワークへ行くとか、あるいはハローワークから情報をもたらってきてその人に提供するとか、あるいは仕事の体験をさせるときに一緒に行くとか、そこまで細かい支援が今後の中で必要になっていくんじゃないかと。あるいはまた高齢者が住宅なんかを失ったときに、そういう住宅の世話、あるいはまたその地域になじめるような支援策、こういうことがですね、要するにこの支援の1つの方法じゃないかなとこんなことを思いますが、その点はどんなような考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 総合的に支援をしていく、このことは重要なことというふうに捉えておるところであります。ただ、本村の場合に多いのが高齢者や障害者、病気等々の理由による皆さんが多いということでもありますので、なかなか支援策というのは難しいなというふうに思っておるところでございます。仕事を失って、生活保護を受けるというようなことは村でもそれなりにしっかりと対応していかなければならないだろうというふうに思いますので、そんな点はまたそういうことができるように考えていきたいというふうに思います。

教育との話が出ましたけれども、教育に影響しないように教育費の援助、これは要保護家庭、準要保護家庭、そういった制度があります。そういったものを最大限活用できるように、こういった面は教育委員会でしっかりと把握をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、総合的な支援体制というのは県にお任せするだけではなくて、村もある程度かかわっていく必要があるというふうには思っておりますので、そんな点はどう改善ができて、していったらいいのだろうかということはまた検討材料とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） それから、不正受給についてであります。そういう形、不正受給がですね、できるだけなくさなきゃいかんという話の中で、村の中ではそれほどないというような話もあったんですが。この場合に自宅訪問をして連絡なしにいつ様子かをうかがうと

か、そういうこともやるような行為もあるようです。その点はそのような形の中の行為が行われているかどうかについてと、それから母子家庭1件しかないということだったんですが、母子家庭で実は内縁の夫がいて、それで同居しているけれど母子家庭を払っとるとか、そういうこともなんか保護を出しているというような話も聞くわけですけど、村に該当するかどうかは別にしてもそういうケースはどのように考えておるかお伺いします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 不正受給の関係で、県のほうとよく調整とりながら、ケースワーカーの訪問等による連絡を村でももらうようにしながら、その中で支援については検討をしていきたいということです。

それから、母子家庭の問題が出まして、ほかの方が援助をしてるんじゃないかというような状況はこっちでは確認できません。ただし、こういった事案についてはですね、よく周りの家から「あの家はちょっとおかしいよ」というような通報が入ることがございます。生活保護ではありませんけれども、そういったときには県と連絡をとりながら内容について調査をしていければというふうに考えております。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） それでは次の質問に移ります。

セルフネグレクトについてであります。通告はセルフネグレストなんて書いてあるんですけど、これあれが違うんで答弁ができないっていったらちょっと困るわけですけど、セルフネグレクトです。

この言葉はよく聞くようになったわけですが、私は日本語に弱いもんですから、また横文字にも弱いものでちょっと調べてみたんですが、このように解説しております。「成人が生活維持するために必要な行為を行う意欲、能力を喪失し、自己の健康、安全を損なうこと。必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立し、孤独死に至る場合がある」と。最近新聞紙上でよく聞かれています、ふえ続ける高齢者のセルフネグレクトと思われる症状を持っている方が見られ、こうした彼の閉じこもった心を開くことはなかなか大変なことだと。こういうことが大きな問題となっているようです。こうしたことは都会で多く見られることですが、年間1万6,000人を上回る孤独死があるようですが、近年の研究ではその8割がセルフネグレクトだと言われています。こうした惨めなことは少しでも防がなければなりません。村も高齢化率が県下一低い村と言われています。核家族、そして今後高齢者社会を迎える社会では対岸の火事というわけにはいきません。

そこでお伺いします。村の状態はどうか、予備軍はどうかの問題についてであります。村はどのぐらい把握しているのかお伺いをいたします。こうしたことを防止していくには、地域社会における見守りなど取り組みが必要とされています。村としてこうしたことに対し、地域との対応をどのように進めていくかお伺いして質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） セルフネグレクト、定義につきましては今議員さんがおっしゃったとおりであります。現在村で把握している事例は、その疑いのある事例を含みまして2件であります。いずれも高齢者であり、このようなケースにつきましては、包括支援センターでかわり、定期的な訪問活動を行っております。しかし、該当者に介入しようとしてもなかなか受け入れていただけないというこんな状況もありますので、根気よく、粘り強くかか

わりを続けることが必要となってきました。

方法につきましては、住民福祉課内の関係する係間で事例検討をし、情報を共有する中でケース・バイ・ケースで対応をしております。また、こういったケースにつきましては、本人からの訴えが出されないため把握しにくい、そういう傾向はあることはそのとおりであります。したがって、地域住民からの通報等で初めてわかります。民生委員さんとも連携し、地域の状況を小まめに情報収集をしていく、このことが大切となってまいりますので、民生委員会の中でも小まめな情報収集ということをお願いをしておるところであります。

地域全体でそういった問題を把握しながら取り組めるような状況というのが必要となってまいりますので、まさにこのそういった組織といいますか、そういった仕組みをどう構築していくかというのはこれからの問題であります。全てのものを含みまして、地域力をどう高めていくかという、最終的にはそこにあるのではないだろうかというふうに思っております。地域力を高めるための施策という、このことはこれから必要となってまいりますので、真剣に捉えて考えてまいります。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、高齢者のみの家庭に対しての取り組みについてお伺いをいたします。

核家族の家庭、老人のみの家庭も多く見られるようになっております。こうした家庭が問題になるのが、年々年を重ねることにより体力も落ち、自分で行動範囲が狭くなり、身の周りのことも不自由な状態になってきます。それに外部との接触も少なくなり、外部から見たときその家庭の情報もつかみづらくなります。こうした状況はこれからの社会では年々ふえて、問題化してくるのではないかと考えます。病気になっても対応ができない、買い物の不自由、雪が降っても雪をかくことができない等々、マイナーのことが考えられます。最悪のケースは考えると、最近よく火災があり、高齢者のみの家庭に多く見られ、逃げおくれで焼死に至ることがあります。また、孤独死でそれが何日もわからなかったということもあります。こうしたことは現実として起きております。このようなことは最小限に防がなければなりません。南箕輪村の高齢者のみの状況をどうかということでデータを出していただきました。70歳以上で1人のみの家庭が5年間で9%ふえ、75歳で老人のみの世帯、これは夫婦だと思いますが5年間で17%の増加になっております。このような状況はますますふえていくのではないかと考えられます。こうした家庭に対して行政としてせめて安否確認など不測の事態に対応していき、見守り隊などの支援が必要と考えますが、どのように対応していくか考えがありましたらお願いをし、質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今高齢化社会の中でさまざまなひづみ、さまざまな問題が発生をしてくれておるところでございます。本村におきましても、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯がふえてきておりますので、その支援の必要性は年々高まってきております。いろんな制度、施策を活用していくということも必要であります。

まずは緊急通報装置、36の方が利用をしております。また、本年5月から始めました、医療情報が入る容器、キットの配布、11月末現在で129の方が利用をされております。その他配食サービス16人、高齢者に対する生活支援としての軽度生活支援事業11人というよう

なそういった利用がなされておるところでございます。そういったことによって安否確認をあわせてさせていただいておるところであります。

また、民生委員さんには訪問活動によりまして安否確認を行っていただいております。地域包括支援センターでは毎年実施している介護予防アンケートをもとに、身体の活動性と世帯構成を同時に把握し、優先順位を決めて訪問活動により状況を確認しながら、民生委員さんとともに連携し事例ごとに対応をしております。また、介護予防アンケートに対して回答返却していない世帯に支援を要する事例が隠れているんじゃないかというこんな可能性があるため、今後はこのアンケートの未回答世帯の訪問を行っていく、こういうことを実施をしていきたいというふうに考えております。これは実施をしてみたいです。

見守り隊が必要ではないかという、こういうことであります。村ではさまざまな制度の利用を通じて確認をしております。また民生委員さんを通じて確認をしております。そういったことのいろんなものを組み合わせながら確認をしておりますが、最終的にはこの地域の見守り隊というのは私は必要だなというふうには思っております。ただ、これをどう構築していくかというのは大変難しい問題でありますので、そのいろんなケースと組み合わせまして、そういった組織を構築をしてみたいなという、こういう強い思いがありますので、その中でまた検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 今後の中で検討していただくということで。いずれにしろ、新聞配達さん、あるいは牛乳屋さんとか郵便配達、こういう形のとも含めたり、あるいは民生児童委員の皆さんとか、そういう形の中で訪問する中でいろいろとそこら辺の確認をしていくということですが。これ毎日ということじゃないもんですから、私はちょっと他の自治体へちょっとこんなことをやってるということを知ったんですが、これは当然希望者といえますか、お金もかかることですから、一部お金も負担してもらわなければならないでしょうけど。毎日ですね、歩く廊下とかに感知器をつけるわけですね。それを村の中で集中してやりまして、それでそこを通らないということになると、1日そこ人間動かないわけですから、それが不測の事態になるということで、こういうことをやりながらそういう安否を確認すると、こういうこともあるんですね。こういうことについて今後の中で検討課題にできるかどうかをお伺いします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 先ほど村長が支援体制ということで、村は緊急通報装置というものを行っております、現在36名の方が利用されておりますけれども、この緊急通報装置は、本人が非常時のときにボタンを押して通報するシステムですけれども、そのほかにセンサーがついておまして、一番本人が通るところにセンサーがついておまして、ここのセンサーに24時間何も感知しない場合には自動的にセンターのほうに通報が入るというシステムになっておりますので、今山口さんが言われた装置だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に弱い者いじめについてであります。最近言われるのが、高齢者、障害者、児童に対して暴力や体罰によって身体に傷をつける、脅しをする、嫌がらせを

する、無視をするなどの虐待行為が増加してきて問題になっております。体罰を加えることにより子どもが殺される事件も起きております。高齢者においても直接暴力を振るうことだけでなく、家族から見放され、地域から孤立するようなこともあります。障害者虐待は家庭であるいは職場で、使用者、職員などから受ける虐待もあります。現在児童虐待防止法があり、障害者虐待防止法がことし10月に施行されました。こうした虐待防止に対し、行政として手を打たなければなりません。そして、地域で防ぐことのできる重要性も指摘されます。気づいたら通報義務もあります。地域と行政が一体になり防止に力を入れていくことはどのような手段で行うかお伺いをし、また村の中における虐待事件がそのような形で存在するのか、その辺も含めてお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 虐待の実態と対応の質問でございます。

高齢者、障害者、児童虐待であります。高齢者の虐待その疑いの事例を含めて村では現在2件の事例を把握をしております。これは訪問によりまた対応しているところでございますし、げんきあっぷクラブや出前講座の折にそういったことがあれば相談をいただきたいという広報活動も行っておるところでございます。

また、障害者の虐待につきましては、10月1日から法律が施行され、本村でも住民福祉課の福祉係に障害者虐待防止センターを設置いたしました。これは通報によりまして直ちに確認をするという、こういうことになっております。場合によっては警察同行の立入検査を実施をする。そして、必要に応じましては一時保護体制の措置をとるというようなことになっております。障害者虐待防止法の制度に対する問い合わせは1件ありました。これは問い合わせということであります。

それから、一番多いのが児童虐待であります。虐待に関する相談件数は全国的にも増加傾向でありますけれども、本村でも増加しております。村の相談件数については、平成23年度末が18件でありましたものが、平成24年度の12月までには37件とふえてきております。本当に多くなってきております。虐待の内容は親の子育ての怠慢、拒否や心理的虐待などが多くなってきております。こういった事例につきましては、子育て教育支援相談室が相談窓口となり、個別事例についてケース検討を行いながら、関係者が一体となって支援をしておるところでございます。

こういったことにつきましても、いかにそういった皆さんを把握をしていくかということが大切でありますので、できるだけ広報活動を行いながら訴えていただきたい、申し出ていただきたいという、こういうことをしていきたいというふうに思います。その後の対応につきましては、それぞれケース・バイ・ケースにより訪問活動などをしたり、あるいは相談活動をしたりというようなことで対応はしておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、自殺予防対策についてであります。かけがえのない命を自分で断つことは絶対あってはならないと思います。全国で年間3万人以上の自殺者が毎年続いております。国も平成28年度までに自殺死亡率を平成17年度に比べて20%以上減少させる目標を立てております。現在の世の中で自殺の要因になり得ることが生活貧困、ストレス、鬱病、性的暴力被害、ひきこもり、いじめ問題、認知症者への虐待などにより自殺に追い込

まれることが多いと言われています。国は自殺未遂向けの対策として、国、地方団体、関係団体、民間団体との取り組みの連携、協力の必要性を指摘しています。こうしたことから村の自殺に向けての取り組みについてどのように考えるかお伺いし、この質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 自殺予防対策の御質問でございます。御指摘のとおり、日本の自殺者は平成10年から年間3万人を超えております。年間の交通事故死亡者の6倍という多さとなっております。村は年により差はありますが、平成10年から見ますと大体年平均3.8人の方が亡くなっております。

自殺は複数の要因が重なって起きることが多いということでもあります。健康問題、経済問題、家庭問題、3大原因と言われております。村の取り組みといたしましては、自殺や心の健康について正しい知識を持っていただくよう啓発活動、ゲートキーパー養成講座、相談事業などを行っております。啓発活動としては広報紙による啓発のほか、この11月には講演会も開催をいたしました。また、相談先を記載したクリアファイルの全戸配布も行ったところでございます。

また、今心の体温計の導入の準備も進めておるところでございます。さまざまなことをやりながらできるだけ自殺をする方を防いでいきたいというふうに思っております。相談事業としては、保健師による相談、訪問事業のほかに、毎月臨床心理士による心の相談を実施をしております。そういった対応をしておりますのでよろしく願いをいたします。予防対策につきましては、これは息の長い対策このことが必要となってまいりますので、今後とも継続して取り組んでまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） この自殺防止の中でよく言われるのが自殺防止相談110番というようなことがあるんですが、村としてはこのような形のものっていうのはできているんでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） ことしの事業といたしまして、相談先を記載しましたクリアファイル、これは全戸配布いたしました。クリアファイルの中にそれぞれの相談先の住所と電話番号を記載してありますので、それを参考にしながら見てくださいよという趣旨で配ったものでありますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、最後になりますが、民生児童委員の仕事についてお伺いします。私の今回の幾つかの質問を行ってきましたが、全て地域において民生児童委員の皆さんがかかわってくる問題ではないかと思っております。そうした民生児童委員の日ごろの活動に対し感謝を申し上げ、お礼を申し上げるところであります。こうした皆さんのボランティア行為により、生活弱者が少しでも安心、安全な生活が行われているのではないかと思います。それだけに日々委員の皆さんの業務が大変だと思うものです。そうした苦勞も手伝ってなかなか役を引き受け手が無いと言われていたことも事実であります。後任の人事について大変苦勞をしているようです。こうしたことに対し、村としてはどのように捉え、支援をしていくのかについてお伺いをします。

それと、ケースワーカーについてであります。病気や事故など困っている人たちの相談に乗り、援助をし、福祉事務所などに配備されていることが多いようです。ケースワーカーになるには福祉関係の法規、制度にかかわる知識、しっかりとした人権感覚を備え、仕事について後でも勉強が欠かせないと言われていています。レベルの高い仕事だと思います。これからますますふえると思われる生活弱者に対し、生活の相談に乗っていただけるケースワーカーを村の中に配備していくという考えはできないのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 民生児童委員の仕事に対する御質問でございます。

民生児童委員さんにつきましては、児童委員を兼ねていただいております。現在村では30人の民生児童委員の皆さんに福祉のお手伝いをさせていただいております。最近ではこの地域包括支援センターとの定期的な会議を開催し、認知症の方や緊急に援助を必要とする家庭との情報を供用するシステムづくりを今検討をしております。また、委員さんにつきましては、業務量が多過ぎるのではないかというような御質問もありましたが、確かにこの担当地区内に相談する方がたくさんいる方、月に最大41件の訪問を数えた方もおいでになります。そういったことを考えますと、精神的、肉体的な負担をされているのではないかと思っております。

村といたしましても、これは民生委員会にまた相談を申し上げていきたいと思いますが、そういった受け持ち、相談回数の部分が偏らないような、そういった方法も必要ではないかというふうに考えておりますもので、その辺は民生委員会に相談をしてみたいというふうに思います。均等に委員さんの受け持ち件数になるような、そんなことも必要ではないかと思っております。

本当にこの民生児童委員さんの仕事というのは大変であります。昨日も私その会議に出させていただきました。お礼を申し上げたり、皆さんとの悩みをお聞きをしたりしたところでありますけれども、本当に現在民生児童委員の皆様方は仕事として取り組んでいただいております。大変ありがたいなというふうに思っております。それは人数の部分30人というのは、これは余り極端にふやしていくというのは、これは国からの委嘱ということですのでできませんけれども、人口がふえている分につきましては、また国をお願いをしてみたいというふうに思います。

それから、ケースワーカーの御質問であります。ケースワーカーとは従来主として社会福祉事業に携わる人の総称として使用されてきて使用されてきましたが、現在では、社会福祉士と精神保健福祉士の総称と言われております。村では地域包括支援センターに将来的に社会福祉士を配置するために、現在職員2名を研修に派遣をしております。

この社会福祉士の資格を取得することは本当に難しいなというふうに思います。2年間の研修を経て、試験を受けても合格率が30%という、こういう状況でありますけれども、今行っている職員には頑張ってもらいたいなというふうに思っております。資格がとれば平成26年度から社会福祉士を配置をすることができることとなりますので、そんな予定でおっております。また、職員でありますので、1つのとこに固まってしまうというわけにはまいりませんので、また次の研修者を探しながら、そういったことを継続しながらやってみようというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 時間も来ましたので、以上で質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、7番、山口守夫議員の質問は終わります。

続きまして、3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。国の内外で大きな状況の変化が起きている昨今であります、私たち村会議員としてはともかく地域の課題を一生懸命取り組んでいくことが必要だというふうに思い、私は2点について質問をしたいと思います。

1点目であります、村道認定外道路の整備についてであります。村の中には村道に認定されている道路も3000番台という数多くの村道が認定されて、この辺については村が責任を持って整備をされてるという認識しております。しかしながら、村の中には村道に認定されていない道路、昔から構図上で道路という存在がありますが、昔の図面でいきますと道路が赤い色で水路が青い色でということで、通称赤線道路というふうに呼ばれてる道があります。こういう道も村の中にはまだまだ多く存在をしているわけであり、この道路につきましては、水田につながっていく細い道路、それから住宅街の脇にある生活道路、そういういろんな形があります。一般的にはこの幅の狭い道路が多いわけであり、中には生活上重要な道路として存在している道もあるわけであり、現状を見ますと、途中までは通行ができる道路でありますけれども、あるところから先は既に道の形ができてないというような道もあります。村ではこれから景観行政にも取り組んできているわけであり、そういう道等もこれからは深くかかわりを持ってくるのではないかというふうに思います。

そうしたときに村として、①の質問であります、認定外の道路の維持管理を現在どのような方針で進めているか、さらにこれからどういう方策を持っているのか、この点についてまずお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えをいたします。

村道認定外道路の整備についてであります。認定外道路いわゆる御指摘のとおりこれは赤線と言われたところであり、国有財産特別措置法によりまして、平成16年度に財務省から財産譲与され、その全てが村の財産となり、村が管理を行うこととなっております。その本数は数多くあり、主には昔から田畑や里山の山林内、宅地と宅地の間を人が一人で歩いて通り抜けることのできる程度のもので、隣近所の生活道路として利用されているものや、ほとんど利用されずにその機能を失っているもの等、その形態というのはさまざまであります。認定道路とあわせまして、これらの道路全てを村で維持管理するということには限界があります。道路の占用許可や通行に支障を来す損壊などがある場合には、復旧工事を行っているのが現状であります。ただ、今も御指摘がありましたように、既に認定外道路として使われていないというような道路もあるんじゃないかというふうに思っております。実際にはあるというふうに認識をしておるところであります。

これらの道を利用されている者の多くは、隣接する土地の所有者や利用が限られている周辺の住民の皆様方による草刈り、また人が歩くことによって地盤が保たれ道の形状が維持されているといった実情であります。地域によっては山林内の急な坂道に自前で手づくりの階

段をつくり歩きやすく改修されている箇所もあり、自助共助による地域活動をいただきありがたく思っておるところであります。

今後の認定外道路の維持管理につきましても、現状維持の中で、地域の利用者の皆様に御協力をいただけることは可能な範囲でお願いしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。村でこの全てを管理するというこのことは不可能ということで、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 村で全ての道路の維持管理は不可能ということで、確かに認定道路だけでも大変な中で認定外の道路というとても非常に大変だというふうに私も思います。しかしながら、環境を守る、景観を守ることから見ますと、これからはその地域の力もぜひひ協力を得て進めていくってということではどうかと。昔はみんなで草刈りしたに、このごろは誰も手を出さなくて草ぼうぼうと、こういうことがありますので、これからも区の土木部等も協力を得ながら維持管理をしていくことが必要だというふうに思います。

そこで、2番目の質問であります、これからの多少の補修そういうようなところについては、地域の協力を得ながら資材の提供等の便宜を図っていくのはどうかと。何人かの住民の方から質問を受けたりしていることがありますが、ここの辺の道のことをどのように相談をしていいのか。例えば区のほうに相談したほうがいいのか、村に相談したらいいのか。その辺が住民としてはまだよくわかっていないというこういう部分もありますので、この辺のところの補修等についてはこういう基準を持ってやるんだということの基準を示しながらも、地区の協力を得て、資材提供だとかそういう分については積極的に相談に乗ってあげていくと、こういう姿勢が必要だというふうに思いますが、この2番目の質問に対しての答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村で管理をし切れない部分を地域の皆様に御協力をいただきながら、昔ながらの懐かしい里山の道が維持され、多くの皆様が親しみ、利用いただけることは非常にありがたいこととあります。

そこで、村の資材提供についてであります、村内各地区におきましても、春と秋には砂利敷きをお願いしており、その砂利は全て村で用意をさせていただいております。この砂利敷きと同様に、地域の皆さんによる道の維持補修に当たり、必要な資材がありましたら提供をさせていただきたいと思っております。赤線道路、認定外道路の補修等につきましては、担当課で検討させていただきます。その提供方法につきましては、担当課で検討させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。また、決まり次第区長会で報告をしております。これからも地域の中で利用者の中で維持管理がお願いできればと思っておりますので、その辺は区長会でもそんなお願ひをさせていただきますし、その提供方法についても早急に詰めさせていただき、報告できるようにしてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 資材の提供を村が積極的にしていただけると、こういうことでございます。ぜひいい基準をつくっていただいて、区にも皆さんがよくわかるような広報の仕

方をしていただいて、地域力をぜひ活用しながらこういうものの整備を進めていただきたいと思いますというように思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

子育て、教育支援の体制の充実についてということであります。私も伊那のいなっせの中にもあります子どもサポートセンターの関係の方とも話をしたりとかいうひきこもりの子どもを抱えながらお互いに活動している保護者の皆さん、こういうような皆さんと話をする機会等もあります。こういう中で今地域の中で虐待だとか、不登校だとか、いじめだとかそういった問題がいろいろと発生をしてきております。こういった問題に対しては、村は行政というか、社会というか、将来の働き手がしっかり育てていただいて、私たちの将来をその若い人たちに託さなければなりません。そういう意味では、行政がもう少し手をかければ立派に成長できるだろうという子どもたちに対しても、責任を持って子育ての支援体制をしていくことが必要だというふうに思います。

そういう点で①の質問でありますけども、ゼロ歳から18歳までの総合的な子育て、教育ということが求められると思います。村としての支援体制は総合的にはどうこれから進めていくのかという点で、この辺については生まれてから成長するまでのこともありますので、この辺については村長からの答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 子育て、教育支援の体制につきましてであります。ゼロ歳から18歳までの総合的な支援体制につきましては、現在子育て教育支援相談室が児童と家庭の問題に関する総合的相談窓口として相談と関係機関との調整を行っております。教育、家庭、児童虐待、障害児等、児童に関するあらゆる問題について、子ども自身や保護者及び関係機関からの相談があり、内容により家庭訪問や巡回相談、関係者を集めてのケース検討会議等を行いながら問題解決に向けて努めております。今後もより一層教育委員会、子育て支援課、住民福祉課及び関係機関との連携を図り、児童、保護者のための支援に取り組んでまいります。

相談件数の増加や困難性の高い事案が多く発生してくれば、多く発生してくるこの可能性も高いわけでありまして、そういった場合には人員等の検討も行っていかなければならないだろうというふうに思っております。そういったことをしながら充実を図っていく必要もあります。社会環境の変化によりまして、特にこの学校における事案というのが心配となってまいります。相談体制の強化、このことが重要となってまいりますので、この辺はまた教育委員会とも相談をしながら検討をしてまいります。現在、2名の方に子育て教育支援員、相談員ということになって活動をしていただいておりますが、その辺の状況もお聞きをしながら、人員増等の必要性があればまた十分考えてまいりたいというふうに思います。やはりこういった問題につきましては、人対人ということでありまして、人が大切となっております。その辺の充実は図ってまいります。継続して総合的な子育て教育の支援体制というのはこれは必要であります。今後その重要性はますます高まってくるものと思いますので、支援体制の構築、充実に向けて努力をしてまいります。先ほども申し上げましたが、人がいなければ解決しないという、こういう事案でございまして、そういった体制の構築は図ってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 総合的な対策が必要だという答弁であります。例えば、ゼロ歳から6歳までは福祉保育という段階であります。この辺については先日たけのこ園もできましたし、5園の保育体制も充実してきてる部分があります。それから小学校へ入学して中学、高校を経て18歳までということになりますと、教育的な期間のほうが6歳までの期間よりもはるかに長いわけであります。例えば、今このゼロ歳から18歳までの総合的な教育支援体制を教育委員会の部間にまとめるとかというような考えは持っておられるのかどうか、この辺のところも少しお聞きしたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ゼロ歳から6歳までも教育委員会にというお話、そういう御質問だというふうに思います。現在の子育て教育支援相談室はたしか教育委員会の管轄になっていたというふうに思いますので、教育委員会の中で活動をしており、その中におきまして、子育て支援課や住民福祉課との連携をとっているというふうに理解をしておるところでございます。

ゼロ歳から18歳という幅が非常に広いわけでありまして、したがって、相談を受ける側、こちら側の施設にも多様な人材が必要になってくるというふうに考えておるところであります。いろんな方に対応できるようなそんな体制が構築できればというふうに考えておりますので、その辺は十分そういうことを加味しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 多様な人材の育成、これから充実のために今後とも努力をお願いしたいと思っております。

②の子育て教育支援相談室のさらなる充実が必要じゃないかということでありまして、今、村の公民館の中に設けられています子育て教育支援相談室。村長からの話でも今ありましたように、その2名の相談員の方が対応しているということでありまして、昨今のいろんな学校の中の話等も聞いたりする中で、いろんな相談事がふえてきてるんじゃないかというふうに思いますが、この2名の相談室の人員の体制で十分であるのか。さらなる人員増というのを検討していく段階ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 子育て教育支援の体制についてさらなる充実が必要ではないかという山崎文直議員からの御質問でございますが、これにつきましては、教育長のほうよりお答え申し上げます。次の問題については私のほうから答えさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは、私のほうから少しお話しさせていただきます。

近年、発達に特性ある子どもが増加している、あるいは児童に協力者がいなくて不安を持つ親の増加、あるいは経済的に不安定で養育に支援が必要な親など、子育てに対しての課題はますます多くなっておりまして、村としても支援を考えていかなければならないと思っております。ただいま村長さんのほうからもそんな発言がありまして、教育委員会としても考えていかざるを得ないだろうと、こんなように考えております。

今相談室のほうには、特に教育相談という形で原さん、それから子どもの子育てのほうの相談員として田中さんと2名がおりますが、9月の段階で私のところにいただいた相談回数、巡回相談を含めてであります。延べ数で控え目にとってありますけれども約160と、実数は140と、こんな相談が持ちかけられております。子どもに対する集中力であるとか多動性の問題だとか、また相談内容の中には母子関係の問題であるとか、あるいはトラブルにかかわる問題であるとか、発達全般にかかわる問題、これは重複するわけでありますけれども、こんなふうに多様な相談が持ちかけられていることは事実であります。特にまたことしは療育の拠点となる第6の保育園たけのこ園も開園されました。手に余るような回数になってきましたので、子育て支援課とも相談しまして、今そちらのほうに籍を置いてます早部あやさんという臨床心理士の方ですが、この方を11月7日より相談室のほうに入らせていただきまして、巡回相談も兼ねてやっていただくと。ちょっと家庭の事情がありまして、1日最大限5時間程度と、月にしますと15日ぐらいとこんなことで働いていただいておりますが、来年もこの早部さんにはお願いをしたいと考えております。

なお、原、田中相談員のほかにももう1名ぐらい相談員がいないとこれは大変な状況かなと、こんなことで村長にもお願いをしていきたいとこんなふうに考えております。

子育てを支える機関もふえて、今後は子育て教育相談室も含め、関係機関がそれぞれの役割を明確にしながら、それぞれの立場で活動をし、連携を図りながら子育てに一貫性を持った支援体制ができればうれしいなとこんなことを考えながらいるところであります。

ついでに申し上げますと、中学校には心の相談室がありまして、ここに週6時間程度の相談員が、そして村の公民館には中間教室がありまして、これも時間で1日5時間ないし6時間と、さらには小学校の中にも中間教室がございまして、ゆりの木と呼ばれる教室がございまして。そういうところの先生方、順次、適宜連絡をとり合いますして1つの事案を大勢の人間でかかると、こういうような態勢で今いるところでございます。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 今、村長からも、教育委員長、教育長からも前向きな答弁をいただきました。今、手をかけておけば将来ずっと楽になるというケースが幾つもあると思いますので、こういった機会に人員増も積極的に考えていただいて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

③の質問であります。中間教室が今子育て教育支援相談室と同じ村の公民館の中に設けられております。この位置的な関係であります。ある保護者の意見等もありましたが、もう少し手をかければいい、それから不登校の子どもさんとかそういう人たち、今大事な時期ですので、落ちついた環境の中でエネルギーをためて、また再度学校に行けるようになればいいという思いもあがらぬ中間教室だというふうに思います。そういう意味では、学校が余りにも近過ぎるといふ声もあります。窓をあければ学校が、中学校にしる小学校にしる見えるような位置にあります。いろんな関係で近いのがいいという意見もあるかと思っておりますけれども、あの位置だどうしても近過ぎるのではないかという声も何件かありますので、この辺についてのこういった施設はどの辺のところにあつたほうがいいのかという部分の考え方も聞かせていただきたいと同時に、例えばもう少し離れたところからということで、今役場の増築等も検討をされているわけありますから、この公民館の中から役場の増築にあわせて、どっかにこのスペースを確保するということの検討はできないものだろうか。公

民館の中にあるというのがちょっと間借りの状況かなという気持ちも拭えませんが、この辺のところもあわせて考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議員さんから御質問がありました中間教室が南箕輪小学校と中学校にも余りにも近過ぎるのではないかとというような御質問でございますが。ただいま教育長よりの話の中にもございました。村の公民館と南箕輪小学校に中間教室があるということ。そのそこに行く子どもたち、児童生徒の状態に非常に個人差がありますので、学校に行けなくなるという形になるとこれは不登校という形になってしましまして、自宅という形になります。私がちょっとこの前訪問したときには、相談室のほうに女子生徒、中間教室のほうに男子児童がおりました。それぞれそれなりに頑張っておられるなということで声はかけてきたわけですが、近くにあるということはあるがたいなというふうに思っております。

中間教室の場所につきまして、役場の増築にあわせてスペースの確保を検討してはどうかということですが、役場の増築する面積というものはスペースが限られているようでございます。それでなかなか難しいのではないかとということが1点。それと役場に来る人たちが不特定多数であるということ、大勢の方々がときには来るのではないかとというようなこと、そういうようなことも含めてありますし、そういうことから中間教室を役場の庁舎内に設けるということが適当であるかどうかという思いもございます。

現在の場所でございますが、村の公民館をお借りしているわけでございますけれども、児童生徒が中間教室のほうから学校に戻る場合に非常に近くて登校しやすいということでありまして。また、相談員の方または学校の先生方、これが行ったり来たりして、休み時間等を使って行ったり来たりすることができる。また、この子どもがちょっと学校に行きたくなったから、学校の担任の先生、ちょっと来てくれないかというようなことも言ってすぐに来ていただいて、またそこで学校の先生と相談しながら、それじゃ学校へ行くかというような形もとれるということから適当な場所であると、非常にいい場所であるというふうに考えております。

ただ、相談する部屋等が限られておりまして、事務をとったりする部屋と中間教室をやっている部屋と一緒にございます。場所が1部屋というふうに限られておりまして、非常に手狭であるということを感じております。また、心の相談員や中間教室や、通わなくても学校に行けるというそういういい状態であればそういう部屋は必要ないと思いますけれども、なかなかそういうわけにもいきませんと考えております。

公民館につきましては、生涯学習の拠点としての役目もございまして。なかなか一様に思うようにいかないわけでございますが、公民館の耐震調査というものを今年度行う予定で考えております。耐震工事等を行うということであればそれに合わせて場所等も検討することが可能であればうれしいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 役場の増築、1つのケースとして提案したわけなんですけれども、相談に来るに役場の本玄関から入っていくというのも、それは幾ら何でも大変な決意が要るってようなことだと思います。入り口ってというのは工夫すれば何とかかなるかと思うんですが、そういう点も含め、今話もありました村の公民館の耐震調査から、また改造等も考え

られるかと思えます。ぜひその辺の部屋の数、間取り、それから先ほどもありました個人差があるというのは確かにそういうわけでありますが、例えば伊那市の間教室は伊那の公民館の西のところに設けられて、ほかの学校からは大分いずれも離れているところであって、中にはそういうところがとても通いやすいと、そういう意見もありますので、そういった悩みを抱えた保護者の皆さんともぜひ意見交換をする場所を設けていただいたりして、きょうここで場所がどうのこうのという具体的な回答にはならないと思えますので、今後の中でその辺を、意見を広く聞いて検討を重ねていただくようなお願いをしながら、私の質問は終わりたいと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまより3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時15分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤泰久です。通告しました3件について質問をいたします。まず、まっくんバスについて質問をいたします。

公共交通機関であった路線バスが廃止され、マイカー所有者以外の人や高齢者また障害者が大変不自由な思いをしました。その状況の中で村内を巡回するまっくんバスが運行されております。現在は2台体制で東コース、南コース、北コース、南原沢尻コースで1日5便運行されておりますが、利用者がまた乗客が少ないと指摘されております。しかし、病院、役場、お店での買い物等に高齢者を中心とした交通弱者の唯一の移動手段として大変喜ばれて利用されております。平成23年は1万2,520人の利用者があり、平成23年の4月から9月は1日平均44人、また平成23年10月以降は2台体制で運行しており、10月から平成24年の3月は1日平均61人というように聞いております。あくまで試算でございますが、1日平均63人ということであり、1日平均を4コースで割ると1コース15人と、1日5便でありますので、1便3人という計算になります。この計算が的確であるかどうかはわかりませんが、見かけるまっくんバスの乗客が数人というような状況もあります。委託料が2,045万3,000円というような形で運行されています。この利用状況について村長のお考えをお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 5番、加藤泰久議員の御質問にお答えをいたします。まっくんバスの利用状況についてであります。

初めに、まっくんバスの導入に至るまでの背景につきまして少し申し上げます。既に廃止されました伊那バスの伊那本線は、昭和16年に免許を取得し路線運行を開始してはありますが、他の公共機関との競合や車の普及により乗車数が減少し、平成22年4月に伊那本線が廃止となったところであります。また同時に車の普及は道路整備も加速し、郊外には大型店が進出するなど、身近にありました商店の廃業が余儀なくされたところであります。しかし、

高齢者や障害者の皆さんなど、自分で車を運転できない方にとりましては、バスは生活のために欠かすことのできない交通手段であります。こうした多くの方々の生活の足となるため、誰でもが気軽に乗ることができる村内巡回バスまっくんバスが誕生し、平成15年4月から運行が開始をしたところでもあります。また、昨年には交通の利便性をさらに高めるために、まっくんバス2台運行を開始したところでもあります。今では交通弱者と言われる方々が、大芝高原、伊那中央病院、役場並びに商業施設などの移動手段として欠かすことのできない、また重要な役割を担う公共交通機関として位置づけられております。

現在の利用状況であります。議会の冒頭の挨拶でも少し触れさせていただきました。また、今加藤議員のほうからも御指摘をいただきました。昨年10月からまっくんバスを2台体制とさせていただきましたが、1台で運行しているときの平成23年4月から9月までの平均人数は44人でありました。10月からことしの3月まで平均人数が61人。また7月から8月の平均人数は63人と、徐々にではあります。また、今後の乗車率アップの見込みであります。平成23年10月から平成24年9月まで1年間、最も多い停留所の乗車数は大芝の湯、大芝高原で2,504人、次に伊那中央病院の926人、続いて役場が780人であり、また商業施設からの乗車合計は817人となっております。この順位から判断しますと、当初の目的でありました高齢者、障害者等交通弱者の方の移動手段として定着し、公共交通機関としての役割が果たしているものと判断をしております。

したがって、まっくんバス交通弱者の皆様を対象としているため、今後も極端な増は見込めないものと思っております。平均につきましては60人前後で推移をしていくものと思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの村長の説明の中で、利用者がなかなか増加するというようなことは少ないというようにお聞きいたしました。しかし、このバスはただいま説明の中にもありましたように、交通弱者、障害者、車のない方にとっては大切な足であることは十分わかっておるわけでありまして。

そうした中で、近隣の駒ヶ根市ではこまちちゃんバスを全廃というような記事が先日の新聞に出ております。その記事の中に、駒ヶ根では1便平均3.3人というように記載されておりました。本村においても代替交通手段の研究を委員会またはチームを組んで研究する必要があるんじゃないかと思ひ、また高齢者や障害者、交通手段のない人に今より利便性のよい、負担も少ない、またバス停までも行かないで利用できるようなきめ細かい優しい対策が必要と思われるのであります。現在は福祉タクシーもありますが、そんなきめ細かさが今後必要ではないかと思われております。駒ヶ根ではデマンド交通方法が採用されるというように報じられております。

私もこのデマンドという言葉がわかりません。ちょっと調べてみたところが、「オンデマンド交通とは」というようなことで、「ドア・ツー・ドアサービスを実現する新しい乗合タクシーのサービス」ということで、「タクシーのようなセダンタイプからワゴンタイプをうまく組み合わせてサービスを行い、利用者は予約をしてから行き、似たような予約があれば一緒に運び、これを乗り合いというような形で行って、利用者は自宅や職場から好きな場所まで好きな時間に移動できます。システムに集まる予約を処理し、効率的な運行計画を即座

につくり出します」というような説明がその中に載っておりまして、駒ヶ根の説明によりますと、「デマンド交通については、バスとタクシーの間ほどの運賃で経済的負担が軽減でき、自宅や目的地の玄関付近まで運行できるサービス面の向上や、予約がなければ運行はしないため、運行費用が抑制される」と。「駒ヶ根市によると利用者は事前に登録制とし、高齢者を中心とした必要最低限の通院とか買い物に運行対象を絞るという、そんなようなデマンドという交通方法を駒ヶ根では研究し試行していく」というような記事が出ておりました。

村でも利用者の今まっくんバスの利用者の意思を尊重する中で、より細かな弱者にサービスができるような方法の研究が必要かと考えております。これもなかなか時間のかかる課題でありますので、研究体制を整えてそれぞれ研究していくことが必要じゃないかとそんなように考えておりますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 代替交通手段の検討の準備という御質問でございます。

先ほども申しあげましたように、まっくんバス2台体制になりまして、また商業施設からの乗り入れということを行ったところであります。817人という利用者があるということですので、先ほども申しあげましたけれども、一定のこういったことは効果が出てるんじゃないかというふうに考えておるところであります。

代替交通の手段の検討であります。まっくんバスというか、バスにつきましては、必ずしも利用したいときに利用できない場合、あくまでもこれは路線バスであります、行きたいところへすぐとは参らないこういうことも事実であります。利用者の皆様には御不便もおかけしております。この欠点を少しでも補填するために、利用者の制限はありますが村ではこの福祉輸送サービスというサービスを行っております。病院だとか、買い物だとか、いわゆる高齢者、障害者、足のない方にそういったサービス提供をしておるところでございます。

今、加藤議員がお話しの中で、駒ヶ根市のデマンドは登録制でそんなようなことも考えているのかなというふうに思いますんで、この福祉輸送サービスを利用させていただきたいという、こういうことで考えておるところでございます。ただ、この福祉輸送バスサービス、今1台で運行しておりますので、ほとんど毎日いっぱいあります。この辺はまた社協ともすり合わせをしていく必要があるというふうには考えておるところであります。

また、タクシー利用料金助成事業なども実施しておりますので、さまざまな交通体系を利用してもらってお願いをしたいなど。まっくんバスの補完としては福祉輸送サービス、タクシー利用料金助成事業などで補完をしておるところでございます。

また、このまっくんバスの経費につきまして、特に申し上げておきたいというふうに思いますが、特別交付税の実績算入というのが行われております。2台運行となつてからの実績算入の額の算定は今年度末となりますので、平成22年度1台で運行していた時点で申し上げますと、当時の運行業務委託料が約1,500万円であり、このうち特別交付税で1,200万円が算入されておりますので、実質的には300万円ほどの一般財源で賄っておるという、こういうことであります。2台体制になつても同様な比率、8割程度算入していただけるものと思っております。

今、デマンド交通の話も出されました。駒ヶ根市でも平成25年4月からこまちゃんバスを廃止し、福祉タクシー券制度と割引タクシー券制度を設け、その補完的な交通機関としてデ

マンドタクシーに切りかえていく計画が報道されております。デマンドタクシーというのは前日までの予約とか、満席の調整、乗車時間、到着時間が一定しないなどとの課題も多くあるところであります。これ先進地からもそんなお話もお聞きしておるところであります。調整に非常に苦勞をしておるといふ、こういうことでもあります。タクシーよりも不便でバスよりも若干便利といふ、こういう位置づけがされております。他の先進地の事例を見ましても、利用者の負担といふのはこれはふえてまいります。しかし、今後の状況によりいつかは検討するこういうことは時期は来るといふふうには思っておるところであります。

本村の場合には、昨年議会の同意をいただきまして、まっくんバスを2台体制に変更したばかりでありますので、当分の間はまっくんバスを主体として運用してまいりたいと思っております。まっくんバスを補完する交通手段の検討は常にしていかなければなりません。高齢者化社会、核家族化の中、高齢者、障害者の足の確保は重要な課題として位置づけております。したがって、常に検討してまいります。そんなことで御理解をいただきたいなどいふように思います。まっくんバスを主体として、いかにそのほかの補完をしていくのか、これが私は重要ではないかなといふふうには思っております。

したがって、体制さえ整えば福祉輸送サービスの台数を2台にするとか、そういうことで補完ができていくといふふうには思っておりますが、なかなかこの体制をつくるのが大変であります。運転手の確保、あるいは予約受付の体制という、そういったことも必要となつてまいりますので、その辺は十分検討をさせていただきたいといふふうには思います。高齢化社会になればなるほど、この病院だとか、買い物だとか、交通弱者という皆さんがふえてまいりますので、その辺の検討は常にさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの説明の中で福祉輸送サービスが大変人気であり、もういっぱいというような形でございますので、ぜひその辺をまた考え合わせていただいて、交通弱者のよりよい、今よりもっといい状況をつくっていただきたいと思います。

次に、大芝高原の軽トラ市について、ことしは産業課の指導により2回の軽トラ市が大芝高原で開催されました。天候にも恵まれた。私も行ってみましたが、大勢の参加がされ、大変にぎわい、大成功だと思っております。生産者が自分の作物を自信を持って売り、お客様が生産者の顔を見て、新鮮で安全な商品を買うことができる大変よいイベントと思っております。

軽トラ市は大勢のお客様が集まり、大芝高原の活性化となっているわけですが、年2回だけではなく通年開催としてはどうかと。なかなか冬期間の開催といふところには難しいところがありますが、ぜひとも通年開催というような計画はどうかというようなことで、村長さんにお考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 軽トラ市の御質問でございます。本年初めて試行的に8月の5日と10月の21日の2回、南みのわ軽トラ市を開催いたしました。大芝高原のにぎわいと、地場農産物の地産地消を目的に、村開発公社の大芝高原味工房が主催し、村が共催する形で実施したところであります。場所につきましては、味工房の前の駐車場とし、参加者には1区画1,000円の参加費をいただき、味工房の収入としております。初めての試みであり、村と

いたしましても、事前のPRや当日の運営について全面的に協力をさせていただきました。おかげさまで8月の5日の村内の軽トラ市には11台の参加をいただき、地元の新鮮な野菜や農産物、加工品、衣類や日用雑貨等の出店がなされ、一般のお客様のほかは大芝荘に宿泊されたお客様にもお立ち寄りをいただくことができ、完売の店も出まして盛況で終わりました。2回目は村営農センターの主催の南みのわ農産物フェアと同時開催という形で開催いたしましたので、出店者数は5台ということでありました。これは多くの生産者の皆さんがそちらの農産物フェアのほうへ参加をされたということでありまして、これはやむを得ないというふうに思っております。

軽トラにつきましては、荷台の高さがちょうど商品陳列にちょうどいいということ、車で乗りつけて撤収も簡単という手軽さ、また生産者のほとんどが軽トラを所有していること、生産者と消費者の対面販売で安心安全なこと、誰でもが何でも出店できる多くのメリットがあり、朝市的な開催をしている例など、今全国の地域の活性化のために工夫を凝らした開催がなされております。

御質問の通年開催につきましては、村開発公社とともに次年度に向けてどういった方法がよいかを検討を進めたいと考えております。まだまだ始まったばかりでありまして、参加していただく出店者の皆さんにも十分なこれはメリットがなければ続けていくということが困難なこととなってまいります。拙速な拡大ではなくて、回を重ねる中で徐々に拡大していく方向がよいのではないかと考えております。そんなことで考えております。

幸い開発公社が出店者にアンケートをお願いをしたところ、ほとんどの方々が「次回も出店をしたい」という、こういう回答をしております。農産物の収穫が少ない冬場の開催は難しいと思いますが、春から秋にかけてもっと回数をふやして実施できればというふうに考えておりますので、来年度につきましては回数をふやすということで御理解をいただきたいというふうに思います。それから、そういったことが積み重なっていけば、通年開催ということに必然的になっていくのではないかとというふうに考えておるところでございます。

御承知のとおり、農産物の販売につきましては、大芝高原味工房の店頭におきましても、味工房の会の会員の皆さんが中心に持ち込んでいただいた野菜等を並べ毎日販売をしております。ことしは品目、数量ともふやす努力をしていただき、店内の売り上げにつきましては、1割ほどを占めるようになってまいりました。この会員の皆さんの直売というのはかなりふえてきておまして、収入も上がってきておるところであります。こういったことも加味しながら考えていきたいなというふうに思っております。基本的には回数をふやしていく、そして通年開催につなげていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 続いて、組合の企画運営についての移管というような形の中で、本村には農業団体や各地生産組合、まっくんファーム等、生産者を網羅している営農センター組合があり、南箕輪の農業生産に大きな役割を果たしております。関係団体がすばらしい発想や特産物も持っており生産しております。村内の生産者が参加して、大勢の人が集まり、多くの生産物が集まる。言ってみれば大芝高原道の駅となるような市場を行政が応援する中で、組織の立ち上げに協力していただき、企画運営を移管して、発展させ、育成する取り組みが必要かと思われませんが、ただいまのお話の中には通念は難しいけれども徐々にという説

明はありましたが、ぜひともこれを民間の皆さんの創意工夫、試行錯誤を重ねていく中で、通年の開催となるようなふうにしていただきたいと思いますので、ぜひそのお考えをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村内には数多くの農業団体があります。そのもととなっているのが村営農センターでございます。認定農業者協議会、農業経営者協議会、またまっくんファームだとか、まっくん野菜家だとかそういった農事組合法人もふえてきておるところであります。ただ、こういった団体の皆さんには大芝高原まつりの地場農産物の販売、あるいは農業経営者協議会の皆さんには盆花の栽培から販売、そして南箕輪村の農産物フェアにつきましては、この全ての団体にかかわっていただいております。本当に忙しい農業経営の方で、現在も多くの取り組みを担っていただいております。軽トラ市の企画運営についてそうした機運になれば大変ありがたいというふうに思いますが、すぐには難しさがあるというふうに考えております。そんなことで農業関係団体の皆様には、まずは軽トラ市で数多く出していただきたい、そのことに主眼を置いていきたいというふうに思っております。そして定着してくれば、その皆さんに企画運営をしていただければという、こういうふうになれば理想であります。

そういったことで2段階的な考え方で進めてまいりたいというふうに思います。もう少し出店台数をふやしていただきたい。そのためには多くの農業者の皆さんに御協力をいただかなければならない。そしてそれが定着すれば、その皆さんで今度は企画運営をしていただくという、こういう考え方で進んでまいりたいと思っておりますので、もうしばらく時間をいただきながら徐々にふやしていくという、こういうことでお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 農業団体、または農業関係者のそれぞれの意見を取り入れた中で、これからますます軽トラ市が発展するように願うところであります。

続きまして、信号機の設置をということでお願いをいたします。国道の153号の田畑の信号機から西天地域に上がる村道109号線と春日街道との交差点に信号機の設置をしてほしいと地元からの要望もあります。春日街道は朝夕の通勤時間帯には交通量が多く、横断、左折、右折も大変苦勞するところでもあります。また、多くの交通事故が発生しているということで、村の駐在所の坂井所長にお聞きしたところ、ことし平成24年の1月から11月までに人身事故が3件、物損事故が4件と春日街道筋では際立って事故が多い交差点だとお聞きしました。公安委員会等の関係もあり、また予算等の関係があるかと思いますが、大きな事故が起きる前にぜひとも早い設置をお願いしたいところでありますが、村長さんのお考えをお聞きしたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 信号機の設置の御質問であります。先日開催をいたしました行政地区懇談会の折にも、議員の地元の田畑区でも同様な御質問をいただきました。そのときにもお答えを申し上げましたけれども、村道109線は赤坂から県道伊那箕輪線までの道路改良はできておりますが、その先線が未改良のままとなっております。この交差点への信号機の

設置につきましては、今年度も伊那警察署等に要望しております。その折にはこの交差点へ信号機を設置するには、県道伊那箕輪線より西側に横断者の待避所の確保、道路側溝の移設など道路改良が必要であると指摘をされております。そのためには用地確保も必要となってまいります。あわせて、西側の先線をどこまで道路改良するのかというような課題も残ってまいります。まずは地域の中で十分に検討をしていただき、毎年実施をしております地区要望とあわせて要望書の提出をお願いしたいと思っております。用地確保ができれば改めて強く要望していくことができます。そんな点は御理解をお願いをしたいというふうに思います。

まずは、春日街道から上をどう道路改良していくのかという、そのことを地域の皆さんの中で検討していただければというふうに思います。また、村からも投げかけていきたいというふうに思います。そして、例えば、西天竜まで道路改良が必要だよということになれば、その道路改良をしていけなければなりません。それに伴いまして交差点改良、当然必要になってまいります。それができれば信号機の設置というのはかなり可能となってまいりますし、交差点協議の中で信号機の要望もしていくことができるわけであります。そんなことを考えておりますので、これは加藤議員も地域の皆さんの御意見もお聞きをしていただきたいというふうに思いますし、村からも地域へそんな投げかけをさせていただきましますので、その結論が出れば村も積極的に道路改良を含めて用地買収等も進めてまいりたいというふうに思います。用買がかなり難しいかなという面もございますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 地元でも活発な協議を進め、全面的な協力をしていきたいと思っておりますので、ぜひまたよろしく御指導くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議 長（原 悟郎） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

続きまして、4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 4番、小坂泰夫です。私からは事前に通告いたしました大きな3つの質問についてお答えいただければと思います。

まず初めに、大芝高原味工房の今後についてお尋ねします。味工房で働く方々の高齢化が進んでおります。今後、味工房をより魅力ある場所にしていくために、後継や世代交代の問題、今後の味工房そのものの経営方針、あり方についてどのように考えておられるか村長にお尋ねします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 4番、小坂泰夫議員の御質問にお答え申し上げます。大芝高原味工房の今後につきまして、経営方針のあり方等々の質問でございます。

現在の味工房の業務に携わっていただいている職員の内訳は、開発公社の正規職員が1名、臨時職員が1名、それに味工房の会の皆さんが29名、合計で31名となっております。高齢化が進んでいるとお話でございますが、味工房の会のメンバーも年々入れかわってきており、現在の会員は40代から80代までの幅広い年代の皆さんをお願いをしております。平均年齢で申し上げますとおよそ66歳という、こういう年齢となっております。言ってみれば働き盛り

の皆さんに働いていただいているという、こういう認識をしておるところでございます。平成11年の会の発足以来、会員の世代交代は大きな支障なく進んできておりますが、忙しい時期には未明から作業を行わなければならない厳しい勤務条件の中ではなかなか希望する方がなく、今までハローワークを通じた求人や新聞広告による募集等も行なって補充をしてまいりました。結果として現在は村外の方も3名おられる状況となっております。

御承知のとおり、この味工房事業につきましては、当初農業公社構想等を盛り込んだ農業構造改善事業の一環としてスタートをいたしました。その後、国の施策の変更や県子ども未来センターの計画中止など、さまざまな事情により計画が大きく変わりつつも、味工房の会の皆さんの献身的な御協力によりまして、平成14年4月には旧大芝荘の建物を利用しての店舗販売、平成21年には現地に新築移転し今日に至っております。

この事業の建物の維持管理や味工房の会の運営を含めまして、現在は事業全体を村から開発公社に、指定管理制度に基づいて委託をしておるところであります。経営的には村からの施設の委託料これを含めての話であります。これを含めるとわずかではあります。黒字を維持して推移をしておるところであります。昨年は集客の多い土日に雨が降ることが多かったこともあり売り上げはかなり落ち込みましたが、ことしは新商品開発のスピード化や、店頭での先ほども申し上げましたけれども農産物販売の強化、また軽トラ市の開催や各種イベントの出張販売の拡大等に取り組んでおり、売り上げは伸びてきております。この点は大変ありがたいなあというふうに考えているところであります。

事業立ち上げの経過もあり、従業者の関係も含め、しばらくは今の体制のままで事業運営をしてまいりたいと思っておりますが、もとより効率性については常に追求をしていかなければなりませんので、村といたしましても積極的に相談、指導をしてまいります。なお、指定管理につきましては、来年度末に期限が切れますので、その時点で改めて十分な検討をしていかなければならないものと考えております。

当初は村が働きかけて農業構造改善事業の一環として設置をした会でございます。たまたま私が産業課長のときに、主体的にかかわってきた経過がありますので、本当にお世話になった組織でもあります。今、高齢化社会の中で意欲を持って働くこと、このことが大切になってきております。また、生涯現役としての1つの受け皿となっている面、また高齢者等の雇用の受け皿となっておる面こういったことにも寄与しているのではないかと思います。そんな点はぜひ御理解をさせていただきたいなというふうに思います。

しかし、今のまま味工房が進んでいくという、このことは難しいなという、こういった一方では考え方を持っておるところでございますので、味工房の皆さんとももう少し詰めて話をしていく必要があるというふうには思います。そんな点はこれからさせていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 先ほども同僚議員から大芝高原に関する、軽トラ市とかの中で道の駅という言葉も出てきました。近隣では長谷にあります南アルプスむらででしょうか、地域でも評判の場所でもあります。大芝の味工房につきましては、今村長の答弁をお聞きすると、わずかながら黒字も、売り上げも伸びてきているということではあります。村やこの地域で見る限り、正直もう少しぱっとしないなというところが大方の見方なんではないのかなと

思います。村長の今の答弁にもしほらく今の体制を続けるという御答弁がありましたが、今後もう少し何とかしていかないといけないということで、村長けさ方、村長3期目に向けての出馬の意欲も示されたわけですから、うまくいけば村長は2018年か、2017年か、その先まで村の施策についてまた大きく責任を背負っていかれる意欲をお持ちなわけですから、5年先まで見越してほしいというのが最低限支援する1人としても思うところでもあります。もう少し何か味工房について、先を見越したお考えはありませんでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 味工房全体があれでいいのかどうかということにつきましては、決していいとは申し上げる状況にはないということ私も十分認識をしておるところであります。何とかしていかねばならないという、このことはそのとおりだというふうに思いますので、どのようにしていくのが一番いいのかなどこのことを検討していくということになるかと思えます。そんなことはぜひそういうことで御理解をいただきたいというふうに思いますし、出馬の意欲はお話を申し上げました。ただその先がどうなるかということは全くわからない状況でございますので、その先のことは申し上げられませんが、今のままでいいという、こういうことではありませんので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。仮にそうなった場合には手をつけてまいりたいという、こういう考え方は持っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） それでは、あくまでも私の拙い考えで、この味工房の今後の突破策の1つになればなという思いでこの1つ目の2項目めについてのちょっと質問、提案的な質問をさせていただきます。

この近隣や全国的な例を見ましても、障害者の方々が働く自然食や健康食品、健康の製品を扱った製造販売のお店や事業所もふえております。この上伊那地域にも各所、民間や民間の福祉団体が経営するような事業所もふえております。後ほどの2つ目の項目で、また障害者の仕事と暮らしの場について質問する中でも関連して聞いていくことになると思いますけれど、障害を持つ方々、また障害の定義についても後ほどもう少し話したいと思えますけれど、障害を持つ方々を味工房に雇用してみても。まず、この点についてお尋ねいたしたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 障害をお持ちの皆様方を味工房に採用してみてもという御質問でございます。

高齢者の雇用も、障害者も雇用も同様に考えていかなければならない問題であると思っております。味工房は結果として高齢者雇用の機会拡大につながっているわけでありまして。加工製造においてはかなり細かい作業が必要となりますので、仮に障害者の皆さんを雇用する場合には、障害の程度も考慮をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

一方、味工房の現在の目的からすれば採算性や効率性も求めていかなければなりません。その辺は見きわめが必要になってくると思えます。今後、味工房を多くの障害者の就労の場とすることにつきましては、味工房の目的や性格を大きく変えていくことになってまいりま

すので、今の時点では難しいなというふうには思います。将来的には福祉施策との関連の中で検討する機会があるということに感じております。今でも近隣にはそういった施設があるわけでありますので、その辺のノウハウ等々も研究していく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 1つ目の2項目めの質問に関しましては、次の大きな2つ目の質問にも絡みます。味工房への提案を私が障害者を味工房に雇用してみてもという質問に関しましては、2つ目の大きな質問ともちょっと絡んできますので、またちょっと味工房の話を出したりするかもしれませんが、2つ目の大きな項目に移りたいと思います。よろしくをお願いします。

先ほど、村長3期目の出馬の意欲を強く訴えられる中で、特に障害者や高齢者が地域でもに暮らせるようにということをおっしゃっていただきました。私が今回この2つ目の質問の1項目めについてとても心強い村長の意欲だなと思いましたがこれについて村長にお尋ねしますが、私が言うまでもなく、たけのこ園療育事業をスタートさせられた施策はすばらしいことだと思います。その療育施設で育ち、そして保育園や小学校、中学校へ上がっていく子どもたち、いずれ大人になっていくわけですが、そういった今村長が療育施策を興し、その子どもたちのサポートをしていく限りは、その将来のことも見据えていただきたいと思えますし、その仕事、雇用と暮らし、村長の先ほどの出馬の意欲の中での発言にもありましたグループホーム。グループホームをつくりたいと、そういうような場の創出について、また詳しいお考え、今のところ現時点で村長がどんな考えがあるかお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 障害者との働く雇用の創出をという御質問でございます。

御承知のとおり、療育施設たけのこ園は無事10月にスタートをし、現在1歳から3歳までの12組の園児が保護者とともに通園をしております。10月の入園当時泣いていたり休みがちだったお子さんが、2カ月たって挨拶もきちんとでき、他のお子さんと一緒に遊べるようになるなど大変成長してきております。

実は、私も先日たけのこ園の授業に参加をいたしまして、子どもの成長の早さに驚いたところであります。本当に入園式で見たときの子どもと昨日見た子どもは全く別の人に思えたところであります。本当に子どもたちは専門的なそういったことをすることによって大きく成長するんだなということを感じをいたしました。と同時に、あの子どもたちを見たときに、本当にこの施設をスタートさせてよかったなという思いでいっぱいとなりました。

また、12月からはたけのこ園に通園しながら保育園へ通園する並行通園の日を何日か設け、保育園の入園準備と集団生活にもなれるような試みも始めてまいりたいと思っております。今後も一人一人の成長に合わせた支援を行い、さらにサービスの充実に努めてまいります。

障害者の社会参加の場として就労は重要なものであります。障害者などを特別視しないで、普通の人と同じように受け入れる考え方が社会に浸透しつつあり、雇用される障害者の数は年々増加の傾向にあるようですが、景気は引き続き厳しい状況にあるため、障害者の雇用、現状は厳しいものと考えられます。特にこの精神障害者の雇用率というのは身体・知的障害者に比べると著しく低く、精神障害者に対する就労支援の拡大が必要ではないかと思ってお

ります。

雇用の創出ということではありますが、これは法律の改正等もありまして、役場でももう1人は障害者の方を採用していかなければならないというふうになってきたところでもあります。どういった仕事がいいのかとかいろんなことを考えながら、対応はしてまいりたいというふうに思います。雇用が困難な障害者の就労支援といたしましては、社協が運営するひまわりの家がありますが、しかしこれは自立できるだけの工賃を稼ぐことはできません。少しでも工賃収入が向上するよう、またひまわりの家から一般就労へつながるような関係機関との連携、協力が必要となってまいります。

先ほども出されました味工房への就労という、こういうことも私はそういった立場からすれば必要だなというふうに思っております。したがって、多くの村民の皆さんがそういった御理解をいただければそういうことも可能かなというふうに思います。効率性の追求だけではなくて、南箕輪村、本当に地域の中でそういう皆さんをともに育てていく、こういうことも考えていく必要があるというふうに思いますので、そんな活用もあるのかなと今小坂議員の質問を受けまして、感じたところでございます。

また、障害者の暮らしの場となるグループホームにつきましては、第3期村障害者福祉計画でもグループホームの必要性をうたっておりますので、平成25年度より利用希望者、関係機関等を含めた研究委員会を発足をさせてまいります。利用者が地域で安心して暮らしているよう、設置主体や運営方法などを検討してまいります。方向性が出ればまた議員には報告をさせていただきたいというふうに思っております。グループホームを私は必要であるというふうに思っておりますので、研究委員会のまずは発足をさせていただき、検討していくという、こういうことから始めてまいりますのでその辺はよろしく願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 今の質問に関連してなんですけれど、村長は先ほど出馬の意欲のときに、グループホームとあわせて、ちょっと私聞き取りがちゃんとできなかった障害者向けの施策で介助だか、ちょっとその点についてもう少し説明をお願いしたいんですけれど。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 知的障害者等の生活拠点の確保として生活介護事業所の開設、これは私は必要だというふうに思っております。今ひまわりの家へもちょっと厳しいなという皆さんもおいでになるわけでありまして。これから養護学校の卒業者を見ますとかなりふえてまいります。そういったことを考えて、重度の重い皆さんを介護する事業所の開設というのは私は必要だというふうに思っておりますので、そんなお話もさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） ありがとうございます。では、関連して2項目めですけれど、今後ふえるであろう障害を持つ方々、私がここに書きましたのは、いわゆる今でいう身体障害、知的障害、精神障害、また発達障害という言葉も出てきましたし、障害者認定、私も詳しくはないんですけれど、いわゆる認定を受ける、例えば手帳を持つとかそういったはつき

りした分類の方々もおられれば、そうでなくて、後ほどちょっと話しますけれど、例えば鬱病とかそういった精神的な、いわゆるまた後天的というんでしょうかね、一見障害者と分類されるだろうかと思うようなところも、実は障害者の支援の事業の中で、もう鬱病に対する支援とかそういうこともなされているようですので、障害者とはっきり分類できないはともかくとして、そういったいわゆるハンディというか、状況を持つ方々が我々のこの地域の中でともに住み、働く場面がふえていくものだと、私が言うまでもなくそういう状況になっていくかと思えます。

そこで、まずこれ1つの提案なんですけれど、障害者と職場をつなぐジョブコーチという資格制度が今あるようです。ジョブコーチの資格保持者を村社協等でふやす策を検討してはと。先ほどの同僚議員の質問の中で、ケースワーカーとか社会福祉士さんですか、社会福祉士さんを村で資格保持者を今ふやそうとされているようですけれど、こういったジョブコーチという制度も資格もありますので、そういった部分で支援をしていただきたいと思えます。時間ありまし、ちょっと私用意しましたので、済みません、ジョブコーチについて資料でちょっと説明をさし上げたいと思えます。

まず、頭にジョブコーチによる支援事業とある資料で、障害者の職場適用と就労継続をお手伝いしますと。この中でまず事業主側からはちょっと飛ばして読みますけれど、まず上の真ん中ですね。「障害者雇用を考えているが、雇用経験が全くないため不安」。その右側は「障害者の新規採用を検討しているが、事業所の体制では十分な支援が難しい」。また左の真ん中に行きまして、「新しい仕事をやってもらいたいが、教える人や時間が十分でない。またどうやって教えたらいいか」。下の真ん中に行きまして、「病気等により休職していた従業員が復職する予定だが、どのような配慮をしたらよいか」。こういった事業主側からの障害者や、また鬱病とかで休職されていた方々への職場が受け入れる側の不安。また障害をお持ちの方々につきましては、ここにありますように、「新しい仕事ができるか」「職場の上司や同僚をうまくやっていく自信がない」「通勤の途中や職場でどうしたらいいのかわらなくなったとき」というように、事業主や障害をお持ちの方、それぞれの悩みや不安、心配があるところをジョブコーチという役がらの方が間にあって助けるものであります。

次に、ちょっと裏面を見ていただきまして、まず左、一番上の四角にあります、ここには図には事業所とジョブコーチとありますけれど、実際には事業所の中に働く障害者さん、今回支援を受ける対象者さんがおられるわけです。障害者と言いますけれど、障害者が事業所で採用されてからずっと働き続ける、その仕事になれるまでそのジョブコーチがそこに、事業所に入りまして、その障害者がどのように働いたらよいか、それを支援する役がらです。

左の下に2番目に行きまして、ジョブコーチの種類には、地域障害者職業センターにおけるジョブコーチ、配置型ジョブコーチという、これがちょっと資格が要るものなんですけどこれが1つと、左下にあります第1号ジョブコーチ、第2号ジョブコーチとあります。簡単にちょっと言ってしまうと、地域障害者職業センターこれに関しましては、長野県でいえば長野県、県の施策的なものです。第1号ジョブコーチが社会福祉法人等の行うということで、地域にある社会福祉法人にいるジョブコーチ。第2号ジョブコーチが事業主が配置するというので、今度は会社側でジョブコーチを用意する。そういった3つのジョブコーチの今のところ種類があります。

私が今回この質問で言わせていただくジョブコーチを村でも育てたらという意味の質問

は、この2段目の右側にいきまして第1号ジョブコーチになるわけですが、「身近な地域において就労支援を果たす福祉施設等が助成金の支給を受けて」ということで、第1号ジョブコーチを村や社協とかこういった福祉を行う側がもっとふやすべきではないかということをお願いしたいものです。

飛ばしまして一番左下ですね。地域別ジョブコーチ支援実施件数というのがありまして、北信、東信、中信、南信と見比べていただければ、平成22年度から平成24年度までの編成を見ましても南信が断トツで低いと。ジョブコーチの利用がほとんどないという状況であります。ただ、それに対しましてその右側ですね、県内の障害者の就職件数ということで、身体的、精神的その他の生涯を抱える方々が南信地域はこの一番右側に計165件ということで、県下では一応3位の障害者の就職件数ということで、この数に比べてやはりジョブコーチの支援が南信は極端に少ないと、こういった実情があります。

それで実際に、実はこの提案を今回私がするに当たっては、一番下にあります平成24年南信ブロック障害者就業支援ネットワークセミナーというのが11月の29日、宮田村を会場に行われて、そこに行ってきて聞いてきたんですけれど、とある民間の製めん会社で、めんをつくる会社で、そこに障害者の方が入られて、その方をジョブコーチがサポートする中で、企業が苦勞しながらでもだんだん対応できるようになっていったと。それで雑駁に申し上げますけれど、障害の度合いにもよるんですけれど、障害者さんが抱えている、例えば一遍に物事を頼まれるとできないとか、いわゆる健常者が普通にこなしていることが行いにくいという状況がありますので、その障害者の方がなるべくスムーズに働けるようにするために、マニュアルを結局その職場で作り直すことになります。それで、実際にそのマニュアルをその職場がつくることで障害者さんはもちろん働きやすくなりますし、例えばその事業所も繁忙期にはそばをつくられているということで、年末等のアルバイトがたくさん入るときには、その障害者のためにつくったマニュアルのおかげで、新しく雇用されて一時的に働く人が働きやすくなったというようなメリットがあるそうなんです。先ほど味工房のことについても、実際に味工房が今抱えているであろう問題を、また障害者の方が加わることでもう少し効率がよくなったり、また違った意味での活性化が図れるんじゃないかなというような意味も今回この障害者支援やジョブコーチについて考えると私は思ったんですけれど。ちょっと長くなりました。済みません。

まず、ジョブコーチ資格保持者を村社協等でふやす策を検討してはという質問であります。実際にそのセミナーに村の社協の職員の方も来ておられたので、村側としてどのように考えておられるかお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ジョブコーチの質問でございます。

まず初めに、障害者が地域で安心して暮らしていける環境を整える、このことは大切なこととあります。そのためには、障害の種別、程度を問わず、障害者がみずから居住する場所を選択し、必要とする福祉サービス等の支援を受けつつ、人権が十分に尊重される地域社会を構築していかなければなりません。そのために最も重要なことはやはり就労支援の取り組みであるというふうに思っております。

その取り組みとしてジョブコーチによる支援事業があります。ジョブコーチ制度は議員さんが質問されるまで全く知らなかったところとあります。認識不足で大変申しわけないなど

いうふうに思います。調べてみますと、この南信地方ではこのジョブコーチの人数が少ない状況であり、村としてもこの制度の活用は全くないところでもあります。今、村に対して就労支援や相談などの事案があった場合には、上伊那圏域障害者総合支援センターきらりあに障害者の就労支援コーディネーター2名と障害者の生活支援を主として行っている支援ワーカーが1名いますので、きらりあを紹介をしているのが実態であります。きらりあの就労支援コーディネーターは障害者就労支援ワーカーと呼ばれ、資格ではなく一定の研修を受ければよいというものでありますので、今後障害者の就労支援や相談等増加していくことも予想され、専門的な見地からこのジョブコーチによる支援体制が必要になった場合には、本村だけの問題ではなくて広域的な問題として捉えていく必要もあるんじゃないかなというふうには思います。

しかし、私は地域の中で障害をお持ちの方が一緒に生活をしていくという、この共生の村づくりということに力を入れていきたいというふうに思っておりますので、今後そういう必要性が高まってくるというふうには思っております。そういったときに、この制度、ジョブコーチは必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。こうした人がいないとなかなか障害者の就労支援につながってこないということでもありますので、その辺はそういった認識を持ちながら、もう少し勉強させていただきたいなというふうに思っております。村としては本当に必要だなというふうに感じたところでもあります。

障害者の就労支援につきましては、障害の程度によってかなり違ってまいりますので、その点は御理解もいただきたいというふうに思いますが、できるだけ多くの障害者の皆さんに働いていただきたい、働く場も提供をしていただきたいなというふうに思っております。率先して村の機関、あるいは社協だとか、開発公社とか、そういった部分はそういった受け入れをしていく必要があるのかなというふうに思います。ただ、効率性だけを追及されてしまうとこれはなかなか難しいということでもあります。その辺は住民の皆さんもそういった目で見てください、そういった理解をしていただく、こういった機運もつくっていくことも必要だなというふうに思っておりますので、その両面から考えてみたいというふうに思っています。そういった制度、全然知りませんでしたので、少し勉強させていただき、私が目指す共生の村づくりに役立てればいいなという今思いがしておりますので、きょうはそんなところで御理解をいただきたいなというふうに思います。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） このことにつきましては、村長も目指したい方向につきましては同じだと思いますので、要望だけ言わせていただきますと、役場でも例えば障害者の方をまた雇用するというところもあるようですし、また先ほどちょっと申しましたけれど、長野障害者職業センターでは、例えば鬱病などで休職しており職場復帰をお考えの方へということでのサポートも障害者職業センターで実際にもう今やっておるわけなんですね。それで、障害者という分類が本当はどういったものなのか、私たち地域と一緒に暮らす者がどういうふう理解するかっていうのは本当に難しいことなんですけれど、実際に健常者も障害者も実際に地続きでともに暮らす者だと思いますので、そういった中で役場で例えば障害者の方が働くことも大切だと思いますし、私が思うには、障害者が授産施設のような隔離されたというか、閉じられた空間で働くだけでなく、その障害の度合いによってはその普通の場合、例えば、私は味工房なんか村ではわかりやすい場所じゃないかなと思うんですけど、そうい

った場所にそういった方がともに働く姿をお互いに見るといことがいろんな意味でお互いのためになるんじゃないかなと。仕事の効率もさらに上げるためにも大切になるんじゃないかなという思いがありますので、ぜひそこから辺今後も村のほうでも研究していただきたいと思います。

では、3番目の質問に移ります。

地区や自主防災会役員に女性をとということで、現在行われております衆院選の各党の政策、公約などでも女性のもう社会進出という言葉じゃなく、女性の管理職とか役職に、例えば2020年までに3割は女性がそういった役職につくように進めるんだとかいう政策を挙げてる党もあって、基本的には女性のそういった上位への登用っていうのは、多くの党、日本全体の考え方なんじゃないかなと思います。

それで、これは仕事ということではないんですけど、私たちが暮らす地域の区や自主防災会ですね、同僚議員からも自主防災に関して女性の声をということがよく言われておりますけれど、そういった各役員を選出に、例えばですけど女性を何割かある程度その指示とか、指定とかをして、登用していけるよう村から、例えばですけど区長会等に検討してもらってはと思います。

実際に、区の役員等になっていくのは大体その組の常会に出てくるのも世帯主さんが多かったりする現状があるかなと思うんですけど、ある程度逆に上からこのようにして欲しいと、女性に何割かとか正副のどちらかはとか、その役職が例えば赤十字に限らず女性が働ける役などでは女性をなるべく積極的に配置、登用してもらえよう村から呼びかけをしてはどうでしょうかとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 女性登用、女性の役員の御質問でございます。

まず初めに、女性の管理職等々は必要だというふうに私は思っております。村の場合はこちら側にも2人の女性の管理職がおりますし、係長級は女性がかかなり多くなってきておるところでございます。むしろ女性のほうが多いのかなという、こういった状況であります。そんなことは御理解をいただきたいというふうに思います。積極的に女性登用というのはしてまいりたいというふうに思います。と同時に、女性の社会進出このことも大切なことでありますので、積極的にそういうことをしていただければというふうに思います。

また、区の役員に女性の登用という、こういう御質問でございます。避難所だとか自主防への女性の登用というような御質問、同僚議員からもいただいたところでございます。これは自主防災組織連絡会におきまして女性の登用をお願いをしたところでもあります。そういった避難所運営等は女性も大切ですので、ぜひ役員に女性を登用していただきたいというお願いをさせていただきます。

区の役員につきましては、区の状況によってこれはかなり変わってまいります。健康部というのをつくりましたので、その皆さんは女性が多く占めておるということであります。そういった部をつくらしたことによって、女性の役目がふえてきたきたという、このことも事実でございます。区の中には区の役員として最低3名、もしくは2名の女性枠を設けている区もあるわけでありまして。これは必ず女性が区の役員に入っております。私の地元の南殿区では3人の女性の役員が毎年おいでになります。これはもう3人ということで枠としてお願いをしておるとい経過があるわけでありまして。そういった区もございましてけれども、総じて

少ないという、こういったことも事実であります。

区長さんに確認してみますと、そのほかにも地区の評議員会や区会等の中には女性枠を設けお願いをしているということでもあります。ただ問題は、全体的な傾向としてはなかなか受けていただけないという、こういう実態があるところがございます。このことは非常に残念なことでもありますけれども、女性の皆さんは仕事以外に家庭では家事に携わっております。大変お忙しい毎日を過ごしておられる、その点は十分理解ができることでもありますけれども、やはり人口的に申し上げますと、女性のほうが多いわけでもありますので、ぜひそういうふうになっていけばいいなというふうに思います。区長会の中で、また今までもこういったお願いをしてくれています。しかし、なかなか実態としてなっていないという、こういうことでもありますので、また再度区長会でお願いをしてみたいと思います。

一方では、この男女共同参画ということも必要でありますし、そういった会もありますので、できるだけ女性の社会進出は大切であるというような訴えも続けていっていただければなというふうに思いますので、そんな点はぜひ御協力をお願いをしたいと思います。小坂議員もパートナーシップ南箕輪の役員ということでございますので、そういった観点からまた大勢の皆さんに働きかけをしていただければありがたいなというふうに思います。

村の組織では、より多くの女性を登用してまいりたいというふうに思っております。また区長会へもお願いをしてみたいと思いますし、自主防災会へもお願いをしてみたいと思いますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 最後要望で終わりますが、この間配られた地域情報誌でも、南箕輪村、この上伊那郡内のことを載せている、女性の職員の登用の件で南箕輪は郡下でもトップ、国や県の平均値でも全然断トツでトップということでもあります。役場側としては、まずいい先駆的なことをやってみるんじゃないかなと思いますので、それが地域に波及してまたこれから若い世代もふえるこの村でありますから、やはり女性の方々に、女性の負担になってもいけないですけど、やはり出てきてもらうことで、またよりこの村が活性化していくんじゃないかなと思いますので、その点をまた3期目に向けて進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、4番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、あす13日の午前9時から一般質問を続けたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。お疲れさまでした。

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午後 4時34分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 8 番から)

9 番 唐 澤 由 江

1 番 百 瀬 輝 和

○出席議員（10名）

1番	久保村	義輝	6番	丸山	豊
2番	百瀬	輝和	7番	山口	守夫
3番	山崎	文直	8番	都志	今朝一
4番	小坂	泰夫	9番	唐澤	由江
5番	加藤	泰久	10番	原	悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木	一直	子育て支援課長	有賀	由起子
副村長	加藤	久樹	産業課長	原	茂樹
教育長	征矢	鑑	建設水道課長	藤田	貞文
総務課長	松澤	伸夫	教育次長	田中	聡
会計管理者	中尾	由美子	代表監査委員	有賀	松雄
財務課長	山崎	久雄	教育委員長	清水	篤彦
住民福祉課長	清水	麻男			

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀	正弘
議会事務局次長	松澤	厚子

会議のてんまつ

平成24年12月13日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいま出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続きまして一般質問を行います。

届け出順に発言を許可いたします。それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。さきに通告いたしました6件についてお聞きしたいと思います。

まず、勤務時間中の禁煙を施行してはという問題ですが、12月定例会初日の一般会計の補正予算でたばこ税を500万円減額をいたしました。村長は冒頭の挨拶の中で気にかかる経済状況の悪化、円高、日中関係の悪化等、景気の低迷に触れ、今後の財政状況について懸念している旨を申されました。先日連合長野中山会長は定期総会の中で、現在非正規労働者が全雇用労働者の35%を占めるに至り、年収200万円以下で働く層、1,100万人を超えている。また、生活保護受給者が210万人以上、自殺者は14年連続3万人を超えるという社会の不安定化が許容範囲を超えている状況に陥り、日本社会の持続可能性が脅かされているという社会構造的な課題に直面し、また高齢化、少子化が進み、働くこと、働く人が主役の安心社会の実現を目指したいと挨拶されました。

こんな中で公務員の雇用というものはリストラされることなく民間に比べ安定しております。酒は百薬の長と言われますが、たばこについては百害あって一利なしと言います。たとえたばこ税という税収があったとしても、国保の会計予算を脅かすほどの威力です。発がん性や胃炎等に及ぼす影響は大です。昼休みの喫煙はまだいいとしても、勤務時間中の喫煙を住民が見たらどう思うでしょうか。到底仕事がスポイルされがちではないでしょうか。コスト意識に欠けているというような気もいたします。

アメリカでは勤務評定上自分に厳しくない、人を指導できないと言われ、たばこの喫煙について厳しい状況です。民間では秒単位でしのぎを削っているので、たばこを吸う時間がありません。また、1人雇うには給料それに経費を上乗せされなければならないので、現実にはパートなどの非正規で回しております。

まず一番目の質問、休憩時間の禁煙をどう思うか、村長にお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、唐澤由江議員の御質問にお答えをいたします。休憩時間中の喫煙をどう思うか。こういう御質問であります。私自身も喫煙をしておりますので大変厳しい御質問をいただいたというふうに思っております。

まず、たばこにかかわる全体的な流れにつきまして、少し話をさせていただきたいと思っております。政府の広報オンラインによりますと、たばこを吸う人の数というのは年々減つ

てきております。平成20年の国民健康栄養調査によれば、習慣的に喫煙している人の割合は男性で36.8%、女性で9.1%、女性の喫煙率は横ばいで推移をしておりますが、男性の喫煙率は平成15年の調査時と比べまして10%減少しているという、こんな数値が出ておるところであります。また同時に、喫煙をしている人でもやめたいとか、本数を減らしたいとか、こういう意識も出てきておるところでございます。私自身もそうですけれども、できることであればやめたい、本数を減らしたいというこの思いは同じでございます。また、健康に及ぼす影響というのは認識をしておるところでございます。たばこ税よりも健康、このことはそういうことであります。

そういう中におきまして、今ストレスがかなりたまってきておる社会となっていてあります。そういったことを考えれば一律にというわけにはまいらないというふうに現段階では考えておるところでございます。そんなことで御理解もいただきたいというふうに思います。

本村の場合、役場の場合には10時と3時、この時間に限ってということになっておりますので、その辺は御理解をお願いをしたいというふうに思います。世の中全体の流れが禁煙ということになってきておりますので、この辺はその推移を見ながらまた考えてまいりたいというふうに思っておるところでございますので、よろしく願いをいたします。また同時に、10時と3時の時間帯につきましては、きちんと守るように徹底をしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。ストレスがあるから吸うという気持ちもわからないわけではありませんが、スローガンとして2番目のその禁煙を仕事に3カ月間試行してはということをご提案させていただきたいと思っております。

新潟県十日町市でやっている事例なのですが、絶対吸うなというわけではありませんので、スローガンとして村もこういうことをやって試行してみたよということで、ぜひ3カ月間の禁煙を、仕事に禁煙をするということをやっただけならば、範を垂れるとか、初心に戻って身を引き締めて仕事に当たるというふうな雰囲気になるのではないかなと思っております。職員の健康増進のために喫煙本数を減らして、さらに禁煙する職員をふやすことができれば、取り組みとしては昼休みだけはいいよというような時間に自粛していくというような3カ月間試行してみただけならばいかがでしょうか。そのことでやめる職員がいれば1つの手だて、禁煙、なかなかやめられないのですが、そういうことをしてみてもどうだろうかというようなことをやってみたらいかがでしょうか。

十日町市では、3番目なのですが、禁煙外来の受診を勧めて、自己負担3割4,500円程度で受診し、ニコレットを通常価格より安価で提供して、職員が禁煙できるように、家族と自分の健康、またそばにいる人の健康を守りましょうということをやっているようですので、そのことについて、2番、3番について試行してみる考えがあるかどうかお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 試行の件でございます。たばこを吸う、吸わないというのは個人的な問題でありますので、なかなか難しいなというふうには思っておるところであります。先ほど申し上げましたように、ストレスという面も考えていかなければならないということでございます。

しかし、職員もたばこを吸う職員、かなり減ってきております。そういった面では意識も

出てきておるのかなというふうには思っておるところでございます。先ほども申し上げましたが、個人的な問題もありますので、その辺は職員の意見も聞いてみないと何とも言えないという、こういう面もありますので、職員の意見を聞きながらということをお願いをしたいというふうに思います。勤務時間中は仕事をするという、このことはそのとおりでありますので、先ほど申し上げましたとおり、時間の徹底だけはしてまいります。

それから、ニコレット等の禁煙の方法というお話もありました。この辺につきましては職員も個人個人で考えているのではないかというふうに思っております。人間ドックや健康診断もほぼ全員の職員が受けております。その折にも厳しい指導があるんじゃないかというふうに考えておりますので、その辺につきましては、喫煙者の判断に任せていきたいというふうに思います。

全体的の流れからすれば、禁煙というのはこれは世の中の流れになっております。そういう方向に進むように私も願っておるところでありますし、そのためには、自分自身も考えなければならぬ問題だなというふうに捉えておるところでございます。しかし、くどいようですけれども、このストレスとの関係でいいますと、たばこを吸った後本当にほっとするというのが私の気持ちでございます。そんな点もぜひ御理解もいただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 私が質問したことで禁煙できる、しようかなと思う職員がふえるように祈ります。

次に移ります。

職員一人の改善提案、制度を導入してみてもどうかということなのですが、民間では50年前からずっと当たり前に行っている制度です。職員は上司に気を使いながら、係長にもなれない、一人悶々としている、ストレスがあるという話ですが、ということもあるし、管理職が全てを把握できるわけではないので、公務員の給料が平均400万円とすれば民間300万円、100万円も低いという現実。会社経営者というよりは労働者の立場というスタンスが多く、今までの政治がこんなにも格差社会をつくってしまったのかと思います。公務員の給料が高いので民間も減らされたりします。

効果的な業務改善で一人一人が提案できるようにやっていたら意識改革にもなりますし、いろんな政策提案もできるのではないかと思います。国では行政刷新会議が設置されて、事業仕分けとか予算の点検、無駄遣いの見直し等が行われております。そういった具体的な提案をして仕事にメリハリをつけてやっていただくようお願いしたいと思います。このことについて導入していただけるかどうかお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 業務改善提案制度を導入してみてもどうかという御質問でございます。本村の場合には、以前からこの提案といいますか職員のそういうものはやっておるところでございます。事務事業について思っていることを提案をしていただきたいということはお願いをしておるところでございます。

以前にも実施をいたしまして、そういった提案を受けて検討してきたという経過もあるわけでありまして。常に業務の中で感じていること、そういうことにつきましては、その仕事に

生かしていただきたいというお願いもしておるところでありますし、全体的にかかわる問題につきましても、提案もという、こういうことでやっておりますので、制度化をとということでもありますけれども、現在、自主的には制度化ができておるといふふうに私自身は捉えておるところでございます。一人一人が意識を持ちながら、提案をいただきながら仕事をすることはこれは大切なことでもありますので、その意識づけ、徹底はさせていただきたいというふうには思っております。

本村の行革の流れを少しお話をさせていただきたいなというふうに思います。第4次行政改革大綱という中で集中改革プランというのをつくりました。6年間で職員数を10名削減し138名とする、こういう案でございましたが、実績では15人の削減の133人としたところでございます。一方では、この中央分権改革推進法が成立をいたしまして、かなり地方の仕事がふえてきております。また、本村の場合には人口が増加しております。そういった面で大変厳しい職務環境に置かれておるといふ、こういうことになっておるところでございます。そういった中で職員一人一人が意識を持って仕事をしていただく、このことがないとなかなかよい仕事ができいかない、改善ができいかないという、こういうことでありますので、そういった意識づけはこれからもさせていただきたいというふうに考えております。必要があれば提案をしていただくというこの義務化といいますか、そういったことはこれからも続けていきたいというふうに考えております。

また、村の場合には行政評価委員会というのを設置をいたしまして、事務事業につきましてもの外から見た、外部から見た御意見というのもいただいております。そういったものとあわせて、よりよい業務ができるように、改善があれば改善をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 業務改善の提案については、一部の方がやっているという感触がありますので、ぜひ全職員が意識的にやれるような、定例的にやれるような、12月とか1月とかそんなような制度化をお願いいたします。

次に、空き家対策についてお願いします。空き家が各地で大きな問題になっていまして、区長会にも調査を依頼したようですけれども、総務省によると、全国の空き家は2008年で757万戸、ここ20年間で倍増しているといえます。これは地域の問題であり、景観条例等にも関係してくる問題ではないでしょうか。ぜひ前の同僚議員の質問のあの場所を村長の方で見ていただきたいと思っております。

どうしても撤去せざるを得ない事態で、ここに来てこの条例を制定する自治体が急増しているといえます。太陽光の補助といったものとは筋が違うものですが、手をこまねいているのではなく、空き家があっても持ち主にお金がなく解体できない、それなら自治体で予算化して解体するということもありますし、もとが自治体がとれなくても代執行をやって対策をとるといふところもあります。空き家の劣化や老朽化、それから施設の不備などによる犯罪の温床化、それから草木の繁茂、それによる害虫の発生等を防いで、住民生活の安全を確保していくのが狙いということで、住民から提供された情報に基づいて村が現地調査を行い、所有者等などに対して解体、改修などの指導、勧告、命令を行うことを規定するものです。命令に従わず、これ以上放置すれば事件や事故などの可能性がある場合は、村はその措置を代執行、行政代執行できるようにし、さらに建物や土地を村に寄附してもらえ

ば、空き家の除却を村が行う事業というのを制度化したらどうかというふうに思いますが、1から3についてお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 3点目の空き家対策についてでございます。6月の定例議会におきまして同様な質問もいただいております。このときには村として空き家等の把握をしておりませんでしたので、防災、防犯上いろいろな観点から把握していく必要があるとお答えをさせていただきました。

8月の区長会でその調査をお願いをし、来年の1月までには空き家と思われる報告書が提出されるという、こういう予定となっております。その報告書に基づきまして、村で確認をさせていただきたい。したがって、どのくらいの空き家があるかということは現在では数を把握していないところであります。区長会での報告を待って確認をしております。

また、管理条例だとか、あるいは行政代執行だとかそういったお話がございました。そんな問題も今大きな課題となってきておるところであります。そんなことを受けまして、7月にこういった問題につきまして顧問弁護士と話もさせていただきました。法律的に申し上げますと、廃屋や空き家につきましては、保安上危険な場合は除去命令を発し、それでも退去されない場合には行政代執行が可能となっております。しかし、問題はこの保安上危険な建物であるという立証が必要ということであり、トラブルの原因にもなっておるところであります。市町村でも条例化をしておるとい、こういうところもあるということであります。

ことしの4月に、実はNHKのクローズアップ現代で、全国で初めて行政代執行によって空き家を撤去する自治体を紹介をしておりました。その自治体では、市内に61件ある空き家のうち撤去できたのは2件のみという、こんな報道が出されておったところでもあります。

この原因であります、条例に基づく指導やこの代執行は所有者が特定できていることが大前提である、また所有者が特定できても所有者の了解というこのことが基本的には原則となっておりますのでなかなか難しいということでもあります。特に、この土地につきましての固定資産税との兼ね合いもかなりあるところでもあります。家屋があることによって税金が約6分の1ぐらいになっておるところでございます。それを撤去すると6倍に固定資産税が上がってしまうという、こういう税金上の問題もありまして、なかなか難しいのかなというふうには思っておるところでございます。

しかし、空き家等につきましては、防犯、防災上本当に危険な部分でありますので、まずはこの実態調査を今行っているところでもありますので、それに基づき確認をさせていただき、問題があるところにつきましては、所有者とまた話をさせていただきたいというように思っております。前回の議会で出ました部分につきましても、まだそのままになっておりますし、何年か前には本当に地区を挙げてそういったことに取り組んだ事案もあるわけでありましてけれども、そのときもなかなか難しく撤去に至らなかったというのが実態であります。所有者が特定できても金銭的な状況の中で撤去できないという、それを村の税金で撤去するにはそれなりの理由がないと難しいということでもあります。本当に防犯、防災上問題があり危険だとい、こういう実態があればまた考えていかなければならない問題だと思っておりますので、まずは実態調査の結果を待ってということ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 空き家対策については、まだ実態を確認してないということと、それから大きな課題があるということですので、また行政でしっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

大泉所ダムの改修と、小水力発電はできないかという問題ですが、大泉川期成同盟会ということで先日大泉ダムを見学させていただきました。それと、年2回ですけれども木の伐採、草刈り等をやっておりますが、あんまりのその高低差があるということと、それから改修を今計画していて1,000万円を減額したわけですけれども、これを水力発電ができないか、また専門家に相談したらどうか、研究してみてもらったらどうだろうかというような気がいたしました。

やはり東日本大震災を研修し目の当たりにして、本当に国内における温室効果ガスの排出削減のための再エネルギー、省エネ対策というようなこと、それから真剣に代替エネルギーを考えなければならないのではないかというふうな思いがしております。国政選挙の中の公約の中には即原発ゼロ、卒原発、いつの日にかというようなことで原発についても触れておりますが、村としてそういったことができればいいのではないかなと思いますので、専門家に相談してみればと、それから代替エネルギーの確保について、村長にお聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大泉所のダムの改修と小水力発電、代替エネルギーの御質問でございます。

大泉川の砂防ダム、これはダム自体は県の砂防用のダムであります、その壁に高低差30メートル余のパイプが4本、これは下流域の水源保障という、こういったことで取り付けられた設備があります。このパイプは伊那市、箕輪町、本村の所有ということになっております。この水利権は本村だけではなくて、伊那市や箕輪町の皆さんにもあるということでございます。

今年度、電力全量買い取り制度が施行されたことにより、実はこのパイプを使った小水力発電をしたらどうかといった提案も業者からあったところであります。それによれば、事業費は送電費用も含めて1億3,000万円程度というこういう試算でありました。小水力発電の買い取り価格34円であります。今のところ30年間この電力会社が買い取ってくれるということになっておりますが、この業者の試算によりますと、30年ぎりぎりですとやっともとがとれるかどうかという、こういうことであります。送電に多額な費用がかかるという、こういうこともネックとなっておるところでございます。したがって、これは村がやるという、こういう事業としてはリスクが大き過ぎるところでありますので、そんな難しいというお話をさせていただきました。同時に、この大泉所のダムの水利権というのが3市町村にまたがっておると、このことも解決をしいかなければならない問題でございますので、早急ということにはまいらないというふうに思います。

また、パイプの改修につきましては、2本は全く土砂で埋まってしまって使用不可能であります。また、1本につきましては、流木等の詰まりによりほとんど機能していないと。完全に機能しているのは1本だけと、こういうことでありますので、多額な費用をかけてそれをもとに戻すということはいかがなものかということで、今議会に減額の補正予算を出させ

ていただいたところでございます。今1本でも常にオーバーフローしているというような状況であり、水の確保に困るという状況ではありません。十分水の確保ができておるといふ、こういうことでありますので、パイプ自体の復旧につきましては、また再度検討をさせていただきたいというふうに思います。修繕で済むということであれば修繕でやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

また代替エネルギーの問題が出されました。東日本大震災、福島第一原発事故以来、本当にこのエネルギー問題というのは国の大きないろんな争点になってきておるところでございます。原発をどうしていくのかという、こういった議論がなされておりました、この総選挙の争点にもなっておるところでございます。

村では、平成21年2月に南箕輪村地域新エネルギービジョンを策定し、これに基づきまして、太陽エネルギー、木質バイオマスなど自然エネルギーの活用について研究、あるいは住民の生活に取り入れ活用することとしておりますが、代替エネルギーの確保といった大きな問題は国の施策との協調、これを図っていかなければならないと考えております。本村で一番適した代替エネルギーにつきましては、地形的に日照時間に恵まれておるといふことで、本当にこの権利関係、そういうものもなくよいという太陽エネルギーの活用、これが一番いいんじゃないかということ考えております。その推進も図ってきておるところでございます。既に全保育園、全小中学校につきましては太陽光発電、行政としても設置をいたしました。これから役場だとか、ほかの公共施設の太陽光発電というのも考えていかなければならないところであります。

この補助制度も創設をいたしまして、今太陽光エネルギーの活用についての推進を図っておるところでございます。平成24年11月末で太陽光発電設備設置に関する補助の件数は255件となっており、発電出力が1,165キロワットとなっております。一般的な家庭の305戸分を補うという、こういうところまでなっております。この事業を継続することで、少しでもエネルギーの復旧が進むことを願っております。

さらに、この地域ではまだ木質バイオという、こういったことも考えられるということ、県はこの大規模化の事業に取り組んでおるところでございます。塩尻にそういった施設をつくって、間伐材等々をそれに持ち込むというようなそんな計画で進んでおるところでございます。これからはこの代替エネルギー、かなり進んでくるというふうに思いますし、村も積極的に推進をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。私自身も基本的には原発に頼らないエネルギー施策というのは必要であるというふうに思っておりますのでそんな点は御理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 確かによその町村に比べて、太陽光の補助金制度というのは本当にすばらしいなと思いますので、今後も続けていってほしいと思います。

次の問題ですけれども、3期目の出馬を決めた村長に今後の政局についてどう考えるかお聞きしたいと思います。国政選挙の中で、新児童手当、高校授業料無料化、それから農家の戸別保障制度について、どう評価するのかお聞きしたいと思います。私自身は生活弱者に、低所得者に役に立ったのではないかと確信しております。余りに低所得で、小さな子どもがいても保育園に預けて働かざるを得ない実態。200万円の父親、100万円以下の母親でやっ

成り立つ生活。若い世代が村を支えているのですから、どんな政権であったとしても、これらを全てカットされては困ります。村では世帯としてどのくらいの所得で暮らしているかわからないと言われましたが、一人一人は把握しているようですけれども、決してゆとりがあるとは言えないのではないのでしょうか。新児童手当があつてやつと、また高校も親にリストラがあつて働けない家でも学校に通っているのではないのでしょうか。この質問についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 政局から子ども手当、戸別補償の問題等々の御質問がありました。今まさにこの衆議院選挙の真ただ中であります。政権交代から3年3カ月の国政への国民の審判が下されようとしておるところでございます。その結果どうなるかわかりませんので、今後の政局につきましては差し控えさせていただきたいと思ひます。今回の選挙は本当に景気対策、雇用の確保の問題、社会保障と税の一体改革、消費税の問題、原発の問題、TPPの問題、外交等の問題、本当に課題が山積をしている中での選挙であります。将来にわたってこの国をどうしていくのか、方向性が問われる大切な選挙であると思ひております。

御質問の子ども手当や高校授業料無料化、農家の戸別所得補償制度についてでありますけれども、私自身は本当に厳しいこの経済状況の中で、子育て世代や農業者にとっては役に立っている制度ではないかというふうには思ひております。今経済状況、大変厳しい状況でありますし、また農業におきましても、担い手や価格の低迷等々深刻な問題を抱えておるところでございます。御指摘のとおり、本当に厳しい生活が強いられているのではないかというふうには思ひております。生活弱者をどう守っていくか、これは国や地方を問わず共通の問題であるというふうには思ひております。私自身の基本施策は村民の生活をしっかりと守っていく、これを第一番目に置いておりますので、その点は御理解もいただきたいというふうには思ひます。

一方では景気回復、これを願っているところであります。雇用の創出、これもしっかりと作り出していく必要があると。国はそういった展望を持ちながらこれからの国政をやっているっていただきたいなというふうには思ひます。本当に厳しい時代であります、これからの国政につきましては、国をどうしていくのか、国民の生活をどう守っていくのか、こういったことを真摯に議論をしていただきたいというふうには思ひます。

また、国の行政改革や国会改革、こういったものも当然進めていただかなければならないところであります。国と地方と比べますと、地方は本当に平成の大合併の議論から身を切るような改革をしてきておるところであります。それに比べますと国はまだ生ぬるいといひますか、本当にもう少し真剣にやっていただきたいという思ひを私自身はしておるところでございます。そんな点でこの国をどうしていくのかという真摯な議論、政局に終始するのではなく、前向きな議論を願ってやまないところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 今現在の児童手当なのですが、中学生まで幅を広げて、金額も5,000円とか1万円等アップされているということ、それから高校の授業料の無償化によって、経済的な理由による中退者が2008年の2,099人が2010年で1,007人に減少していたり、戸別所得補償制度も、あらゆるというか結構幅広い作物に補助制度があるということで、本当

にこれらがなくなることについては心配をしているところでございます。

次の教育関係者懇談会に参加してに移りますが、先日参加させていただきましたが、昨年
は挨拶だけで帰ってもよいというふうに言われて、ちょっと何が何だかわからないまま過
してしまったのですが、今回はぜひ参加させてほしいということで参加させていただきまし
た。分科会に分かれて参加したのですが、教員や保護者で意見や悩みが出され、本当に小学
生の母親から連絡ノートが2日分もかばんの中から見つかったので、会議に来る前にしっか
りしかってきたというお話、でも自分はだめだなと反省している母親。中学生の親からはあ
したテストなのに一向に帰ってこない、しかっていいのか悪いのか。本当に一つ一つ悩み、
小さな問題を話し合いました。音楽の先生、栄養士さんからは本の読み聞かせをしていたと
いうようなお話やら、父親に対して女の子が反抗しがちだったけれども、単身赴任でよかつ
たというような話。本当にいろいろ気になってもでんと構えて見て見ぬふりをしているほ
うがよいのではとか。テスト勉強をしなければと思っても、友達からずっと抜けて家へ帰れ
ない1年生、しかし、3年になるとだんだん変わってくるというアドバイス。アンケートの
中で栄養士さんが、朝御飯やパンを食べてくるんだけど、野菜が不足しているという話。男
性教諭からはなぜ野菜が大事なのかと尋ね、体の調子を整えるからというようなことで、い
ろんな子育ての一端が話されました。

私もその3年、今育休が3年ですけれども、そのころはなくて産前産後6週のみで無認可
保育所に預けた経験等も話させていただきました。今の現実、子どもたちに対する親って
いうのは本当に大切に過ぎて過保護ではないかなというような気がしました。参加者が少な
くてせっかくの機会だったのに、教育委員さんも参加していなくて、今学校であるいじめや
学級崩壊などというような問題も気軽にこういったところで話し合えればいいのではないか
なと思いました。

その教育関係者懇談会なのですが、主催は労働組合、教組の主催であります、教育7団
体ということで協賛があるわけで、PTA連合会とか市町村教委連絡協議会とか、校長会と
いうようなことで、後援が連合上伊那地協と上伊那地区労組会議ということで、上伊那教育
白書というこの立派な冊子を渡されまして、こういった親と子のかかわりについてのアンケ
ートの調査結果やいろんな回答、それから7団体がどんな要望を出したのかというようなこ
とを記されているのですけれども、余りにも参加者が少なくてこういった機会を捉えて、昔
は教育委員さんとか、本当に教育委員会の事務局だとかいろんな方が一緒に参加して話し
合ったものだが、どうしてこのようになってしまったのかなというような気がして、本当に
こういった機会を設けてやってみたらどうかなという気がした次第です。

1番について教育委員長にお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 唐澤議員さんから教育関係者懇談会につきまして、教育委員も
参加して悩みを聞く場を設けたらどうかという御質問をいただきました。それについてお答
え申し上げます。

今、議員さんがお話しされましたとおり、県教組上伊那支部の主催でございます。そこ
には教育委員会も共催として載っております。今年度の南箕輪地区教育懇談会は11月22日、中
学校におきまして、親と子のかかわりについてのアンケートの調査結果をもとに話し合った

そうでございます。私も現職時代は参加しておりましたし、教育諸問題等を中心に保護者の方々等々を中心にして話し合っ理解を深めてまいりました。そういう過去がございます。できれば参加したかったのですけれども、当日は朝からちょっと公的な会議が詰まっており、やむを得ず欠席ということで担当の先生方に連絡させていただきました。

家庭での教育、子育てについての悩み、こういうものを話し合う場所としては大事なところであると思っております。今後都合のつく限り参加していきたいと考えていますし、教育委員にも呼びかけていきたいと思っておりますが、案内が名前、本人宛てで来てますので、そこら辺がちょっと苦になるところでございます。

また、もう1点は教職員組合主催であるということ、夜の懇談会であるということ、それと学校が会場であるということ、安全管理そういういろいろな面から、多くの方々への参加の呼びかけというものは難しい面もあるのではないかなと、そのように思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 御都合が悪くって参加できなかったというお話ですので、村民センターとか公民館とかそういうようなところで、どんな人も参加できるようにして年何回かやればいいんじゃないかなと思います。教育委員さんたちは総文の委員さんとか、それから民生委員さんとかっていう特別固定された方々とは話はしていると思うのですが、やはりこういった大津市のいじめの事件等がありまして、この保護者の教育に対するその不安だとか、それから人間関係だとか、子どもたちの状況とかいろんな問題が子どもに反映しているというようなことで、少し話し合っそういう不安が取り除ければいいんじゃないかなと思いますので、総合的にそういった音頭をとって御指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、教育委員に保護者の代表をとということで、県の教育委員の桜井委員長の選出について、いろいろな論議がなされまして、県の教育委員制度、教育委員会制度についてちょっと見直してみたのですが、一般的に平均在職年数が4.6年ですかね、市町村では。都道府県は3.9年、4.6年。それから平均年齢が59.5歳とか、59.3歳とかいうふう比較的若いということと、それから政治的に中立性の確保、それから継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映というようなこと、それから合議制であるのですが首長からの独立性というようなことで、住民による意思決定等も加味されておりますので、これから教育委員に保護者の代表も入れていただきたいということで、村長にお願いをして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） 答弁は要りませんか。

9番（唐澤 由江） じゃ答弁お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育委員に保護者をとという御質問でございますけれども、基本的には保護者を入れていくべきだというふうに思っております。ただ、今の教育委員さんも任命するときは保護者という立場の中でお願ひした方もおるわけでありまして。私の基本的な考え方として1期ではという思いがありますので、2期8年やっているうちに保護者でなくなってしまうという、そういう事案になってしまったということでありまして。次に私がその任にあれば保護者の代表の方をお願いをしていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） そんなわけでいろんなことを申し述べましたけれども、教育に関して子どもたちが安心して学校で過ごせるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

次に、1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和です。12月定例会一般質問、最後になりました。元気いっぱいに行いますのでよろしくお願ひします。

16日投票の第46回衆院選が行われております。今回の選挙は大変重要な選挙です。16日には大切な1票の投票をお願ひしたいと思ひます。

最初に、安心の子育てに向けて社会保障と税の一体改革の重要な柱として、さきの通常国会で子育て関連3法が成立しました。保育所、幼稚園、認定こども園の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的としております。また所管を内閣府に一本化して、許可や補助金申請などの手続も簡素化されます。子育て環境の整備、その具体化には自治体が重要な役割を担います。各市町村は地域ニーズに基づいた子育てに関する事業計画を策定した上で、給付制度などの子育て支援策を実施する。そのために合議制機関、地方版子ども・子育て会議の設置が必要です。行程表では平成25年度に子ども・子育て支援事業計画の検討、策定になっています。これは現在実施している子ども・子育て支援策の把握、評価、地域設定などと国の基本指針に即して子育てに関する実態調査の実施です。村としての取り組みをお聞きたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、百瀬輝和議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、子ども・子育て関連法成立について村との関係でございます。御指摘のように、本年8月22日に子育て関連3法が公布されました。子ども・子育て支援法、認定こども園法、関係法律の関係整備法、この3法であります。全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て、家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化し、新しい仕組みを模索し構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることを目的としております。これは各自治体の責務において、都市部で問題となっております待機児童の解消や、逆に人口減少地域での小規模保育園の確保など、認定こども園等の活用により、地域の子育て支援機能を維持、確保することとなっております。

法律の成立を受けまして、先日開催されました県の説明会によりますと、平成27年の本格施行に向けて、平成25年度より村としての基本指針、事業計画を策定していくこととなっております。平成25年度からということでもあります。どのような内容を盛り込んでいくのか、また県の事業計画との整合もありますので、現時点では具体的な内容については未定の状況であります。今後国県より順次おろされてくる予定となっております。村といたしましても、地方版の子ども・子育て会議を設置をしまひます。現在基本計画となっております南箕輪村次世代育成支援行動計画をもとに、国県の基本方針、事業計画に沿った計画を策定して

いくという、こういうことで今考えておるところであります。

地方版の子ども・子育て会議の設置のための経費、事業計画策定に向けた実態調査のための経費の確保、こういったことは現時点では国から内容が示されておりませんので、どの程度の予算確保が必要なかは不透明な状況であります。したがって、会議の設置につきましての予算は盛り込んでいくという、こういう考え方を持っておるところであります。また、その地方版の子ども・子育て会議、何人くらいの構成がいいのかといろんな面で検討をしながら予算づけもしていきたいというふうに考えております。また、その後の状況等の変化によりましては、補正予算対応をお願いしていくという、こういうことになろうかと思っておりますので、その点については御理解をお願いいたします。

以上であります。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） これからの事業になるわけですから、しっかりと現場の声を把握して取り組んでいていただきたいと思っております。

次に、福祉の充実に向けて、不妊症治療には現在補助制度がありますが、不育症治療にはありません。不育症は妊娠はするものの2回以上流産、死産を繰り返すことです。子どもを望む夫婦にとっては大きな悩みです。不育症は治療すれば9割近くが出産可能と言われております。2010年に厚生労働省がまとめた調査によると、妊娠経験がある人で流産したことがある人は38%にも達しています。2回以上流産し不育症と見られる方は4.2%でした。この調査で不育症患者発症数は全国に140万人いると推計されています。主な原因は胎児の染色体異常、胎盤の血液が固まって流れにくくなる抗リンパ質抗体症候群、夫婦の染色体異常、赤ちゃんの育ちにくい子宮の形態異常、ホルモンや免疫に影響する甲状腺機能異常、母体の糖尿病などが原因と考えられています。このような治療のための染色体検査や子宮形態検査などは保険が適用されないものもあり、患者の負担は通常妊娠より20万円から30万円も経費的な負担が多くなると言われています。長野県では塩尻市、松川町、山ノ内町が治療費助成を行っております。全国でも今の3市町を含めて45自治体が助成制度を行っております。村長、村でも助成制度を行いませんか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番目の不育症治療への公費の助成をという御質問にお答えを申し上げます。

御指摘のように、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症は病態が多様で、検査や治療方針が一定しておらず、実態も明らかでなかったことから、厚生労働省研究班では平成20年から3年間にわたり、不育症の頻度や検査、治療に関する研究と広報活動が行われ、ここ数年は新聞などで取り上げられる例も多くなってきております。長野県では不育症の相談窓口として、不妊専門相談センターで不育症に関しても相談を受け付けるようになりました。本日に不育症は悩みというふうに考えております。

しかし、ほとんどが保険適用されているというような事例となっております。そしてまた、研究段階の検査や治療、個々の状態によっては医療保険が適用されない治療や検査もあるようでもありますけれども、専門医も少なく、スクリーニングも不十分で科学的根拠の乏しい治療や過剰な医療が行われるケースも全国的にはあるようでもあります。そういったことを考えながら、しかし長野県でも全国でもそういったところに補助をしている自治体もあるという

ことでありますので、それらにつきまして十分調査をさせていただきたい、検討させていただきたいということで御理解をお願いをしたいと思っております。必要性についてちょっと検討してみたいというふうに思っております。必要性があれば早い機会に実施をしていく、こういうことになろうかというふうに思っておりますので、まずその調査研究、検討ということから始めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。各市町村が行っているのは不妊症治療の補助とほとんど似たような形で行われているようですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育の充実に向けて、学校施設における老朽化対策について伺います。公共施設の約4割を占める学校施設の老朽化が今深刻な問題になっています。これらの施設は昭和40年代から50年代にかけて整備されてきたものが多く、建築後25年以上経過した建物は約7割を占めています。ことし4月、文部科学省は学校施設のあり方に関する調査研究協力者会議のもとに、老朽化対策検討特別部会を設置し、老朽化した学校施設の再生整備のあり方や推進方法等について検討を進め、8月30日学校施設老朽化対策ビジョンの中間まとめを取りまとめました。この中間取りまとめでは、従来のように学校設備にふぐあいがあった際に、保全を行う事後保全型の管理から計画的に施設整備の点検、修繕等を行い、ふぐあいを未然に防止する予防保全型の管理へと転換を目指すことを求めています。さらに、予防保全型の管理で長寿命化を図ることにより、施設整備にかかる経費が圧縮できると試算しています。

南箕輪村の学校施設も南部小学校以外は昭和30年から40年代に建築されています。学校施設は子どもたちの学習生活の場であるとともに、地域のコミュニティーの中心であり、防災拠点の役割も果たす施設であるため、安全安心な施設環境を確保することが必要と考えます。建物の主要構造部の耐震化は済んでいます。天井などの非構造部材の耐震化対策、経年劣化による建物部材の落下防止対策、ガス、水道、電気の設備配管等の安全対策などにより、安全安心な施設環境の確保、時代に即した教育環境の質の向上につながると考えます。来年度から補助金制度もあるみたいですから、学校施設の長寿命化計画を進めませんか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 百瀬議員さんから御質問のありました学校施設の長寿命化計画策定等々についてお答えを申し上げます。

今、百瀬議員さんが申されましたように、村内3校のうち南部小学校を除き学校施設のほとんどが昭和40年代から50年代にかけて整備されてきたものでありまして、いずれも築30年を経過した建物でございます。中長期の整備計画は策定してありませんけれども、村3カ年実施計画に基づき、大規模改修、耐震化、そのほか修繕などを行い、少しでも施設を長く使えるよう維持管理に努めてきております。また、学校施設につきましては、3年ごとに建築基準法に基づく定期検査を行っています。これによって建築物や設備、器具の正常な状態の把握ができるということや、異常の兆候をいち早く発見し、適切な処置がとれるということにつながっております。早期発見ということが大事なことでございます。早期劣化とか、老朽化、こういう予防が今やってる3年ごとの基準法に基づく調査で期待できるものと考えております。

当面の計画では、小中学校の施設の非構造部材、これは天井とか照明器具、窓等になろう

かと思いますが、その耐震調査を行うということとか、学校体育館の天井落下防止対策につきましては、学校施設環境改善交付金、防災機能強化事業になりますけれども、それを活用しての改修を考えております。

これからもいろいろな面で改修とか改築、こういうものを行うに当たっては、目標耐用年数を設定することとか、建物の長期を見通した整備時期、維持管理、こういうものに努めるということで、設備の長寿命化を推進してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。なお、次の2につきましては教育長より答弁申し上げます。よろしくお願ひします。

議 長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） ぜひとも耐用年数をどのぐらいもたせて、この建物を保全していくんだという計画のもとに、しっかりと取り組んでいていただきたいと思ひます。

次に、魅力ある授業にするために、村の第4次総合計画の中で、「興味を持てる、わかる授業の実現に向けて、教員の授業力と指導力の向上を」とあります。村では小中学校の教員の交流を行ったり、出前授業を行ったり、いろいろ取り組んでいると思ひますが、こんな取り組みがありましたので、紹介したいと思ひます。

団塊世代に当たるベテラン教員の定年退職が進む中、若手教員の役割や負担が増加してきています。授業で教える技術と指導力、教員の資質向上のために、教職歴10年以上で教える技術と指導力のある教員を魅力ある授業づくりの達人に認定し、その達人の教え方を公開授業などを通して、教員の資質向上に役立てている取り組みです。昨日の答弁でも授業の教え方に学級で差があると答えておりましたが、教育の質の低下の防止にもなる達人認定授業だと思ひます。ベテラン教員の技術や指導方法を生かせる施策だと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 大変難しい質問をいただきました。学校教育の中におきましては、子どもたちが教科書等の中身をよく理解をする、あるいは学習することのよろこびであるとか、できた、わかったというような達成感を子どもたちがまず感じるような、そういう授業が魅力ある授業ということになるのではないかとこう考えております。

村内には3校ございますが、各校ともそれぞれの立地を生かしたり、そんなところで特性を生かした学習に取り組んでおります。例えば南部小学校であります、森の中に学校があると。その森を活用しながら、そこから学習の材料を引き出すというような形での授業が進んでおります。これは平成21年、22年度に学校支援地域本部事業というのがございまして、コーディネーターをお願いをしまして約75名に及ぶ学校支援ボランティア委員というのを募集しました。登録者が75名おりまして、その方々がそれぞれ自分の持ち味を生かし、今まで学校になかったような外部の授業を抽入していただいております。特に本村は保・小・中・高・大と、全部の施設が整っております、南部小学校では特に南原保育園との間に保小の運動会をやる、あるいは信大の農学部が学生が入り込んで森を生かした授業に参加すると、あるいは小学校の高学年の子どもたちは上農高校に出て行って花づくりの、花木の関係ですが勉強をして交流を深めてくると。こんなような形での特性ある授業を行っております。とにかく先生方が順にいろんなテクニックを覚えながら実力をつけていくということが魅力ある授業にもつながってくるだろうと思ひます。

県のほうでは初任研、教員になった先生方1年間何回も県の教育センターのほうへ出ていきまして、そこでベテラン先生たちから授業のノウハウを教わると。そしてやがて5年、10年とたった先生方にはそれぞれ5年研、10年研というものを課しまして、さらに研修がスムーズに進むような形の制度もとっております。なお、またここへ来まして、免許状の書きかえもきちっと10年ごとにやっていかなくちゃいけないということで、免許状の更新に合わせながら県でも事業を取り組んでいるところであります。

いずれにしてもですね、日々の研修を充実させて、教員同士による研究授業や、あるいは子どもに評価をしてもらう、そんなような方法も取り入れながら、学校の教育力をましていく、それがイコール魅力ある授業にもまたつながってくると、こんなふうに考えているところでございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） ぜひとも、知識を教えるだけじゃなく、子どもたちの知恵を引き出すようなおもしろい授業に取り組んでいていただきたいと思います。

次に、学校関係で大変うれしく思ったことがありました。きょうの新聞にも出てたのですが、南箕輪小学校では浦里小学校の支援を子どもたちが考えて行い、中学校では南三陸町の志津川中学、栄村、浦里小学校の支援を自分たちで考えて行っていることは大変素晴らしいことだと思います。特に南箕輪小学校の浦里小学校への支援は長野県で最初だと聞きました。他人の苦しみがわかる心豊かな子どもたちが育てているんだなという実感をします。このことを多くの村民の皆様にご報告すべきだと思いますが、そのことについてどうですか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 議員御指摘のようにですね、上田市浦里小学校の校舎については、小学校がいち早く義援金をとというようなことで11万円余というお金が集まりまして、これを上田の教育長に届けたところ、浦里小学校の児童生徒のほうからもありがとうございますと非常に丁寧なお礼の手紙をいただいております。また、落ち穂拾いですが中学生の。大分ことしは集まりまして、それを精米しまして。こんな形でですね。（資料を提示）かわいいあれですが2合これに入れておまして、今これを外に協力者を求めながら1袋500円というような値段をいただきながら。ボランティアですので、これを志津川中学校のほうへも送ったり、栄村のほうへ送っていくと。庁舎のほうへきのうたくさん持ってきていただいたのですが、生徒たちがそこでお金を受け取っているというのはやっぱり少し私は古い人間ですので、そんなことはさせたくないと思まして、教育委員会が引き上げまして、教育委員会を中心としまして、これを一人500円ぐらいずつの寄附で集めさせていただいてます。議員の皆さん、ぜひまたそんな御希望があればやっていただきたいと思います。

なお、父兄参観がありまして、学校のほうで3年生の親が多勢来るわけでありましたが、その親御さんたちにも御協力をいただいておりますと、こんなことであります。大変いいところをまた紹介していただいてありがとうございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 子どもたちの励みにもなると思いますので、しっかりと広報をしていただきたいと思います。私もそれ買いたいと思いますので、また後でよろしく願います。

次に、循環型社会の構築に向けてです。小型家電リサイクル法が8月に成立し、来年4月

から施行となります。これは携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれているアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進めるためです。現在、小型家電に含まれているレアメタルや貴金属の多くは輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されていますが、同法により市町村が使用済み小型家電を回収し、認定を受けた業者に引き取って、レアメタルなどを取り出すリサイクル制度です。負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いです。既に先駆的に取り組んでいる自治体もあります。また、ある自治体では回収ボックスを数カ所に設置し、回収された小型家電を障害者施設で仕事として解体して、引き取り業者に出している例もありました。障害者雇用にもつながります。この件は広域での取り組みも視野に入れていく必要がありますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 小型家電リサイクル法の成立の御質問でございます。使用済み小型電子機械等の再資源化の促進に関する法律、小型家電リサイクル法が8月に公布され、来年の4月から施行をされるという予定となっております。この新しい法律は資源の確保、有害物質の管理、そして廃棄物の減量化の3つの観点を踏まえた循環型社会形成の推進を目的としております。自治体が回収した小型家電を国の認定を受けた認定業者に引き渡し、その中から希少金属レアメタルなどを回収していくという流れとなっております。

現在は洗濯機であるとか、冷蔵庫であるとか、そういった比較的大型の家電をリサイクルの対象としていますが、この小型家電のリサイクル法は携帯電話とか、デジカメだとか時計だとか、そんな小型の電子機械全般を対象としております。言い換えれば都市鉱山ということを活用する視野に入れているようであります。

対象品目につきましては、100品目以上となる予定ということですが、まだこれ省令交付前であり、環境省の審議委員会で最終品目の選定をしている段階であります。また、自治体による収集についても、その対象となる品目の選定、収集方法、収集形態と全て自治体の裁量に任されていることになっておりますので、まさに百瀬議員が御指摘ありましたように、地域の実態に合わせた形のリサイクルの推進ということであります。既に何らかの方式で小型家電のリサイクルを始めている自治体もあるようであります。

現在村ではこれの対象となり得る小型家電につきましては、伊北環境行政組合、辰野、箕輪と一緒にしておりますこの組合で埋め立てごみとして処理をしております。しかし、この10月から試験的にその一部を分別収集をいたしまして、1キロ当たり4円で松本の業者に引き渡しております。11月の実績では4.9トンになっております。こういった試験的に収集した一部の品目は扇風機だとか炊飯器だとかファンヒーターなど粗大ごみとして収集したものの中から選別をして、伊北環境行政組合の職員がそういったことを行ったということになります。

まだこれからの問題であります。こういった品目になるのかといったことでもありますし、また国の認定業者も県内に認定業者が置かれるかどうか、どの範囲でどの程度の事業者になるのか、全く不明であります。わかっておりませんので、これから検討していくという、こういうことでもあります。

ごみの処理につきましては、基本的には広域的な処理がいいというふうに私自身は考えて

おります。当面はこの伊北環境行政組合を中心としながら研究をさせていただきたいというふうに思います。そんな点でよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 私も八乙女のクリーンセンターを見させていただいて、お話も聞いてきました。試験的に今やっていると。ただ、出たものを中で分別してそれをほかの箱に入れているという状況みたいですので、広域で取り組むのならしっかりと広域の会議の中で早目に進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に行きます。

現在、可燃ごみ、不燃ごみ、廃プラスチックのごみ袋はありますが、新聞紙、雑紙を回収する袋はありません。特に雑紙についてなのですが、ほかの自治体ではこんなような袋で雑紙を入れる袋を配っているみたいです。（資料を提示）ただ、これはいいかどうかはわかりませんが、私はいいことだということで今回質問をさせていただきますが、可燃ごみの縮減にもなりますし、私もほかの紙袋に入れているのですが、ばんばんになってやはりその紙袋が破れて、またガムテープで張って入れて出すというようなことをしています。ですから、ぜひともこの雑紙の回収する袋をつくっていただきたいと思いますが、村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 新聞紙、雑紙用のごみ袋の御質問でございます。新聞紙や雑紙を収集し始めてまだ比較的日子が浅いところであります。確かに、この上伊那の中でも伊那市だとか箕輪町ではそういった袋を作成をしておるところでございます。この袋は1枚40円から50円ほどかかるということで、全戸配布となりますと、かなり費用もかかってくるところでありますし、一度使えばそれは終わりでございます。それも一緒に燃やしてしまいますので。そういったことを考えますと、かえってごみになるんじゃないかなというふうに考えられる面もあるわけでありまして。

したがいまして、百瀬議員さんも御指摘がありましたように、大きな袋に入れて出したい、私はこれが一番いいというふうに思っておりますので、当面はこの袋をつくる考えは今のところ持っておりません。さらに、この収集方法を徹底をしていく、ここから始めていきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） そうですね。収集方法を徹底するっていうことがやはり一番大事だと思いますので、その次の段階として予算もかかりますが、検討していただければと思います。

次にいきます。

昨日村長は出馬表明をされました。公約も9割は実行できたと伺いました。そこで伺いますが、これからの南箕輪村の課題は何だと考えますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村の課題であります。さまざまな課題がこれあります。本当に大きいものから小さいものまであわせれば数限りない課題もあるところであります。まずはこの人口増加へどう対応していくかという、こういう課題であります。このところ人口増加は

落ちついてはきておりますが相変わらず増加傾向にあります。来年の10月ごろには1万5,000人を超えるのではないかと、こんな予想もしておるところであります。人口増加に伴いまして、保育園だとか学校施設だとかそういった施設への対応が出てまいります。人口増加の推計をどうしていくのか。適正な推計をしながら適正な施設配置、施設管理という、こういうことをやっていかなければなりません。過大過小とならないような将来計画を策定していく必要があるというふうに思っております。

2つ目として、人口増加にも伴います関連をいたしますが、地域力を向上させていく、こういった課題があるところでもあります。地域コミュニティの希薄化ということが言われております。これをどう充実をしていくのか。そして、高齢者や障害者を地域全体で支えていく、こういった組織をどうつくっていくのか。また、防災組織の充実を図り、地域全体で防災に対応していく。環境美化、このことも地域力これにつながってまいります。さらには防犯、交通安全も地域の中で守っていく、こういう必要があります。地域力の向上というのは全てのことに繋がってまいりますので、その糸口をどう見つけて、どう構築をしていくのか、これは私は大きな課題だというふうに考えておるところであります。

また、農業、産業を捉えましてもかなり課題があります。農業につきましても担い手不足、耕作放棄地の増大を懸念しております。これからの農業をどうしていくのか、本当に大きな課題となっております。また、不況の中で中小零細企業をどう支えていくのか。これらは国の動向とも関連をしてくる問題でありますけれども心配な課題であります。また、今村で一番遅れていると思っておる部分につきましても、交流や観光面であります。交流人口をどうふやしていくのか、これも考えていかなければなりません。また、住宅地の増加に伴いまして、土地利用をどうしていくのか。またこの村のすばらしい景観をどう守っていくのか、保っていくのか。これは景観行政団体への移行の中で考えていきたいというふうに思います。

今、申し上げましたように、大きな課題から小さな課題を含めると村政の課題というのは尽きないわけでありまして、村民の皆さんが思いを共有し、村民全体で解決していかなければならないものも数多くあるところでもあります。行政としてどう導いていけるのか。また行政としてどう取り組んでいけるのか。悩みが尽きないところでもありますけれども、いずれにいたしましても、課題を一つ一つ解決して前に進めていくこと、このことが大切となってまいりますので、そんなことを考えておるところでありますし、そのことが私は住みよい村、すばらしい村づくりにつながっていくというふうに確信をしております。そんなことで御理解をお願いをしたいと思います。課題は尽きないということをお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 私もその課題に向かって一步一步前進できるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

済みません。通告にはありませんが、昨日日本国民にとって大変憂慮すべき出来事がありました。午前9時49分ごろ、人工衛星と称して北朝鮮が長距離弾道ミサイルを発射しました。村への情報はどう伝えられたか、また村民への伝達はどうか伺いたしたいと思います、議長よろしいですか。

議長（原 悟郎） はい。

1 番（百瀬 輝和） これを聞いて。

議長（原 悟郎） はい。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 北朝鮮からのミサイルの発射、これは本当に国際的にゆゆしき問題であると、本当に強く非難を申し上げるところでございます。

村民への伝達でございますけれども、一般的には全国の瞬時警報システム、J－ALERTと言われるシステムと、またE m－N e tと言われる通信網によって発信をしております。災害とかいろんなそういった地震だとかそういうものはそういったことで行っております。ただ、今回のミサイルの発射につきましては、この地域は該当外だという、こういうことでありましたので、放送はいたしませんでした。これは住民の混乱を招くという、こういう観点の中で放送はしなかったところでございます。そんな点はそういう対応をしたところでございます。この地域はほとんどそういう対応をしておるところでございますので、お願いをいたします。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 済みません。村への情報がどう伝えられたかというのをお聞きしたかったのですが、報道によると政府はE m－N e tで54分ごろ、J－ALERTで59分ごろというような報道がされてましたが、村へはどんな、E m－N e tだったのかJ－ALERTだったのか、情報がどう何時ごろ来たかということ。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 村の情報でありますけれども、今村長が言いましたようにJ－ALERTといわれるものが9時55分に、また10時2分にこちらのほうに受信はしております。またE m－N e tにつきましても同じく9時55分ごろから断続的にメール配信がされておりました。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） ありがとうございます。危機管理の上で村民の安全安心を守る大変な重要なことだと考えますので、判断で村民への伝達はしなかったということだったのですが、スムーズにそこら辺もできるような形、村民の安心安全を守るという観点からこれから考えていっていただきたいと思っております。

済みません。私がちょっと心に残る詩がありましたので、最後にそれ読まさせていただきます。これは唐木順三先生、宮田村で生まれた方らしいですが、詩がありました。

「山と語り流に思ひ 風に聞き雲と遊ぶ うるはしき心のしらべ あめつちとともに」

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで1番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

以上で通告のありました9議員の質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

なお、あす14日の会議は、議事の都合により、特に午前9時30分に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕お疲れさまでした。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前10時32分

議 事 日 程 (第4号)

平成24年12月14日(金曜日) 午前9時30分 開議

第1 陳情の採決(審査結果の委員長報告)

第2 発議第1号

提案～採決

第3 議案第2号～議案第7号・議案第9号・議案第11号

討論～採決

第4 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	久保村	義輝	6番	丸山	豊
2番	百瀬	輝和	7番	山口	守夫
3番	山崎	文直	8番	都志	今朝一
4番	小坂	泰夫	9番	唐澤	由江
5番	加藤	泰久	10番	原	悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木	一直	子育て支援課長	有賀	由起子
副村長	加藤	久樹	産業課長	原	茂樹
教育長	征矢	鑑	建設水道課長	藤田	貞文
総務課長	松澤	伸夫	教育次長	田中	聡
会計管理者	中尾	由美子	代表監査委員	有賀	松雄
財務課長	山崎	久雄	教育委員長	清水	篤彦
住民福祉課長	清水	麻男			

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀	正弘
議会事務局次長	松澤	厚子

会議のてんまつ

平成24年12月14日

午前9時30分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、意見書案が提出されことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。

意見書案1件が提出されておりますので、本日の会議日程とします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、意見書案1件を本日の会議日程といたします。

これから請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し常任委員長の報告を求めます。経済厚生常任委員長。

経済厚生常任委員長（加藤 泰久） 経済厚生常任委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のように決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

陳情第6号「安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書」を審議いたしました結果、全員賛成ということで採択されました。なお、意見書も提出されます。

以上で報告といたします。

議長（原 悟郎） これから委員長報告に対する陳情第6号「安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第6号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、陳情第6号「安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「安心できる介護保険制度の実現を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 意見書を読み上げて提案にかえます。

2012年4月から3年間の65歳以上の「第1号介護保険料」は全国平均で月額4,972円に、長野県内の63保険者は281円増（「881円増」と訂正あり）の平均月額4,920円となりました。制度がスタートした第1期と比較して2,574円も上昇して、高齢者には重い負担となっています。

同時に行われた介護報酬改定は、ヘルパーの生活援助の時間区分が「1時間」から「45分」となり、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパー収入減など様々な問題が表面化しています。

- 1、介護現場の実態を踏まえ、介護報酬の緊急改定を行うこと。
- 2、国家負担を拡充し、介護保険料と利用料負担を軽減すること。
- 3、生活援助の時間短縮を見直し、必要なサービスが受けられるよう改善すること。
- 4、国の責任と財政負担により、介護職員の処遇改善をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（原 悟郎） 唐澤議員。2行目の保険者881円を281円とはどっちが正確ですか。

9番（唐澤 由江） 881円です。済みません。

議長（原 悟郎） 訂正してください。

9番（唐澤 由江） 881円増の平均月額4,920円となりました。訂正いたします。

〔議場「平成24年9月になっている」と言う者あり〕

議長（原 悟郎） それでは、ただいまの意見書の2行目の「281円」を「881円」に、地方自治法の意見書の提出に関する月日が平成24年「9月14日」になってますが、「12月14日」に訂正をしてください。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第1号「安心できる介護保険制度の実現を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

これから議案審議に入ります。

議案第2号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

2 番（久保村義輝） はい。

議長（原 悟郎） それでは、2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 2番、久保村です。この福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場から討論をいたします。

今回提出されましたこの福祉医療費についての変更、これは受給者の状況が改善をされていないのに540万円ほどの支給額を減らす、こういうことになります。その上で高校生の医療費を無料化する。そして、精神保健福祉の枠を拡大する。これがそれぞれ高校生の医療費の無料化で300万円、精神保健福祉の枠拡大で200万円、合計500万円ということであります。

この福祉医療のレセプトに対する利用者の負担を今までにも上げずに頑張ってきたわけですが、今回上げる、それと引きかえに新たな施策をする、こういうことあります。当然高校生まで医療費を無料化しよう、こういうことが今までにも提起をし、そういう方向で来たわけあります。しかし、多くの受給者に対する負担をふやす中で、それと引きかえにやるということに対しては問題がある、こういう立場で、受給者に支給額が減っていく、こういうことに対する施策に対して反対をいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はありませんか。

4 番、小坂泰夫議員、賛成ですか、反対ですか。

4 番（小坂 泰夫） 賛成です。

議 長（原 悟郎） 4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 私はこの改正案に賛成の立場で、まず、私には理由が2つあります。執行部側からも説明がありましたとおり、医療費全体が伸び続けている現状の中で、このレセプトに関して300円のままでいくとなると、実際にこの保険料を払う者の診療を受けない人と診療を受ける人の差が、医療費全体が伸び続けている現状においてはどんどん差が広がってしまうということで、保険料を払うのみの人にとって差別のままこの条例が続いてしまうというのがよくないのではないかとという点。

もう1点は、もしこのレセプトの300円を500円に上げるなどという考えを持つのであれば、今回年齢を15歳から18歳に引き上げる、また入通院まで改善する部分を行うなどということによってこの制度の改正をするなどという、そういう意見になるのではないかと私は思います。私は今回改善をする部分と、あとまたレセプトの差別の差が広がらないための調整をする、そういう点においてこの執行部側からの提案、改正案について賛成いたします。

議 長（原 悟郎） 7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 私も賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

いずれにしても、ちょっと今反対という意見の中で、確認だけちょっと私はしときたいのですが、この中の法案は18歳未満、いわゆる高校生まで医療費無料化ということになっております。これにも反対するというので私は捉えたのですが、それでよろしいと思います。

それから、私はこういう医療制度っていうのはこれから社会保障っていうのは年々伸びるばかりなので、ただ応分の負担っていうのはそれぞれの形の中でしていかなきゃならないというのがこれからの世の中じゃないかなと思います。そういう中で私はある程度今後の中はそうした浮いたお金をこれから世の中のこれから背負っていただく若い者にこういう形でもって補助をしていく、こういう形っていうのは大事じゃないかなと思っているわけですので、こういう形での改正は私は賛成の立場であります。

以上です。

議 長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 悟郎） これで討論は終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号「南箕輪村暴力団排除条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「南箕輪村暴力団排除条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」は原案のとおり可決されました。

議案第9号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第9号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第11号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

以上で、議案の審議・採決は終わりました。

ここで委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

12月定例会、12日間の会期、お疲れさまでございました。また、全議案、可決決定をいただきありがとうございます。議案審議や一般質問でいただきました御意見、御提言につきましては今後に活かしてまいります。

平成24年度も3カ月半となってまいりました。計画をしました事務事業は着実の推進に努めていかなければならないと思っております。また、ことしは12月から雪が降り、天候不順な面もあります。雪への対応には万全を期してまいります。今平成25年度の予算編成時期となっていますが、経済不況や先行き不透明の中での編成であり、厳しい予算編成であります。基本的には何回も申し上げておりますとおり、村長選を控えまして骨格予算であります。地区の要望事業や村民生活に直結する事業は当初予算に計上をさせていただきたいと思っておりますので、こんな点は御理解をお願いいたします。また、経常経費につきましても、無駄を省き効率化に努めてまいります。村3カ年実施計画を見ても、来年度はここ何年か経験をしたことのないようなかなり厳しい予算状況となっておりますが、村の発展や村民生活に優しい予算となるよう努めてまいります。

衆議院選挙も最終盤となり、あさってが投票日であります。今日本は景気対策、雇用問題、社会保障の問題、消費税やエネルギー問題等々、課題や問題が山積をしております。どの党が政権を担っても課題への早期対応を図っていただき、この国をどうしていくのか、国民の生活をどうしていくのか、真摯の議論を願うものであります。そして、党利、党略ではなく、前に進む政治をしていただき、国のため、国民のための政治を願うものであります。

私の残された任期もあと4カ月となっております。2期8年の締めくくりができるよ

う厳しい時代に対応しながら全力で頑張ってまいりますので、議員各位の御協力をお願いをいたします。

これから寒さ厳しくなってまいります。健康には御留意いただきながら、村民の先頭に立っての御活躍をお願いをいたします。慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 衆議院議員選挙の中での議会でありました。16日は投票日であり、これからの日本の未来を決める大事な選挙となります。どのような結果が出ても、議会議員として村民のための議会活動を進めてまいりたいと思います。

また、年の瀬を迎え、何かと御多忙のことと思いますが、健康には十分留意され、ますますの御活躍を祈念申し上げ、これをもって平成24年第4回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） お疲れさまでした。

閉会 午前 9時55分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員